

令和3年度

宮城県歳入歳出決算審査意見書

宮城県基金運用状況審査意見書

宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

宮城県内部統制評価報告書審査意見書

宮城県監査委員

目 次

I 宮城県歳入歳出決算審査意見書

| | | |
|-----|--------------|----|
| 1 | 審査の対象 | 1 |
| 2 | 審査の方法 | 1 |
| 3 | 審査の結果及び意見 | 2 |
| (1) | 審査の結果 | 2 |
| (2) | 意見 | 7 |
| 4 | 決算の概要 | 18 |
| 5 | 決算参考資料 | 21 |
| (1) | 一般会計 | |
| ア | 款別歳入額 | 21 |
| イ | 県税税目別課税収入状況 | 22 |
| ウ | 県税以外の収入未済状況 | 23 |
| エ | 款別歳出額 | 26 |
| オ | 前年度からの繰越額一覧表 | 27 |
| カ | 翌年度への繰越額一覧表 | 28 |
| キ | 四半期別資金の状況調 | 30 |
| (2) | 特別会計 | |
| ア | 会計別歳入額 | 32 |
| イ | 会計別歳出額 | 33 |
| ウ | 収入未済状況 | 34 |
| エ | 前年度からの繰越額一覧表 | 35 |
| オ | 翌年度への繰越額一覧表 | 35 |
| カ | 四半期別資金の状況調 | 36 |
| (3) | 財産等 | |
| ア | 公有財産 | 38 |
| イ | 重要物品 | 39 |
| ウ | 債務保証及び損失補償 | 39 |
| エ | 債権 | 39 |
| オ | 基金 | 43 |
| カ | 県債 | 46 |

II 宮城県基金運用状況審査意見書

| | | |
|-----|-----------------|----|
| 1 | 審査の対象 | 49 |
| 2 | 審査の方法 | 49 |
| 3 | 運用の状況 | 50 |
| (1) | 土地基金 | 50 |
| (2) | 企業立地資金貸付基金 | 51 |
| (3) | 美術品等取得基金 | 52 |
| (4) | 高等学校等育英奨学資金貸付基金 | 53 |
| 4 | 審査の結果及び意見 | 54 |

III 宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

| | | |
|---|-----------|----|
| 1 | 審査の対象 | 55 |
| 2 | 審査の方法 | 55 |
| 3 | 審査の結果及び意見 | 55 |

IV 宮城県内部統制評価報告書審査意見書

| | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 審査の対象 | 61 |
| 2 | 審査の着眼点及び実施内容 | 61 |
| 3 | 審査の結果及び意見 | 62 |

〈参考〉前年度意見に対する執行部の対応状況

| | |
|----------------------------|----|
| ・前年度決算審査意見に対する執行部の対応状況 | 65 |
| ・前年度基金運用状況審査意見に対する執行部の対応状況 | 99 |

宮監委 第 54 号

令和 4 年 9 月 12 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

| | | | | |
|---------|---|---|---|----|
| 宮城県監査委員 | 高 | 橋 | 伸 | 二 |
| 宮城県監査委員 | 渡 | 辺 | 忠 | 悦 |
| 宮城県監査委員 | 成 | 田 | 由 | 加里 |
| 宮城県監査委員 | 吉 | 田 | | 計 |

令和 3 年度宮城県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定により審査に付された令和 3 年度宮城県一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに令和 3 年度宮城県基金運用状況について、別添のとおり意見書を提出します。

宮城県歳入歳出決算審査意見書

I 宮 城 県 歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書

1 審 査 の 対 象

令和4年7月12日審査に付された令和3年度宮城県歳入歳出決算は、次のとおりである。

- (1) 宮 城 県 一 般 会 計 決 算
- (2) 宮 城 県 公 債 費 特 別 会 計 決 算
- (3) 宮 城 県 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 特 別 会 計 決 算
- (4) 宮 城 県 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 決 算
- (5) 宮 城 県 中 小 企 業 高 度 化 資 金 特 別 会 計 決 算
- (6) 宮 城 県 農 業 改 良 資 金 特 別 会 計 決 算
- (7) 宮 城 県 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 特 別 会 計 決 算
- (8) 宮 城 県 林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 特 別 会 計 決 算
- (9) 宮 城 県 県 有 林 特 別 会 計 決 算
- (10) 宮 城 県 土 地 取 得 特 別 会 計 決 算
- (11) 宮 城 県 港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計 決 算

2 審 査 の 方 法

一般会計及び各特別会計の全般について、決算の計数は正確であるか、予算の執行は議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に行われているか、収入、支出、契約及び財産管理等の財務の執行に関する事務については、関係法令等に基づき適正に処理されているかの視点をもって、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、別に実施した定期監査及び例月出納検査の結果を参照し、慎重に審査を行った。県警察については、これらに加え、捜査員から聴取調査を実施した。

3 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

令和3年度宮城県歳入歳出決算について審査した結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算における計数並びに収入、支出、契約及び財産管理等の財務に関する事務の執行については、関係法令等に従い、概ね適正に処理されているものと認められた。

以下において、留意改善すべき事項として、既の実施した定期監査等（令和3年9月から令和4年8月まで実施）において認められた不適切な事務処理の内容を示す。

[予算・決算関係事務]

- ① 予算調整において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。
 - 委託契約及び工事請負契約において、前金払済みであるにもかかわらず契約額全体を繰越として事務処理を行い、予算不足となったため、他の工事請負契約の一部について年度訂正を行い不足予算の確保を行っていたもの【仙台塩釜港湾事務所】
 - 歳入歳出予算に計上せず、他団体から助成金を受領して研修会の費用等に充てていたもの【仙台二華高等学校】
- ② 印刷物作成において、発注誤りによる印刷費用の追加支出が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。
 - 宮城県議会議員選挙の選挙公報について、印刷業者への誤った発注により、再印刷となり追加支出を生じさせたもの【市町村課】

[収入関係事務]

- ① 県税の収入未済額は、26億6,615万7,520円と前年度を12億2,499万6,491円（△31.4%）下回っているが、この主な要因は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例分の徴収猶予額の納付が進んだほか、市町村との連携によるものである。依然として多額の収入未済額が認められることから、引き続き適切な徴収対策を継続する必要がある。
 - 県税収入未済額【税務課・地方税徴収対策室】

| | | | |
|------|----------------|------------------|------------------------------|
| 現年度分 | 939,977,149円 | (2,109,781,006円) | |
| 過年度分 | 1,726,180,371円 | (1,781,373,005円) | |
| 合計 | 2,666,157,520円 | (3,891,154,011円) | * ()内の数字は、令和2年度決算額を表す。以下同じ。 |

- ② 県税以外の収入未済額（繰越事業に係る国庫支出金等の未収入特定財源等を除く。）は、特別納付金、児童扶養手当給付費返還金、県営住宅使用料など一般会計及び特別会計の合計で21億6,748万1,292円と前年度を5億3,000万4,857円(+32.4%)上回った。これは、県営住宅使用料の収入未済額が減少した一方で、特別納付金、児童扶養手当給付費返還金などの収入未済額が増加したことなどによるものである。収入未済の縮減に向け、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

○特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）に係る収入未済額

【循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室・新最終処分場整備対策室・放射性物質汚染廃棄物対策室】

| | | |
|------|-----------------|-----------------|
| 現年度分 | 164,723,643 円 | (133,422,845 円) |
| 過年度分 | 836,782,011 円 | (704,603,166 円) |
| 合 計 | 1,001,505,654 円 | (838,026,011 円) |

○児童扶養手当給付費返還金に係る収入未済額【子ども・家庭支援課】

| | | |
|------|--------------|----------------|
| 現年度分 | 4,924,110 円 | (708,980 円) |
| 過年度分 | 13,217,510 円 | (13,095,970 円) |
| 合 計 | 18,141,620 円 | (13,804,950 円) |

○県営住宅使用料に係る収入未済額【住宅課】

| | | |
|------|--------------|----------------|
| 現年度分 | 13,368,900 円 | (15,534,350 円) |
| 過年度分 | 21,666,070 円 | (22,124,027 円) |
| 合 計 | 35,034,970 円 | (37,658,377 円) |

○その他の収入未済額

| | | |
|------|-----------------|-----------------|
| 現年度分 | 451,627,638 円 | (78,813,434 円) |
| 過年度分 | 661,171,410 円 | (669,173,663 円) |
| 合 計 | 1,112,799,048 円 | (747,987,097 円) |

- ③ 国庫補助事業において、不適切な事務処理による県費の持ち出しが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

○間接補助事業で、令和4年3月末までに県から補助対象者への補助金交付を完了する必要があるところ、5月に交付したことにより国庫補助事業の対象外となり、県費の持ち出しとなったもの【空港臨空地域課】

| | | |
|-------|--------------|------------|
| 補助事業費 | 79,645,757 円 | |
| 補助金 | 39,822,878 円 | (国費2分の1補助) |

[支出関係事務]

- ① 委託料などにおいて、二重払い、支払遅延及び延滞金の発生など不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。
 - 委託料において、支払遅延による延滞金の発生が認められたもの【原子力安全対策課】
 - 補償金において、支払遅延による延滞金の発生が認められたもの【仙台塩釜港湾事務所】
 - 委託業務において、支払完了後に再度請求書を徴収し支払を行ったもの【白石高等学校】
 - 切手購入等において、資金前渡を行い購入したが、精算に必要な領収書の添付がなかったもの【高等看護学校】
 - 需用費において、出納閉鎖後に翌会計年度予算からの支出を行っていたもの【高校教育課】
 - 需用費において、支払遅延防止法に規定する支払時期を超過し、かつ出納閉鎖後に翌会計年度予算からの支出を行っていたもの【保健体育安全課】
- ② 補助金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。
 - 補助金の交付事務において、交付要綱で概算払は交付決定の8割を上限とする規定であるが、交付決定額全額を概算払としていたもの【みやぎ米推進課】
 - 補助金の交付事務において、事業主体からの請求金額と異なる金額で国に概算払請求を行っていたもの【農村整備課】

[財産管理関係事務]

- ① 教育財産において、引き続き財産の報告が適正に行われていないものが認められたので、今後再発しないよう内部統制の整備など、対策を講じられたい。
 - 前年の財産撤去に係る異動報告に引き続き、教育財産の取得に係る異動報告が適正に行われていなかったもの【水産高等学校】
- ② 普通財産において、無償貸付の更新手続がなされていないものが認められたので、速やかに是正するとともに、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

- 申請者から更新申請書が提出されていたが、更新手続がなされていないもの及び更新申請書が未提出となり更新手続が適切に行われていなかったもの【管財課】

[契約関係事務]

- ① 委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。
 - 業務委託内訳書と成果報告書に不整合があり、設計積算に誤りがあったもの【気仙沼土木事務所】
 - 工事請負契約において、監督員の不在期間が発生していたもの【気仙沼地方振興事務所】
 - 委託契約において、提出された成果品の手直しが必要であるにもかかわらず、履行期間の延長に係る変更契約を行うことなく、履行期間内に業務完了したものとして整理し、履行期限後に成果品の手直しを行っていたもの【黒川高等学校】
 - 委託契約の見積合わせにおいて、見積金額は消費税及び地方消費税を除いた金額で提出するよう通知していたが、実際の見積合わせでは、税込みの金額として取扱い、契約を締結していたもの【オリンピック・パラリンピック大会推進課】
 - 委託契約において、予定価格を超えた額で契約を締結していたもの【社会福祉課】

[その他の事務]

- ① 社会保険関係事務において、著しく適正さを欠き速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など対策を講じられたい。
 - 被保険者資格喪失届の届出失念により、退職した非常勤職員の健康保険料等を支出し続けていたほか、再任用職員及び会計年度任用職員の賞与に係る事務手続を怠り過払いとしていたもの。さらに、社会保険料について、昨年度に引き続き支払遅延により延滞金が発生したものの。また、退職した臨時職員について社会保険に未加入であったのに社会保険料を控除し、かつ、控除額の還付が大幅に遅延したものの。退職した臨時職員について、賃金及び社会保険料の誤りによる追給を行う際に源泉徴収を行わなかったもの【東部保健福祉事務所】
- ② 諸手当認定及び支給事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など対策を講じられたい。
 - 職員の諸手当について、認定事務を適時に行わず多数の職員に係る手当が誤支給となり複数年度にわたる多額の是正処理が発生したものの【東部保健福祉事務所】
- ③ 歳入歳出外現金において、不適切な処理が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。
 - 委託契約に係る契約保証金について、完了検査後に受注者に返還していなかったもの【畜産試験場】
 - 会計年度任用職員の住民税について、納入すべき金額と異なる金額の払出しを行い不足額を立替払したものの。また会計年度任用職員の期末

手当に係る所得税について、払出しを行っていないもの【動物愛護センター】

○委託契約に係る契約保証金について、完了検査後に受注者に返還していないもの【仙台地方振興事務所】

○賃貸借契約に係る契約保証金について、契約期間満了後に受注者に返還していないもの【仙台土木事務所】

○会計年度任用職員に係る住民税について、納付期限に遅延し督促手数料が発生したもの【美術館】

※なお、(2)意見①ウで述べる保管金の長期間に及ぶ残額不足については、実態の解明途上であり、随時監査も行っていることから、適切な時期に、別途、監査結果を提出するものとする。

- ④ 会計事務等に係る内部牽制において、不適切な対応が認められたので、改善及び是正されるよう対策を講じられたい。
- 会計指導検査において、複数年にわたり同様の内容での指摘が継続していることに加え、新たな不備が指摘されるなど、改善や是正に向けた十分な取組がされておらず地方出納員としての審査確認などが適切に行われていないもの【動物愛護センター】
- ⑤ 高等学校就学支援金事務において、著しく適正さを欠き速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など対策を講じられたい。
- 高等学校就学支援金事務において、世帯合算所得金額が受給資格要件を満たしているかを確認せず認定・支給し、また、それを授業料に係る債権の弁済に充てていたもの【仙台第二高等学校】
- ⑥ 事務事業の執行が関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。
- ふるさと納税ワンストップ特例申請者に係るデータを該当市町村に送信しなかったことにより、確定申告を行わなければ令和4年度の住民税の寄附金税額控除の適用が受けられない寄附者が発生したもの【税務課・地方税徴収対策室】
- ⑦ 委託業務において、執行権限を越えた執行が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。
- 委託業務の変更契約の決裁について、専決区分が部長に属するところ複数年課長決裁により変更契約を締結していたもの【消防課】
- 委託業務の契約の決裁について、専決区分が部長に属するところ複数年課長決裁により執行していたもの【原子力安全対策課】
- 委託業務の契約の決裁について、専決区分が部長に属するところ複数年課長決裁により執行していたもの【医療政策課・医療人材対策室】
- ⑧ 統計関連事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。
- 毎月勤労統計調査のデータ入力について、調査票が未提出の際に以前に提出されたデータと同様の内容を入力していたもの【統計課】

(2) 意見

令和3年度は、これまでの「宮城の将来ビジョン」「宮城県震災復興計画」及び「宮城県地方創生総合戦略」に掲げる理念を継承し、計画の一本化を図った「新・宮城の将来ビジョン」（令和3年度～令和12年度）の初年度であり、持続可能な開発目標（SDGs）の「包摂性」「統合性」といった特徴等を反映し、「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」と、子育て支援や教育分野を新たに加えた「政策推進の基本方向」の4本柱の下に各種事業が実施された。これらの実施状況について、付託された令和3年度歳入歳出決算に係る審査の結果を踏まえ、次のとおり意見を述べる。

① 健全な財政運営と適切な財務の執行

ア 決算状況

本県の令和3年度の一般会計及び特別会計の歳入決算額は1兆7,549億6,232万6,568円、歳出決算額は1兆6,895億5,869万6,302円で、歳入歳出差引額（形式収支額）は654億363万266円の黒字となった。形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源331億7,320万575円を控除した実質収支額は、322億3,042万9,691円の黒字で、このうち一般会計の実質収支額は268億9,718万2,241円の黒字となった。

基金は計43基金で、令和3年度末現在高の総額は3,766億1,539万5,400円であり、前年度と比べ438億7,957万922円の増加となっている。

県債残高は1兆7,019億319万6,193円で前年度と比べ214億6,355万5,450円（+1.3%）の増加となった。県債管理基金残高は1,758億5,577万3,672円で、前年度と比べ167億5,249万3,716円（+10.5%）増加し、財政調整基金残高は3年連続で200億円を下回り、161億94万8,093円と前年度と比べ14億6,066万4,306円（△8.3%）の減少となっている。

このように、一般会計の実質収支額が黒字を計上し、県税収入もわずかに増加傾向にあるが、地方一般財源総額の伸びが期待しにくい中、毎年度、当初予算編成時には、通常事業に要する財源不足に対応するため、財政調整基金の取崩しを行っている。また、結果的に令和3年度における県税収入については、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は全体的に見られなかったものの、依然、国税

及び県税を問わず、長期化する新型コロナウイルス感染症拡大やウクライナ情勢による経済活動への悪影響が税収に及ぶことが懸念されることから、堅実な財政運営が必要な状況に変わりはない。

イ 健全化判断比率等の状況

本県では、令和3年度から「宮城県行財政運営・改革方針（第1期：令和3年度～令和6年度）」に基づき、「新・宮城の将来ビジョン」の推進を支える、持続可能な行財政運営に向けて財政基盤と組織体制の強化及びDXを通じた業務とプロセスの変革に取り組んでいる。

同方針で財政基盤の強化については、「みやぎ財政運営戦略（第3期）」及び「宮城県公共施設等総合管理方針」を推進することとし、当該戦略では、実質公債費比率、将来負担比率の安定推移及び県債残高の適正管理を達成指標として掲げて、歳入確保や歳出削減に取り組んでいる。令和3年度の財政力指数は0.59731で、令和2年度と比べ0.02918ポイント低下した。これは、令和3年度は前年度に比較し、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減収が見込まれたため、分子となる基準財政収入額が減少したことによるものであり、他の都道府県も同様の傾向である。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は89.0%であり、7.3ポイント改善した。財政構造の硬直化が常態化しているものの、全体として安定的に推移しており、令和3年度も前年度に引き続き実質赤字は発生していない。また、実質公債費比率は11.2%で前年比0.8ポイント、将来負担比率は146.9%で12.2ポイント改善するなど、健全化判断比率はいずれも健全な範囲内である。今後とも、不安定要素も多い県税収入の推計の精度を上げながら、達成指標の実現に向けた取組を着実に進められたい。

なお、県債残高の約40%は、地方財源の不足に対処するため特例的に発行する臨時財政対策債であり、増加傾向にあることから、後年度、理論値で基準財政需要額に算入される元利償還金相当額と実際の償還額が、累計で均衡が図られるよう、引き続き、適切な管理に努められたい。

ウ 歳入歳出外現金の適正管理

一般会計及び特別会計に係る例月出納検査において、歳入歳出外現金のうち保管金（所得税本庁分）の長期間に及ぶ約2,000万円の

残額不足が認められた。早期に実態を解明し、所要の措置を講じられたい。また、長期にわたり当該事実が表面化しなかった理由について分析し、内部統制上の重大リスクと捉え、再発防止に取り組まれたい。

さらに、契約保証金や住民税の支払遅延等も発生していることから、各科目及び案件ごとの受入れ・払出しについては紐付けし確実に行われたい。

エ 県民への説明責任

毎年、当初予算においては財源不足が生じている現状であることから、県民に対しては、「中期的な財政見通し」等を通じて県財政の現状と見通しについて明示するとともに、毎年度の各事業の実施による成果、効果等についても、行政評価指標等を適宜見直しながら分かりやすい情報提供に努められたい。また、特に、令和7年度まで延長されることとなった「みやぎ環境税」や令和5年2月で終期を迎える「みやぎ発展税」など、一定の政策目的のため、県民が負担している超過課税等に関しては、その目的等に照らして、実施事業の有効性について十分に検証の上、成果について多くの機会を捉えて積極的かつ客観的な指標を示しながら具体的に説明されたい。

なお、予算及び歳入歳出決算附属書を含む決算資料等、財政状況を県民に説明する上で不可欠な情報については、県民の利便性を重視し、ホームページから年度ごとにまとめて、容易にアクセス可能となるよう他県の例も参考に検討されたい。

オ 経済性・効率性・有効性を重視した運営

「新・宮城の将来ビジョン」では、「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」に引き続き取り組みつつ、「富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進」「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」「強靱で自然と調和した県土づくり」を施策の基本方向として、将来にわたり発展する宮城の構築を目指している。

こうした中、新型コロナウイルス感染症拡大防止と経済循環の両立や多発する災害への対応も求められているため、「みやぎ財政運営戦略（第3期）」の着実な推進により持続可能な財政運営と政策推進との両立に取り組み、多くの人々の負担と支援で成り立ってきた復興事業による有形無形の資産を十分に生かし、更に経済性・効率性・有効性を重視し、費用対効果も踏まえた財政運営が県組織に根付くように努められたい。

カ 精度の高い予算管理と執行

国庫支出金の受入れに係る事務処理において、間接補助事業における支払時期の遅延により歳入欠損となった事案が認められた。また、繰越額を誤った事案も複数認められている。東日本大震災復旧・復興に係る交付金等の精算事務は目前に迫っていることから、誤りのない事業費精算が行われるよう厳正な事業の進行管理に努められたい。特に、一部の防潮堤工事やほ場整備に伴う換地処分が未了となっている事案も認められるため、早期完了に向けて取り組まされたい。

キ 公社等外郭団体の経営改善と自立的運営

県政の推進のために県が関与している公社等外郭団体は、「第5期宮城県公社等外郭団体改革計画」（平成30年度～令和3年度）に基づき、各団体の経営改善や県の財政的関与の適正化などが求められてきた。令和3年度の財政的援助団体等監査では、長期滞留債権、長期未収金を抱えている団体が認められたため、新たな「宮城県公社等外郭団体自立推進計画（令和4年度～令和6年度）」に基づき県では、経営改善や長期未収金等の解消に向けた助言や指導に努め、その自立的な取組を促進されたい。

また、事業内容については、県において関与する必要性を常に検証するとともに、公の施設の指定管理については「指定管理者制度運用指針」に基づき、公募を原則とし、サービス向上のため、より多くの応募者があるように取り組むとともに、非公募に当たっては、適切な手続の下で行われるよう引き続き留意されたい。

ク 地方公会計制度の活用

本県では、統一的な基準による地方公会計により、令和2年度財務書類等及びその前提となる会計年度末時点の固定資産台帳を作成し、令和4年3月に公表した。これらの財務書類等については、他県との比較や施設別あるいは事業別のセグメント分析などを行うことにより、資産管理や受益者負担の適正化及び業務の効率化などで試行的に活用されているが、総務省の「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」（令和4年8月）において公表された活用事例も参考として、更なる活用を図られたい。また、地方公会計制度で必要な企業会計的手法についての知識は、地方公会計のみならず公営企業会計及び公社等外郭団体や民間企業の経営状況を知る上でも有益なものであることから、各種研修を一層充実されたい。

ケ 収入未済の縮減

令和3年度の一般会計及び特別会計の収入未済額（繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。）は、総額48億3,363万8,812円で、前年度に比べ6億9,499万1,634円減少している。このうち、県税の収入未済額は26億6,615万7,520円で、前年度と比べ12億2,499万6,491円減少した。これは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例分の徴収猶予額の納付が進んだほか、市町村との連携によるものである。また、県税以外の収入未済額（繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。）は、21億6,748万1,292円で、前年度に比べ5億3,000万4,857円増加した。

収入未済額の縮減については、宮城県収入未済額縮減推進会議において取組方針を定め、令和元年度から令和3年度まで、県税以外では3億円を縮減する目標を定めているところであるが、平成30年度末の収入未済額16.6億円に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大や特別納付金（竹の内産業廃棄物処分場行政代執行関係等）の増加等により令和3年度末の収入未済額は21.4億円と約4.7億円増加し目標達成には至らなかった。令和4年度以降については、3か年で3億円縮減する目標を設定していることから、目標達成に向けた取組を鋭意進められたい。

県税については、「第5次県税滞納額縮減対策3か年計画（令和元年度～令和3年度）」に基づく取組を進めたこと、新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予の特例措置の猶予期限が到来し納付されたことなどから、令和3年度は、前年度より12.2億円減の26.6億円（対前年比△31.5%、うち不納欠損額2.2億円）となり、収入未済額30億円以下とする目標を達成したが、30億円以下となったのは、昭和57年度（28.7億円）以来のことである。「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画（令和4年度～令和6年度）」では、収入未済額の目標は23.5億円以下としていることから、確実に目標を達成されるよう努められたい。

コ 貸付金の債権管理の徹底

母子父子寡婦福祉資金貸付金において、債権回収会社に回収困難としていた1,000万円について徴収委託し340万円を回収し、看護学生修学資金貸付金においては、全ての収入未済の解消を図ったほか、医学生修学資金等貸付金において収入未済額398万円のうち100万円を回収するなど、成果を着実に上げている。また、徴収猶予や免除手続等の失念や時効による不納欠損が認められなかったこと、貸付時における連帯保証人も含めた返済手続の説明、債務者の償還状況に応じて連帯保証人へ督促等を行っていることは評価する

ところである。今後は、新たな収入未済の発生の防止に努めるとともに、債権管理を含め引き続き収入未済の解消に努められたい。また、介護福祉士等修学資金貸付金についても、他の貸付金と同様に債権管理を含め引き続き収入未済の解消に努められたい。

なお、やむを得ず不納欠損処理を行う場合は、負担の公平性や県の取組について、県民に対する説明責任を十分に果たされたい。

サ 補助金の適正執行

補助金交付手続については、平成29年度の包括外部監査において、14項目にわたる監査結果や意見が示され、令和元年度に「補助金交付手続の改善方針」が改定されたところであるが、間接補助事業において支払時期の遅延により歳入欠損となった事案のほか、実績報告書の提出期限が守られていない事案が多数発生している。今後、「補助金交付事務に係る確認用チェックリスト」を有効に活用すること等により、事務の適正な執行に努めるとともに、申請時におけるヒアリングや現地調査及び実績確認時におけるヒアリングや写真確認、証拠書類の検証の徹底など、確実な履行確認に引き続き努められたい。

シ 財産の適正管理

公有財産については、公有財産規則に基づき適正に管理されるべきものであり、備品については、令和3年度行政監査を実施し、備品の管理体系の再確認、備品照合の確実な実施、正しい備品管理台帳の整備等について意見を述べたところである。建物の引継については、公有財産台帳において、例年異動報告の遅延が発生していることから、改善に取り組まれたい。また、令和5年度に予定されている基幹業務システムの運用開始に伴い、新たな「財務・庶務事務システム」において、「仕訳」項目が新設され、地方公会計における固定資産台帳に影響する項目であることから、本庁、公所において誤りのない運用を行うよう留意されるとともに、各種台帳の修正等において、人的なミスなども想定されるため、台帳の修正等におけるチェック機能の強化などについて検討されたい。また、公有財産を管理する新たな「財産管理システム」については、各執行機関での入力となることから、研修などにおいて十分な周知を図られたい。

なお、基幹業務システムへのデータ移行については、財務・庶務事務システム等にとどまらず、現行システムからの各種データの移行において、データが正確であることはもとより、現状との整合が図られるよう留意されたい。

② 内部統制の定着と組織体制の強化

ア 内部統制の取組状況と課題

本県では、「宮城県内部統制基本方針」に基づき、平成27年3月に「宮城県内部統制行動計画～会計事務編～」を作成し、同年7月から全国に先駆けて、内部統制を取り入れてきたところであり、地方自治法の改正により、同計画を、会計事務に予算・決算・財産も加えた「財務事務編」に改正し、令和元年7月からの仮運用を経て、令和2年4月から正式運用を開始した。令和3年度内部統制評価報告書について、審査を行った結果、一部を除き評価手続及び評価結果は概ね相当である旨の意見を述べたところである。

地方公共団体における内部統制とは、自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することであり、全ての職員によって遂行されるべき取組であるが、定期監査では、依然として「知識不足」「連携不足」「進行管理不足」による事務処理の誤りが後を絶たず、高等学校等就学支援金の受給資格の誤認定、ふるさと納税に伴うワンストップ特例を行うためのデータの誤りなど、県民等に直接影響するミスも発生しており、内部統制システムが組織全体に更に「溶け込む」ことが必要である。

そのためには、各事務執行担当者が日頃から会計課等で公表している規程や手引き、マニュアル等の理解を深めるとともに、現行制度における所属での重点リスクとチェックポイントの設定に当たっては、各部局の方針、前年度の監査や会計指導検査結果、ミスの発生状況を踏まえた上で、総務担当や管理職で案を作り職員に伝えるだけでなく、全職員が当事者としてリスクを考え参画することが必要である。また、中間評価時には、当該年度に発覚した誤りなども反映した見直しを図るなど、PDCAを回し、内部統制を動的な取組として組織に根付かせる必要がある。

また、各所属においては、ミスの見える化のために、「業務フロー図、チェックシート、進行管理表」の3点セットの整備、発生したミスやリスクの引継など、内部統制推進のための具体的な取組が進みつつあり、さらなる好事例の横展開が期待されるが、内部統制の「整備上の不備」「運用上の不備」の評価に当たっては、令和4年度に改正された「宮城県内部統制行動計画～財務事務編～」の具体例も参考とし、単に、規程やマニュアルがあることのみをもって整備されているとするのではなく、その内容がリスクに十分に対応

しているか、あるいは、3点セットなど、所属においてミスが起きない仕組みが整備されているかを重視し取り組まれたたい。

定期監査においては、地方出納員や管理職が十分なチェック機能を果たせず、業務が担当者任せになり、発生したミスの原因特定や修復に時間を要した事案も見受けられる。直接の財務事務の経験を経ることなく、初めて管理職となる職員もいることから、財務事務や内部統制に関する一定の知識は県職員として必要な基礎力であるとの視点を持って人材育成を強化する必要がある。

イ 県職員としての基礎力と人財の育成

本県組織では震災以降、各職員が復興という目標に向かって、多くの応援職員の力を借りながら、通常ではない量と質の業務に取り組み、得がたい経験を積んできたが、その後も自然災害や感染症、家畜伝染病など全庁的対応が絶え間なく発生し、組織的に人材育成に落ち着いて取り組みにくい状況が続いている。行政需要の多様化、複雑化、高度化は絶え間なく進んでおり、震災復興での経験も生かして行政サービスの質を向上させるためには、改めて、幹部、中堅、若手を問わず一人ひとりの職員が、OJTや職場内研修、相互研さん、外部研修、関連資格の取得など、あらゆる機会を通じて、今後の県政に対応できる力を、更に身につけることが重要となる。

「みやぎ人財育成基本方針」では「創造性豊かで自律的に行動する県職員」像を目指しているが、その基礎となる力として、従来の地方自治制度や法制執務の知識、コミュニケーション力やコンプライアンス、健康管理等を含む自己管理能力等に加え、例えば、前述した地方公会計も含む財務や内部統制に関する知識、後述する経営管理も含むICTやDXに関する知識、危機対応力、各種統計を読み解き政策判断に活用する力等を明示し、キャリアアップ支援の仕組みと併せ、オンライン研修等も充実させながら職員が目標として取り組みやすい環境を作ることが必要と考える。

ウ 職員の健康管理と働き方改革の推進

現在、先のまだ見えない新型コロナウイルス感染症対応等により、職員の負担は大きく、時間外勤務時間は震災前までは一人月平均10時間未満であったものが、令和3年度は20.7時間と前年度18.8時間より更に増加している。また、知事部局の精神疾患による7日間以上の病休取得者は平成22年度67人に対して令和3年度95人と1.4倍となり、教育委員会でも精神疾患による休職者数は高止まりして

いる状況にある。

業務量の増加に対しては、本来、人員増で対応するべきところ、将来的な財源の見込み等から容易に増員できない状況もあり、各所属において業務配分、人員配置に工夫を凝らしているが、より精度の高い職員定数の配分や欠員が生じない職員採用・配置に努めるとともに、ストレスチェックの活用や衛生委員会の活発化など各種労働安全衛生の取組を更に推進・充実されたい。

「宮城県行財政運営・改革方針」では、ICT活用と働き方改革を推進することとされ、「業務の生産性の向上」「柔軟な働き方の推進」に取り組んでいる。生産性の向上では、令和3年度においては、AIを活用した議事録作成支援システムやWeb会議システムの整備、RPAの活用や庁内イントラネットを通じた各種事務効率化事例の横展開を進め、例えば、議事録作成支援システムでは5,818時間、Web会議では約2,000時間、RPAの活用では168時間の削減効果を上げたとしている。また、柔軟な働き方としては、在宅勤務のために専用PCを追加整備しているが、更なる整備のため民間クラウドサービスの活用も検討しているとされている。今後とも、幹部職員がリーダーシップを発揮し、先進事例の研究を行いながら、目標値を定めた上で、全庁をあげて、業務の生産性の向上と柔軟な働き方の推進に努められたい。

エ DXの推進

DXの推進は急激な少子高齢社会を迎えている今後の県民生活・県政に欠かせず、今、最優先で取り組むべき課題の一つである。「みやぎ情報化推進ポリシー」では、前述した「働き方改革の推進」に係る取組のほか、「最適化による県民サービスの向上」「地域の課題解決と活力の創出」を重点目標に、113の個別施策について目標を持って取り組むこととされている。宮城県情報化政策推進本部を中心として組織を強化し、横断的に実質的な議論を深め、将来に向けた県政の基盤づくりに取り組まれたい。

また、DXは、単に業務効率のためICT技術で既存制度を置き換えるだけのものではなく、仕組自体を変え、質の向上を図ることを目指すものである。このため、推進の過程においては、権限に基づき業務を行う行政組織の本質的弱点である縦割りの弊害の是正についても併せて取り組む好機である。この他の全庁的・横断的政策推進についても、各種本部会議等を活発化し、部局を超えた政策決定、判断がそれぞれ主体的・積極的に行われるよう取り組まれたい。

③ 特に配慮すべき事項

ア 男女共同参画の推進

本県では、平成13年に宮城県男女共同参画推進条例を施行し、平成15年に「宮城県男女共同参画基本計画」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進してきたところである。県庁内では、女性職員の割合（令和4年度：1,490人(30.3%)、令和3年度：1,468人(29.6%)）は年々増加し、管理職に占める割合（令和4年度：67人(10.8%)、令和3年度：58人(9.3%)）も増えているが、既に20%以上の県もあることから、なお一層推進されたい。また、男性の育児休暇取得率（令和3年度：46人(52.3%)、令和2年度：35人(35.7%)）は年々増え進展が見られるが、審議会等の女性委員の登用割合（令和4年4月：574人(33.4%)、令和3年4月：570人(33.1%)）は横ばいの状況にあり、宮城県防災会議の女性委員の割合も、10.3%と全都道府県平均に至っていない。48%を実現している県もあることから、一層の女性委員の登用を図られたい。

一方、男女雇用機会均等法が施行されて30年以上が経過し、女性の社会進出が進んではいるものの、県全体としては、女性の活躍が地域活力の維持・活性化に欠かすことができないことから、一層の推進が求められる状況にある。県庁内において、公募型企画提案（プロポーザル）方式における選定委員に女性の選任を増やす等、意思形成過程へ女性の参画を更に進めるとともに、「女性のチカラを活かす企業」認証制度が、建設工事及び建設関連業務における総合評価落札方式に反映されているように、県の全ての事業において男女共同参画の視点を入れるよう努められたい。

さらに、市町村をはじめとした関係機関等とも連携・協力し、女性の地域防災リーダーなど防災分野においても、女性が活躍しやすい環境整備を行うとともに、男女共同参画に関する計画が未策定である市町村もあることから、策定を促し、全県で男女共同参画社会の一層の充実が図られるよう取り組まれたい。

イ 共生社会の形成と推進

本県では、「宮城県男女共同参画基本計画（第4次）」「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」「障害を理由とする差別を解消し障

害のある人もない人も共生する社会づくり条例」及び「手話言語条例」の施行など、これまで、共生社会の形成に向けて、県民に広く普及啓発し、目指すべき目標を掲げ、様々な施策を総合的かつ計画的に実施してきている。さらに、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標（SDGs）を「新・宮城の将来ビジョン」の横断的な視点に掲げ、県施策を総合的に推進していくこととしている。国も優先課題に掲げる、あらゆる人々が活躍するジェンダー平等社会の実現に向け県施策を通じて貢献されたい。

ウ 感染症及び大規模災害等危機対応

新型コロナウイルス感染症対策では、令和3年度は、感染の波が大きく、かつ、爆発的拡大を繰り返し、その都度、変化する感染防止対策の対応に追われてきたほか、経済対策では、令和2年度からの感染症拡大防止協力金や中小企業等再起支援事業補助金などの取組に加え、時短要請等関連事業者支援金給付など、短期間で多量な事務処理に取り組んできている。また、昨年度末の福島県沖地震や、豪雨被害も続き、豚熱や鳥インフルエンザ対応など、従来以上に県の危機対応力の強化が求められている。

「宮城県行財政運営・改革方針」では、「危機対応と震災の経験の継承」を4本の柱の一つと掲げ、ハード・ソフト両面の取組を示しているが、訓練や個別事案ごとに生じた課題をデータに基づき具体的に分析・解決しながら、県民の安全安心のためにも、関連する施策の確実な実施により県の危機対応力の強化に鋭意努められたい。

4 決算の概要

令和3年度の一般会計及び特別会計の歳入決算額は1兆7,549億6,232万6,568円で、前年度の1兆7,374億2,877万7,258円と比較し175億3,354万9,310円（+1.0%）増加している。

歳出決算額は1兆6,895億5,869万6,302円で、前年度の1兆6,295億312万8,337円と比較し600億5,556万7,965円（+3.7%）増加している。歳入歳出差引額（形式収支額）は654億363万266円の黒字となり、前年度の1,079億2,564万8,921円の黒字と比較し425億2,201万8,655円（△39.4%）減少している。

この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源331億7,320万575円を控除した実質収支額は322億3,042万9,691円で、このうち一般会計の実質収支額は268億9,718万2,241円となり、前年度の一般会計の実質収支額276億7,914万9,856円と比較し7億8,196万7,615円（△2.8%）減少している。

一般会計の歳入決算額は1兆3,332億8,621万2,539円で、前年度に比べ155億7,070万7,899円（+1.2%）増加している。これは、地方交付税が225億4,543万5,000円、分担金及び負担金が32億8,569万1,750円、繰入金が140億9,990万5,470円減少した一方、県税が168億9,960万2,064円、地方消費税清算金が90億226万6,686円、地方譲与税が39億2,145万4,000円、国庫支出金が202億1,410万802円、繰越金が42億4,002万5,525円増加したことなどによるものである。

歳出決算額は1兆2,734億2,066万6,763円で、前年度に比べ529億5,313万6,319円（+4.3%）増加している。これは、民生費が34億8,548万8,813円、農林水産業費が105億3,685万6,438円、土木費が286億2,387万1,663円、災害復旧費が311億5,777万9,499円減少した一方、総務費が465億2,087万9,337円、衛生費が394億6,104万4,638円、商工費が307億3,246万4,623円増加したことなどによるものである。

特別会計の歳入決算額は4,216億7,611万4,029円で、前年度に比べ19億6,284万1,411円（+0.5%）増加し、歳出決算額は4,161億3,802万9,539円で、前年度に比べ71億243万1,646円（+1.7%）増加している。これは、公債費特別会計、中小企業高度化資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計、県有林特別会計において歳入及び歳出決算額が減少した一方、国民健康保険特別会計、林業・木材産業改善資金特別会計、港湾整備事業特別会計において歳入及び歳出決算額が増加したことなどによるものである。

一時借入金是一般会計では1,800億円、特別会計では国民健康保険特別会計150億円、港湾整備事業特別会計5億円の借入限度額を設定しているが、いずれの会計においても借入れはなかった。

令和3年度末における県債現在高は1兆7,019億319万6,193円で、公共事業等債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、災害復旧事業債、緊急防災・減災事業債、教育・福祉施設等整備事業債、臨時財政対策債については増加しており、その他の県債は減少又は横ばいとなっているが、全体としては前年度に比べ214億6,355万5,450円（+1.3%）増加している。

また、財政調整基金及び県債管理基金の合計現在高は1,919億5,672万1,765円となり、前年度よりも152億9,182万9,410円（+8.7%）増加している。

財政指標では、地方自治体の財政力を示す財政力指数は0.59731（前年度0.62649）と前年度より微減となったほか、財政構造の弾力性の指標である経常収支比率は89.0%（前年度96.3%）と依然として高率を示しており、財政構造の硬直化が常態化している。

一般会計及び特別会計歳入歳出決算額対前年度比較調

(単位:円, %)

| 区 分 | 歳入歳出予算現額 (A) | 歳 入 | | | 歳 出 | | | 歳入歳出差引額 (B) - (C) | |
|------------------|-----------------------|-------------------|-----------------------|------------------|--------------|-----------------------|-----------------|----------------------|-----------------|
| | | 決 算 額 (B) | 予算現額との比較 (B) - (A) | (B)/(A) | 決 算 額 (C) | 予算現額との比較 (A) - (C) | (C)/(A) | | |
| 一 般 会 計 | 令和3年度(ア) | 1,481,831,077,754 | 1,333,286,212,539 | △148,544,865,215 | 90.0 | 1,273,420,666,763 | 208,410,410,991 | 85.9 | 59,865,545,776 |
| | 令和2年度(イ) | 1,509,323,582,028 | 1,317,715,504,640 | △191,608,077,388 | 87.3 | 1,220,467,530,444 | 288,856,051,584 | 80.9 | 97,247,974,196 |
| | 比較増減(△) (ア)-(イ)(ウ) | △27,492,504,274 | 15,570,707,899 | — | — | 52,953,136,319 | — | — | △37,382,428,420 |
| | (ウ)/(イ) | △1.8% | 1.2% | — | — | 4.3% | — | — | △38.4% |
| 特 別 会 計 | 令和3年度(エ) | 420,994,940,350 | 421,676,114,029 | 681,173,679 | 100.2 | 416,138,029,539 | 4,856,910,811 | 98.8 | 5,538,084,490 |
| | 令和2年度(オ) | 414,407,341,938 | 419,713,272,618 | 5,305,930,680 | 101.3 | 409,035,597,893 | 5,371,744,045 | 98.7 | 10,677,674,725 |
| | 比較増減(△) (エ)-(オ)(カ) | 6,587,598,412 | 1,962,841,411 | — | — | 7,102,431,646 | — | — | △5,139,590,235 |
| | (カ)/(オ) | 1.6% | 0.5% | — | — | 1.7% | — | — | △48.1% |
| 計 | 令和3年度(キ) | 1,902,826,018,104 | 1,754,962,326,568 | △147,863,691,536 | 92.2 | 1,689,558,696,302 | 213,267,321,802 | 88.8 | 65,403,630,266 |
| | 令和2年度(ク) | 1,923,730,923,966 | 1,737,428,777,258 | △186,302,146,708 | 90.3 | 1,629,503,128,337 | 294,227,795,629 | 84.7 | 107,925,648,921 |
| | 比較増減(△) (キ)-(ク)(ケ) | △20,904,905,862 | 17,533,549,310 | — | — | 60,055,567,965 | — | — | △42,522,018,655 |
| | (ケ)/(ク) | △1.1% | 1.0% | — | — | 3.7% | — | — | △39.4% |

(注) 歳入決算額には過誤納額を含んでいる。

財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率の年度別推移(平成28～令和3年度)

| 区 分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 財 政 力 指 数 | 0.61443 | 0.62784 | 0.62902 | 0.63114 | 0.62649 | 0.59731 |
| 経 常 収 支 比 率 | 96.0% | 97.2% | 96.8% | 97.9% | 96.3% | 89.0% |
| 実 質 公 債 費 比 率 | 14.9% | 14.5% | 13.6% | 12.9% | 12.0% | 11.2% |

5 決 算 参 考 資 料

(1) 一 般 会 計

ア 款 別 歳 入 額

| 科 目 | 予 算 現 額 調 定 額 | | 左 の 構 成 比 | | 収 入 済 額 | | 左 の 構 成 比 | | 収 入 率 C/B | | Cの前 年度比 R3/R2 | 不 納 欠 損 額 | 収 入 未 済 額 | (C)/(A) |
|---------------|--|-------------------|-----------|-------|-------------------|-------|-----------|-------|-----------|-------|---------------------|------------------|-----------|---------|
| | (A) | (B) | 当 年 度 | 前 年 度 | (C) | 当 年 度 | 前 年 度 | 当 年 度 | 前 年 度 | | | | | |
| 1 県 税 | 309,213,000,000 | 312,667,472,346 | 21.9 | 20.4 | 309,785,742,225 | 23.2 | 22.2 | 99.1 | 98.6 | 105.8 | 220,137,762 | 2,666,157,520 | 100.2 | |
| 2 地方消費税清算金 | 110,740,000,000 | 110,746,314,039 | 7.8 | 7.0 | 110,746,314,039 | 8.3 | 7.7 | 100.0 | 100.0 | 108.8 | 0 | 0 | 100.0 | |
| 3 地方譲与税 | 39,559,000,000 | 39,590,298,008 | 2.8 | 2.4 | 39,590,298,008 | 3.0 | 2.7 | 100.0 | 100.0 | 111.0 | 0 | 0 | 100.1 | |
| 4 地方特例交付金 | 1,401,136,000 | 1,401,136,000 | 0.1 | 0.1 | 1,401,136,000 | 0.1 | 0.1 | 100.0 | 100.0 | 94.6 | 0 | 0 | 100.0 | |
| 5 地方交付税 | 174,004,876,000 | 174,004,876,000 | 12.2 | 13.5 | 174,004,876,000 | 13.1 | 14.9 | 100.0 | 100.0 | 88.5 | 0 | 0 | 100.0 | |
| 6 交通安全対策特別交付金 | 430,502,000 | 430,502,000 | 0.0 | 0.0 | 430,502,000 | 0.0 | 0.1 | 100.0 | 100.0 | 94.6 | 0 | 0 | 100.0 | |
| 7 分担金及び負担金 | (163,961,500) 4,457,361,500 | 4,759,051,505 | 0.3 | 0.6 | 4,307,750,977 | 0.3 | 0.6 | 90.5 | 93.9 | 56.7 | 2,544,380 | 448,756,148 | 96.6 | |
| 8 使用料及び手数料 | 13,141,723,000 | 13,237,847,342 | 0.9 | 0.9 | 13,188,930,945 | 1.0 | 1.0 | 99.6 | 99.6 | 99.5 | 170,100 | 48,746,433 | 100.4 | |
| 9 国庫支出金 | (130,674,331,353) 394,225,226,353 | 372,338,027,673 | 26.1 | 27.1 | 286,556,466,182 | 21.5 | 20.2 | 77.0 | 67.3 | 107.6 | 0 | 85,781,561,491 | 72.7 | |
| 10 財産収入 | 2,062,409,000 | 2,139,490,585 | 0.1 | 0.1 | 2,139,409,815 | 0.2 | 0.1 | 100.0 | 100.0 | 132.6 | 80,770 | 0 | 103.7 | |
| 11 寄附金 | 596,757,000 | 608,226,975 | 0.1 | 0.1 | 608,226,975 | 0.0 | 0.1 | 100.0 | 100.0 | 66.4 | 0 | 0 | 101.9 | |
| 12 繰入金 | (735,314,801) 53,935,445,801 | 51,890,997,648 | 3.6 | 4.5 | 51,890,997,648 | 3.9 | 5.0 | 100.0 | 100.0 | 78.6 | 0 | 0 | 96.2 | |
| 13 繰越金 | (69,568,824,340) 97,247,973,340 | 97,247,974,196 | 6.8 | 6.4 | 97,247,974,196 | 7.3 | 7.1 | 100.0 | 100.0 | 104.6 | 0 | 0 | 100.0 | |
| 14 諸収入 | (6,138,699,760) 136,290,964,760 | 137,112,035,426 | 9.6 | 9.4 | 132,075,320,863 | 9.9 | 9.9 | 96.3 | 95.1 | 101.0 | 77,425,868 | 4,959,292,395 | 96.9 | |
| 15 県債 | (38,786,500,000) 144,524,703,000 | 109,312,266,666 | 7.7 | 7.5 | 109,312,266,666 | 8.2 | 8.3 | 100.0 | 100.0 | 99.9 | 0 | 0 | 75.6 | |
| 計 | (246,067,631,754) 1,481,831,077,754 | 1,427,486,516,409 | 100.0 | 100.0 | 1,333,286,212,539 | 100.0 | 100.0 | 93.4 | 90.4 | 101.2 | 300,358,880 | 93,904,513,987 | 90.0 | |
| 前 年 度 | (245,512,882,028) 1,509,323,582,028 | 1,458,326,604,963 | — | — | 1,317,715,504,640 | — | — | — | — | — | 274,992,977 | 140,342,458,511 | 87.3 | |
| 比較増減(△) | (554,749,726) △ 27,492,504,274 | △ 30,840,088,554 | — | — | 15,570,707,899 | — | — | — | — | — | 25,365,903 | △ 46,437,944,524 | — | |

(注1) ()内は、前年度から繰り越された事業の財源に充当した額を示し、内書きである。

(注2) 収入済額には過誤納額4,568,997円(県税4,565,161円、使用料及び手数料136円、諸収入3,700円)を含んでいる。

(注3) 県税の収入未済額には徴収猶予額52,631,755円を含んでいる。

イ 県税税目別課税収入状況

| 区 分 | 予算現額 (A) | 調定額 (B) | (B)/(A) | 収入済額 (C) | (C)の 前年度 比 | (C)/(A) | (C)/(B) | 不納欠損額 (D) | (D)/(B) | 収入未済額 (E) | (E)/(B) |
|-----------------|-----------------|-----------------|---------|--------------------------------|------------------|---------|---------|--------------|---------|-----------------|---------|
| | 円 | 円 | % | 円 | % | % | % | 円 | % | 円 | % |
| 1 県 民 税 | 72,861,000,000 | 75,210,064,530 | 103.2 | (487,169) 72,970,466,160 | 99.6 | 100.2 | 97.0 | 180,323,620 | 0.2 | 2,059,761,919 | 2.7 |
| 個 人 | 59,391,000,000 | 61,638,207,788 | 103.8 | (175,769) 59,452,121,397 | 99.2 | 100.1 | 96.5 | 175,199,621 | 0.3 | 2,011,062,539 | 3.3 |
| 法 人 | 8,897,000,000 | 8,983,231,151 | 101.0 | (311,400) 8,929,719,172 | 87.9 | 100.4 | 99.4 | 5,123,999 | 0.1 | 48,699,380 | 0.5 |
| 利 子 割 | 221,000,000 | 221,435,908 | 100.2 | 221,435,908 | 74.7 | 100.2 | 100.0 | 0 | — | 0 | — |
| 配 当 割 | 2,025,000,000 | 2,033,778,560 | 100.4 | 2,033,778,560 | 151.4 | 100.4 | 100.0 | 0 | — | 0 | — |
| 株 式 等 譲 渡 所 得 割 | 2,327,000,000 | 2,333,411,123 | 100.3 | 2,333,411,123 | 154.1 | 100.3 | 100.0 | 0 | — | 0 | — |
| 2 事 業 税 | 83,405,000,000 | 84,095,805,014 | 100.8 | (3,256,700) 83,769,665,148 | 111.6 | 100.4 | 99.6 | 15,794,336 | 0.0 | 313,602,230 | 0.4 |
| 個 人 | 3,230,000,000 | 3,375,641,393 | 104.5 | (10,000) 3,251,996,913 | 104.5 | 100.7 | 96.3 | 5,619,077 | 0.2 | 118,035,403 | 3.5 |
| 法 人 | 80,175,000,000 | 80,720,163,621 | 100.7 | (3,246,700) 80,517,668,235 | 111.9 | 100.4 | 99.7 | 10,175,259 | 0.0 | 195,566,827 | 0.2 |
| 3 地 方 消 費 税 | 83,605,000,000 | 83,616,616,779 | 100.0 | 83,616,616,779 | 111.3 | 100.0 | 100.0 | 0 | — | 0 | — |
| 4 不 動 産 取 得 税 | 6,444,000,000 | 6,601,194,670 | 102.4 | (321,900) 6,481,761,515 | 111.8 | 100.6 | 98.2 | 10,823,083 | 0.2 | 108,931,972 | 1.7 |
| 5 県 た ば こ 税 | 2,827,000,000 | 2,836,841,003 | 100.3 | 2,836,841,003 | 107.3 | 100.3 | 100.0 | 0 | — | 0 | 0.0 |
| 6 ゴ ル フ 場 利 用 税 | 674,000,000 | 676,994,526 | 100.4 | 676,994,526 | 106.0 | 100.4 | 100.0 | 0 | — | 0 | — |
| 7 軽 油 引 取 税 | 24,567,000,000 | 24,567,687,530 | 100.0 | 24,567,687,530 | 97.0 | 100.0 | 100.0 | 0 | — | 0 | — |
| 8 自 動 車 税 | 34,207,000,000 | 34,435,188,160 | 100.7 | (499,392) 34,238,687,430 | 99.6 | 100.1 | 99.4 | 13,138,723 | 0.0 | 183,861,399 | 0.5 |
| 9 鉱 区 税 | 2,000,000 | 2,498,400 | 124.9 | 2,498,400 | 100.0 | 124.9 | 100.0 | 0 | — | 0 | — |
| 10 狩 猟 税 | 11,000,000 | 11,220,200 | 102.0 | 11,220,200 | 95.2 | 102.0 | 100.0 | 0 | — | 0 | — |
| 11 核 燃 料 税 | 181,000,000 | 181,020,000 | 100.0 | 181,020,000 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 0 | — | 0 | — |
| 12 産 業 廃 棄 物 税 | 429,000,000 | 432,283,534 | 100.8 | 432,283,534 | 108.5 | 100.8 | 100.0 | 0 | — | 0 | — |
| 13 旧 法 に よ る 税 | 0 | 58,000 | — | 0 | 0.0 | — | — | 58,000 | 100.0 | 0 | 0.0 |
| 計 | 309,213,000,000 | 312,667,472,346 | 101.1 | (4,565,161) 309,785,742,225 | 105.8 | 100.2 | 99.1 | 220,137,762 | 0.1 | 2,666,157,520 | 0.9 |
| 前 年 度 | 292,489,000,000 | 297,018,809,921 | 101.3 | (6,324,233) 292,886,140,161 | 100.0 | 100.1 | 98.6 | 247,839,982 | 0.1 | 3,891,154,011 | 1.3 |
| 比 較 増 減 (△) | 16,724,000,000 | 15,648,662,425 | — | (△1,759,072) 16,899,602,064 | — | — | — | △ 27,702,220 | — | △ 1,224,996,491 | — |

(注) () 内は、過誤納額を示し、内書きである。

ウ 県税以外の収入未済状況

| 科 目 | 金 額 | 摘 要 |
|----------|--------------|---|
| 分担金及び負担金 | 24,957,448 円 | |
| 負担金 | 24,957,448 | |
| 民生費負担金 | 24,957,448 | |
| 児童福祉費 | 24,957,448 | さわらび学園費 173,800 円 児童保護費 17,669,048 扶養保険費 6,670,700 啓佑学園費 443,900 |
| 使用料及び手数料 | 48,746,433 | |
| 使用料 | 48,746,433 | |
| 民生使用料 | 5,686,293 | |
| 社会福祉費 | 1,928,910 | 船形の郷 485,540 第二啓佑学園 1,443,370 |
| 児童福祉費 | 3,757,383 | 子ども総合センター 3,470 拓桃医療療育センター 1,635,213 啓佑学園 2,118,700 |
| 商工使用料 | 1,206,160 | |
| 観光費 | 433,360 | 公園地 433,360 |
| | 772,800 | 松島海岸レストハウス 772,800 |
| 土木使用料 | 41,340,980 | |
| 道路橋りょう費 | 5,670 | 道路敷 5,670 |
| 河川海岸費 | 431,130 | 河川海岸敷 431,130 |
| 港湾費 | 3,004,460 | 港湾施設 3,004,460 |
| 住宅費 | 37,899,720 | 県営住宅 35,034,970 特定公共賃貸住宅 334,500 県営住宅駐車場 2,530,250 |
| 教育使用料 | 513,000 | |
| 高等学校費 | 513,000 | 全日制高等学校授業料 356,400 定時制高等学校授業料 156,600 |

| 科 目 | 金 額 | 摘 要 |
|---------------|-----------------|--|
| 諸収入 | 1,996,026,405 円 | |
| 延滞金, 加算金及び過料等 | 45,032,179 | |
| 延滞金 | 12,389,206 | |
| 延滞金 | 12,389,206 | 12,389,206 円 |
| 加算金 | 27,674,973 | |
| 加算金 | 27,674,973 | 27,674,973 |
| 過料等 | 4,968,000 | |
| 過料等 | 4,968,000 | 放置違反金 4,968,000 |
| 貸付金元利収入 | 501,697,524 | |
| 総務費貸付金元利収入 | 225,000,000 | |
| 企画費 | 225,000,000 | 阿武隈急行経営安定化資金貸付金元金 225,000,000 |
| 民生費貸付金元利収入 | 820,858 | |
| 社会福祉費 | 820,858 | 介護福祉士等修学資金貸付金元金 820,858 |
| 衛生費貸付金元利収入 | 4,149,589 | |
| 医薬費 | 4,149,589 | 医学生修学資金等貸付金元金 2,980,000 医学生修学資金等貸付金元金利子 1,169,589 |
| 農林水産業費貸付金元利収入 | 270,844,077 | |
| 林業費 | 270,844,077 | 県産材産地体制整備資金貸付金元金 270,844,077 |
| 教育費貸付金元利収入 | 883,000 | |
| 高等学校費 | 883,000 | 定時制通信制課程修学資金貸付金元金 883,000 |
| 雑入 | 1,449,296,702 | |
| 弁償金 | 544,580 | |
| 弁償金 | 544,580 | 民間借上げ住宅に係る損害費用等 544,580 |
| 違約金及び延納利息 | 17,726,349 | |
| 違約金 | 1,021,844 | 建設事業不履行違約金 516,092 その他 505,752 |
| 延納利息 | 16,704,505 | 損害賠償金 8,184,476 返還金 8,520,029 |

| 科 目 | | 金 額 | 摘 要 |
|-----|-----|-----------------|--|
| | 雑入 | 1,431,025,773 円 | |
| | 返還金 | 176,150,682 | 補助金等精算返還金 14,642,056 円 返還金 121,156,668 児童扶養手当給付費返還金 18,141,620 過誤払返納金 22,210,338 |
| | 雑入 | 1,254,875,091 | 特別納付金 1,012,012,994 損害賠償金 40,774,882 生活保護扶助費返還金 166,178,386 扶養保険扶助費 430,000 補助金返還加算金 35,443,430 光熱水費 35,399 |
| 合 計 | | 2,069,730,286 | |

(注) 収入未済額（分担金及び負担金448,756,148円，使用料及び手数料48,746,433円，国庫支出金85,781,561,491円，諸収入4,959,292,395円）のうち，繰越事業に係る未収入特定財源等（分担金及び負担金423,798,700円，国庫支出金85,781,561,491円，諸収入2,963,265,990円）は除いている。

工 款 別 歳 出 額

| 科 目 | 予 算 現 額 (A) | 支 出 済 額 (B) | 支 出 済 額 | | | 翌 年 度 繰 越 額 | | | 不 用 額 (C) | (B)/(A) | (C)/(A) |
|---------------|--|-------------------|---------|-------|---------------|-------------------|----------------|------------------|----------------|---------|---------|
| | | | 構 成 比 | | 年度対比 R3/R2 | 繰越明許費 | 事故繰越し | 計 | | | |
| | | | 当年度 | 前年度 | | | | | | | |
| | 円 | 円 | % | % | % | 円 | 円 | 円 | 円 | % | % |
| 1 議 会 費 | 1,595,746,000 | 1,553,912,156 | 0.1 | 0.1 | 101.0 | 0 | 0 | 0 | 41,833,844 | 97.4 | 2.6 |
| 2 総 務 費 | (2,625,893,026) 114,207,217,409 | 110,256,767,731 | 8.7 | 5.2 | 173.0 | 624,226,925 | 1,260,641,000 | 1,884,867,925 | 2,065,581,753 | 96.5 | 1.8 |
| 3 民 生 費 | (1,389,841,163) 154,591,389,163 | 150,958,536,744 | 11.9 | 12.7 | 97.7 | 1,727,455,919 | 0 | 1,727,455,919 | 1,905,396,500 | 97.7 | 1.2 |
| 4 衛 生 費 | (3,283,339,649) 116,365,038,649 | 100,954,312,258 | 7.9 | 5.0 | 164.2 | 1,190,352,800 | 1,000,000 | 1,191,352,800 | 14,219,373,591 | 86.8 | 12.2 |
| 5 労 働 費 | (108,910,000) 3,086,281,000 | 2,760,057,613 | 0.2 | 0.3 | 86.0 | 1,437,000 | 0 | 1,437,000 | 324,786,387 | 89.4 | 10.5 |
| 6 農 林 水 産 業 費 | (53,195,133,414) 102,890,026,414 | 66,655,124,730 | 5.2 | 6.3 | 86.3 | 16,559,962,947 | 15,667,851,500 | 32,227,814,447 | 4,007,087,237 | 64.8 | 3.9 |
| 7 商 工 費 | (23,429,640,829) 227,287,521,829 | 187,543,614,280 | 14.7 | 12.9 | 119.6 | 25,786,280,228 | 5,701,460,804 | 31,487,741,032 | 8,256,166,517 | 82.5 | 3.6 |
| 8 土 木 費 | (94,189,992,614) 184,068,018,183 | 114,084,334,033 | 9.0 | 11.7 | 79.9 | 41,807,946,670 | 20,044,153,694 | 61,852,100,364 | 8,131,583,786 | 62.0 | 4.4 |
| 9 警 察 費 | (356,815,699) 52,506,508,866 | 51,421,125,522 | 4.0 | 4.3 | 99.2 | 514,021,803 | 37,590,100 | 551,611,903 | 533,771,441 | 97.9 | 1.0 |
| 10 教 育 費 | (10,920,589,686) 189,726,761,563 | 180,413,165,581 | 14.2 | 14.9 | 99.2 | 5,126,973,855 | 160,336,000 | 5,287,309,855 | 4,026,286,127 | 95.1 | 2.1 |
| 11 災 害 復 旧 費 | (56,567,475,674) 74,399,913,674 | 45,931,012,171 | 3.6 | 6.3 | 59.6 | 9,409,443,246 | 9,740,749,429 | 19,150,192,675 | 9,318,708,828 | 61.7 | 12.5 |
| 12 公 債 費 | 107,568,538,000 | 107,566,716,172 | 8.5 | 8.9 | 98.7 | 0 | 0 | 0 | 1,821,828 | 100.0 | 0.0 |
| 13 諸 支 出 金 | 153,536,150,000 | 153,321,987,772 | 12.0 | 11.4 | 109.9 | 0 | 0 | 0 | 214,162,228 | 99.9 | 0.1 |
| 14 予 備 費 | 1,967,004 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 1,967,004 | 0.0 | 100.0 |
| 計 | (246,067,631,754) 1,481,831,077,754 | 1,273,420,666,763 | 100.0 | 100.0 | 104.3 | 102,748,101,393 | 52,613,782,527 | 155,361,883,920 | 53,048,527,071 | 85.9 | 3.6 |
| 前 年 度 | (245,512,882,028) 1,509,323,582,028 | 1,094,988,938,452 | - | - | - | 214,168,805,851 | 31,344,076,177 | 245,512,882,028 | 36,564,881,285 | 72.5 | 2.4 |
| 比 較 増 減 (△) | (554,749,726) △ 27,492,504,274 | 178,431,728,311 | - | - | - | △ 111,420,704,458 | 21,269,706,350 | △ 90,150,998,108 | 16,483,645,786 | - | - |

(注) () 内は、前年度からの繰越額を示し、内書きである。

オ 前年度からの繰越額一覧表

(単位：円)

| 科 目 | 繰 越 額 | 決 算 額 | 不 用 額 |
|---------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 款 | | | |
| 1 議 会 費 | 0 | 0 | 0 |
| 2 総 務 費 | 2,625,893,026 | 2,189,321,360 | 436,571,666 |
| 3 民 生 費 | 1,389,841,163 | 1,343,324,113 | 46,517,050 |
| 4 衛 生 費 | 3,283,339,649 | 2,995,827,179 | 287,512,470 |
| 5 労 働 費 | 108,910,000 | 0 | 108,910,000 |
| 6 農 林 水 産 業 費 | 53,195,133,414 | 51,188,452,077 | 2,006,681,337 |
| 7 商 工 費 | 23,429,640,829 | 18,376,715,367 | 5,052,925,462 |
| 8 土 木 費 | 94,189,992,614 | 86,980,021,333 | 7,209,971,281 |
| 9 警 察 費 | 356,815,699 | 324,169,509 | 32,646,190 |
| 10 教 育 費 | 10,920,589,686 | 9,250,900,061 | 1,669,689,625 |
| 11 災 害 復 旧 費 | 56,567,475,674 | 48,487,163,597 | 8,080,312,077 |
| 12 公 債 費 | 0 | 0 | 0 |
| 13 諸 支 出 金 | 0 | 0 | 0 |
| 14 予 備 費 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 246,067,631,754 | 221,135,894,596 | 24,931,737,158 |

(注1) 繰越額は、前年度からの事故繰越しを含んでいる。

(注2) 決算額は、翌年度への事故繰越しを含んでいる。

カ 翌年度への繰越額一覧表

(単位:円)

| 科 目 | | 翌 年 度 繰 越 額 | | |
|---------------|--------------|----------------|----------------|----------------|
| 款 | 項 | 繰 越 明 許 費 | 事 故 繰 越 し | 計 |
| 1 議 会 費 | 1 議 会 費 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 2 総 務 費 | 1 総 務 管 理 費 | 198,306,410 | 0 | 198,306,410 |
| | 2 企 画 費 | 0 | 117,920,000 | 117,920,000 |
| | 6 防 災 費 | 12,660,000 | 0 | 12,660,000 |
| | 10 生 活 環 境 費 | 413,260,515 | 1,142,721,000 | 1,555,981,515 |
| | 計 | 624,226,925 | 1,260,641,000 | 1,884,867,925 |
| 3 民 生 費 | 1 社 会 福 祉 費 | 1,701,636,919 | 0 | 1,701,636,919 |
| | 2 児 童 福 祉 費 | 25,819,000 | 0 | 25,819,000 |
| | 計 | 1,727,455,919 | 0 | 1,727,455,919 |
| 4 衛 生 費 | 1 公 衆 衛 生 費 | 129,842,000 | 1,000,000 | 130,842,000 |
| | 2 環 境 衛 生 費 | 377,159,000 | 0 | 377,159,000 |
| | 3 公 害 対 策 費 | 58,193,000 | 0 | 58,193,000 |
| | 4 保 健 所 費 | 1,812,800 | 0 | 1,812,800 |
| | 5 医 薬 費 | 623,346,000 | 0 | 623,346,000 |
| | 計 | 1,190,352,800 | 1,000,000 | 1,191,352,800 |
| 5 労 働 費 | 2 職 業 訓 練 費 | 1,437,000 | 0 | 1,437,000 |
| 6 農 林 水 産 業 費 | 1 農 業 費 | 1,084,036,536 | 1,000,000,000 | 2,084,036,536 |
| | 2 畜 産 業 費 | 163,770,863 | 0 | 163,770,863 |
| | 3 農 地 費 | 9,350,728,633 | 4,293,582,544 | 13,644,311,177 |
| | 4 林 業 費 | 3,043,914,529 | 709,954,952 | 3,753,869,481 |
| | 5 水 産 業 費 | 2,917,512,386 | 9,664,314,004 | 12,581,826,390 |
| | 計 | 16,559,962,947 | 15,667,851,500 | 32,227,814,447 |
| 7 商 工 費 | 1 商 業 費 | 1,641,933,562 | 778,608,000 | 2,420,541,562 |
| | 2 工 鉱 業 費 | 8,836,890,666 | 4,512,083,804 | 13,348,974,470 |
| | 4 観 光 費 | 15,307,456,000 | 410,769,000 | 15,718,225,000 |
| | 計 | 25,786,280,228 | 5,701,460,804 | 31,487,741,032 |

(単位:円)

| 科 目 | | 翌 年 度 繰 越 額 | | |
|--------------|-------------------------|----------------|-----------------|----------------|
| 8 土 木 費 | 1 土 木 管 理 費 | 1,332,763,000 | 183,454,300 | 1,516,217,300 |
| | 2 道 路 橋 り よ う 費 | 16,443,241,129 | 12,203,125,300 | 28,646,366,429 |
| | 3 河 川 海 岸 費 | 15,793,697,677 | 6,008,022,435 | 21,801,720,112 |
| | 4 港 湾 費 | 2,250,490,704 | 798,865,136 | 3,049,355,840 |
| | 5 都 市 計 画 費 | 5,283,207,160 | 850,686,523 | 6,133,893,683 |
| | 6 住 宅 費 | 688,577,000 | 0 | 688,577,000 |
| | 7 空 港 費 | 15,970,000 | 0 | 15,970,000 |
| | 計 | 41,807,946,670 | 20,044,153,694 | 61,852,100,364 |
| 9 警 察 費 | 1 警 察 管 理 費 | 196,637,803 | 25,005,000 | 221,642,803 |
| | 2 警 察 活 動 費 | 317,384,000 | 12,585,100 | 329,969,100 |
| | 計 | 514,021,803 | 37,590,100 | 551,611,903 |
| 10 教 育 費 | 1 教 育 総 務 費 | 97,650,000 | 0 | 97,650,000 |
| | 3 中 学 校 費 | 2,700,000 | 0 | 2,700,000 |
| | 4 高 等 学 校 費 | 3,709,718,962 | 138,109,000 | 3,847,827,962 |
| | 7 特 別 支 援 学 校 費 | 932,630,893 | 0 | 932,630,893 |
| | 9 社 会 教 育 費 | 384,274,000 | 22,227,000 | 406,501,000 |
| | 計 | 5,126,973,855 | 160,336,000 | 5,287,309,855 |
| 11 災 害 復 旧 費 | 1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費 | 5,350,705,070 | 1,228,128,037 | 6,578,833,107 |
| | 2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費 | 3,399,538,176 | 427,739,700 | 3,827,277,876 |
| | 3 東 日 本 大 震 災 災 害 復 旧 費 | 659,200,000 | 8,084,881,692 | 8,744,081,692 |
| | 計 | 9,409,443,246 | 9,740,749,429 | 19,150,192,675 |
| 合 計 | 102,748,101,393 | 52,613,782,527 | 155,361,883,920 | |

キ 四半期別資金の状況調

(歳入)

| 科目(款) | 予算現額 | 区分 | 第1四半期 | | 第2四半期 | | 第3四半期 | | 第4四半期 | | 出納整理期間 | |
|-------------|-------------------|-----|-----------------|-------|-----------------|-------|-----------------|-------|-------------------|-------|-------------------|--------|
| | | | 金額 | 率 | 金額 | 率 | 金額 | 率 | 金額 | 率 | 金額 | 率 |
| | 円 | | 円 | % | 円 | % | 円 | % | 円 | % | 円 | % |
| 県 税 | 309,213,000,000 | 収入額 | 100,182,605,494 | 32.3 | 58,132,182,187 | 18.8 | 78,777,051,489 | 25.4 | 60,228,442,709 | 19.4 | 12,465,460,346 | 4.0 |
| | | 累計 | 100,182,605,494 | 32.3 | 158,314,787,681 | 51.1 | 237,091,839,170 | 76.5 | 297,320,281,879 | 96.0 | 309,785,742,225 | 100.0 |
| 地方消費税清算金 | 110,740,000,000 | 収入額 | 8,365,561,000 | 7.6 | 15,102,985,000 | 13.6 | 8,535,951,000 | 7.7 | 11,151,853,000 | 10.1 | 67,589,964,039 | — |
| | | 累計 | 8,365,561,000 | 7.6 | 23,468,546,000 | 21.2 | 32,004,497,000 | 28.9 | 43,156,350,000 | 39.0 | 110,746,314,039 | 100.0 |
| 地方譲与税 | 39,559,000,000 | 収入額 | 2,918,896,008 | 7.4 | 8,523,362,000 | 21.5 | 13,084,797,000 | 33.1 | 15,063,243,000 | 38.0 | 0 | — |
| | | 累計 | 2,918,896,008 | 7.4 | 11,442,258,008 | 28.9 | 24,527,055,008 | 62.0 | 39,590,298,008 | 100.0 | 39,590,298,008 | 100.0 |
| 地方特例交付金 | 1,401,136,000 | 収入額 | 701,503,000 | 50.1 | 699,633,000 | 49.9 | 0 | — | 0 | — | 0 | — |
| | | 累計 | 701,503,000 | 50.1 | 1,401,136,000 | 100.0 | 1,401,136,000 | 100.0 | 1,401,136,000 | 100.0 | 1,401,136,000 | 100.0 |
| 地方交付税 | 174,004,876,000 | 収入額 | 74,731,728,000 | 42.9 | 36,695,450,000 | 21.1 | 58,727,386,000 | 33.8 | 3,850,312,000 | 2.2 | 0 | — |
| | | 累計 | 74,731,728,000 | 42.9 | 111,427,178,000 | 64.0 | 170,154,564,000 | 97.8 | 174,004,876,000 | 100.0 | 174,004,876,000 | 100.0 |
| 交通安全対策特別交付金 | 430,502,000 | 収入額 | 0 | — | 228,332,000 | 53.0 | 0 | — | 202,170,000 | 47.0 | 0 | — |
| | | 累計 | 0 | — | 228,332,000 | 53.0 | 228,332,000 | 53.0 | 430,502,000 | 100.0 | 430,502,000 | 100.0 |
| 分担金及び負担金 | 4,457,361,500 | 収入額 | 735,809,442 | 17.1 | 158,772,773 | 3.7 | 180,488,055 | 4.2 | 611,940,523 | 14.2 | 2,620,740,184 | 60.8 |
| | | 累計 | 735,809,442 | 17.1 | 894,582,215 | 20.8 | 1,075,070,270 | 25.0 | 1,687,010,793 | 39.2 | 4,307,750,977 | 100.0 |
| 使用料及び手数料 | 13,141,723,000 | 収入額 | 2,937,191,669 | 22.3 | 2,619,559,950 | 19.9 | 4,038,739,648 | 30.6 | 3,001,676,175 | 22.8 | 591,763,503 | 4.5 |
| | | 累計 | 2,937,191,669 | 22.3 | 5,556,751,619 | 42.1 | 9,595,491,267 | 72.8 | 12,597,167,442 | 95.5 | 13,188,930,945 | 100.0 |
| 国庫支出金 | 394,225,226,353 | 収入額 | 42,297,547,145 | 14.8 | 21,983,036,884 | 7.7 | 46,199,461,097 | 16.1 | 217,473,986,901 | 75.9 | -41,397,565,845 | △ 14.4 |
| | | 累計 | 42,297,547,145 | 14.8 | 64,280,584,029 | 22.4 | 110,480,045,126 | 38.6 | 327,954,032,027 | 114.4 | 286,556,466,182 | 100.0 |
| 財産収入 | 2,062,409,000 | 収入額 | 540,678,685 | 25.3 | 199,708,687 | 9.3 | 419,513,533 | 19.6 | 932,815,679 | 43.6 | 46,693,231 | 2.2 |
| | | 累計 | 540,678,685 | 25.3 | 740,387,372 | 34.6 | 1,159,900,905 | 54.2 | 2,092,716,584 | 97.8 | 2,139,409,815 | 100.0 |
| 寄附金 | 596,757,000 | 収入額 | 69,610,678 | 11.4 | 80,699,678 | 13.3 | 117,229,106 | 19.3 | 314,026,477 | 51.6 | 26,661,036 | 4.4 |
| | | 累計 | 69,610,678 | 11.4 | 150,310,356 | 24.7 | 267,539,462 | 44.0 | 581,565,939 | 95.6 | 608,226,975 | 100.0 |
| 繰入金 | 53,935,445,801 | 収入額 | 1,076,806,540 | 2.1 | 230,112,036 | 0.4 | 47,854,100 | — | 43,468,204,875 | 83.8 | 7,068,020,097 | 13.6 |
| | | 累計 | 1,076,806,540 | 2.1 | 1,306,918,576 | 2.5 | 1,354,772,676 | 2.6 | 44,822,977,551 | 86.4 | 51,890,997,648 | 100.0 |
| 繰越金 | 97,247,973,340 | 収入額 | 97,247,974,196 | 100.0 | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 0 | — |
| | | 累計 | 97,247,974,196 | 100.0 | 97,247,974,196 | 100.0 | 97,247,974,196 | 100.0 | 97,247,974,196 | 100.0 | 97,247,974,196 | 100.0 |
| 諸収入 | 136,290,964,760 | 収入額 | 11,640,327,521 | 8.8 | △ 3,016,529,409 | △ 2.3 | 9,057,837,016 | 6.9 | 41,095,276,863 | 31.1 | 73,298,408,872 | 55.5 |
| | | 累計 | 11,640,327,521 | 8.8 | 8,623,798,112 | 6.5 | 17,681,635,128 | 13.4 | 58,776,911,991 | 44.5 | 132,075,320,863 | 100.0 |
| 県債 | 144,524,703,000 | 収入額 | 0 | — | 400,700,000 | 0.4 | 55,000,000,000 | 50.3 | 14,847,366,666 | 13.6 | 39,064,200,000 | 35.7 |
| | | 累計 | 0 | — | 400,700,000 | 0.4 | 55,400,700,000 | 50.7 | 70,248,066,666 | 64.3 | 109,312,266,666 | 100.0 |
| 歳入合計 | 1,481,831,077,754 | 収入額 | 343,446,239,378 | 25.8 | 142,038,004,786 | 10.7 | 274,186,308,044 | 20.6 | 412,241,314,868 | 30.9 | 161,374,345,463 | 12.1 |
| | | 累計 | 343,446,239,378 | 25.8 | 485,484,244,164 | 36.4 | 759,670,552,208 | 57.0 | 1,171,911,867,076 | 87.9 | 1,333,286,212,539 | 100.0 |

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(歳出)

| 科目(款) | 予算現額 | 区分 | 第1四半期 | | 第2四半期 | | 第3四半期 | | 第4四半期 | | 出納整理期間 | |
|--------|-------------------|-----|-----------------|------|-----------------|------|-----------------|------|-------------------|-------|-------------------|-------|
| | | | 金額 | 率 | 金額 | 率 | 金額 | 率 | 金額 | 率 | 金額 | 率 |
| | 円 | | 円 | % | 円 | % | 円 | % | 円 | % | 円 | % |
| 議会費 | 1,595,746,000 | 支出額 | 522,413,810 | 33.6 | 251,761,878 | 16.2 | 522,294,233 | 33.6 | 250,805,000 | 16.1 | 6,637,235 | 0.4 |
| | | 累計 | 522,413,810 | 33.6 | 774,175,688 | 49.8 | 1,296,469,921 | 83.4 | 1,547,274,921 | 99.6 | 1,553,912,156 | 100.0 |
| 総務費 | 114,207,217,409 | 支出額 | 9,358,850,089 | 8.5 | 8,129,271,012 | 7.4 | 28,638,190,012 | 26.0 | 49,192,138,520 | 44.6 | 14,938,318,098 | 13.5 |
| | | 累計 | 9,358,850,089 | 8.5 | 17,488,121,101 | 15.9 | 46,126,311,113 | 41.8 | 95,318,449,633 | 86.5 | 110,256,767,731 | 100.0 |
| 民生費 | 154,591,389,163 | 支出額 | 33,218,754,698 | 22.0 | 23,014,681,838 | 15.2 | 30,310,546,019 | 20.1 | 47,433,393,837 | 31.4 | 16,981,160,352 | 11.2 |
| | | 累計 | 33,218,754,698 | 22.0 | 56,233,436,536 | 37.3 | 86,543,982,555 | 57.3 | 133,977,376,392 | 88.8 | 150,958,536,744 | 100.0 |
| 衛生費 | 116,365,038,649 | 支出額 | 7,434,009,243 | 7.4 | 16,519,007,558 | 16.4 | 20,105,257,720 | 19.9 | 31,733,001,197 | 31.4 | 25,163,036,540 | 24.9 |
| | | 累計 | 7,434,009,243 | 7.4 | 23,953,016,801 | 23.7 | 44,058,274,521 | 43.6 | 75,791,275,718 | 75.1 | 100,954,312,258 | 100.0 |
| 労働費 | 3,086,281,000 | 支出額 | 734,364,274 | 26.6 | 480,542,723 | 17.4 | 717,266,244 | 26.0 | 585,117,253 | 21.2 | 242,767,119 | 8.8 |
| | | 累計 | 734,364,274 | 26.6 | 1,214,906,997 | 44.0 | 1,932,173,241 | 70.0 | 2,517,290,494 | 91.2 | 2,760,057,613 | 100.0 |
| 農林水産業費 | 102,890,026,414 | 支出額 | 9,443,254,456 | 14.2 | 13,550,760,105 | 20.3 | 12,759,730,946 | 19.1 | 15,806,448,813 | 23.7 | 15,094,930,410 | 22.6 |
| | | 累計 | 9,443,254,456 | 14.2 | 22,994,014,561 | 34.5 | 35,753,745,507 | 53.6 | 51,560,194,320 | 77.4 | 66,655,124,730 | 100.0 |
| 商工費 | 227,287,521,829 | 支出額 | 102,828,658,923 | 54.8 | 15,578,512,805 | 8.3 | 38,633,282,314 | 20.6 | 28,463,851,781 | 15.2 | 2,039,308,457 | 1.1 |
| | | 累計 | 102,828,658,923 | 54.8 | 118,407,171,728 | 63.1 | 157,040,454,042 | 83.7 | 185,504,305,823 | 98.9 | 187,543,614,280 | 100.0 |
| 土木費 | 184,068,018,183 | 支出額 | 10,951,365,563 | 9.6 | 17,660,695,295 | 15.5 | 16,208,216,743 | 14.2 | 32,637,141,677 | 28.6 | 36,626,914,755 | 32.1 |
| | | 累計 | 10,951,365,563 | 9.6 | 28,612,060,858 | 25.1 | 44,820,277,601 | 39.3 | 77,457,419,278 | 67.9 | 114,084,334,033 | 100.0 |
| 警察費 | 52,506,508,866 | 支出額 | 12,297,740,478 | 23.9 | 9,808,392,692 | 19.1 | 14,069,328,289 | 27.4 | 10,643,988,524 | 20.7 | 4,601,675,539 | 8.9 |
| | | 累計 | 12,297,740,478 | 23.9 | 22,106,133,170 | 43.0 | 36,175,461,459 | 70.4 | 46,819,449,983 | 91.1 | 51,421,125,522 | 100.0 |
| 教育費 | 189,726,761,563 | 支出額 | 40,675,939,634 | 22.5 | 36,202,676,221 | 20.1 | 51,665,582,062 | 28.6 | 34,932,015,947 | 19.4 | 16,936,951,717 | 9.4 |
| | | 累計 | 40,675,939,634 | 22.5 | 76,878,615,855 | 42.6 | 128,544,197,917 | 71.2 | 163,476,213,864 | 90.6 | 180,413,165,581 | 100.0 |
| 災害復旧費 | 74,399,913,674 | 支出額 | 3,132,324,108 | 6.8 | 8,259,966,632 | 18.0 | 6,730,237,752 | 14.7 | 13,852,879,905 | 30.2 | 13,955,603,774 | 30.4 |
| | | 累計 | 3,132,324,108 | 6.8 | 11,392,290,740 | 24.8 | 18,122,528,492 | 39.5 | 31,975,408,397 | 69.6 | 45,931,012,171 | 100.0 |
| 公債費 | 107,568,538,000 | 支出額 | 41,359,359,184 | 38.4 | 9,272,119,311 | 8.6 | 30,580,341,672 | 28.4 | 26,354,896,005 | 24.5 | 0 | - |
| | | 累計 | 41,359,359,184 | 38.4 | 50,631,478,495 | 47.1 | 81,211,820,167 | 75.5 | 107,566,716,172 | 100.0 | 107,566,716,172 | 100.0 |
| 諸支出金 | 153,536,150,000 | 支出額 | 13,722,481,000 | 9.0 | 28,164,799,438 | 18.4 | 20,124,052,794 | 13.1 | 23,720,690,501 | 15.5 | 67,589,964,039 | - |
| | | 累計 | 13,722,481,000 | 9.0 | 41,887,280,438 | 27.3 | 62,011,333,232 | 40.4 | 85,732,023,733 | 55.9 | 153,321,987,772 | 100.0 |
| 予備費 | 1,967,004 | 支出額 | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| | | 累計 | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| 歳出合計 | 1,481,831,077,754 | 支出額 | 285,679,515,460 | 22.4 | 186,893,187,508 | 14.7 | 271,064,326,800 | 21.3 | 315,606,368,960 | 24.8 | 214,177,268,035 | 16.8 |
| | | 累計 | 285,679,515,460 | 22.4 | 472,572,702,968 | 37.1 | 743,637,029,768 | 58.4 | 1,059,243,398,728 | 83.2 | 1,273,420,666,763 | 100.0 |

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(2) 特別会計

ア 会計別歳入額

| 会計名 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 収入済額の年度対比 R3/R2 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
|-------------|------------------------------------|-----------------|-----------------|--------------------|------------|-------------|
| | 円 | 円 | 円 | % | 円 | 円 |
| 公債費 | 203,468,167,000 | 203,466,784,205 | 203,466,784,205 | 97.1 | 0 | 0 |
| 母子父子寡婦福祉資金 | 207,131,000 | 265,920,921 | 210,962,857 | 84.3 | 0 | 54,958,064 |
| 国民健康保険 | 205,703,156,000 | 205,671,871,217 | 205,671,871,217 | 102.8 | 0 | 0 |
| 中小企業高度化資金 | 2,514,790,000 | 3,334,715,965 | 3,317,151,925 | 85.5 | 0 | 17,564,040 |
| 農業改良資金 | 39,323,000 | 190,588,003 | 171,599,101 | 85.7 | 0 | 18,988,902 |
| 沿岸漁業改善資金 | 50,864,000 | 591,971,464 | 591,971,464 | 98.1 | 0 | 0 |
| 林業・木材産業改善資金 | 51,407,000 | 391,249,497 | 385,009,497 | 101.7 | 0 | 6,240,000 |
| 県有林 | (29,554,000) | 493,895,391 | 493,895,391 | 86.8 | 0 | 0 |
| 土地取得 | 414,000 | 488,717 | 488,717 | 43.9 | 0 | 0 |
| 港湾整備事業 | (1,181,086,350) | 7,366,379,655 | 7,366,379,655 | 173.8 | 0 | 0 |
| 歳入合計 | (1,210,640,350) 420,994,940,350 | 421,773,865,035 | 421,676,114,029 | 100.5 | 0 | 97,751,006 |
| 前年度 | (1,025,291,938) 414,407,341,938 | 419,820,598,457 | 419,713,272,618 | — | 2,217,398 | 105,108,441 |
| 比較増減(△) | (185,348,412) 6,587,598,412 | 1,953,266,578 | 1,962,841,411 | — | △2,217,398 | △7,357,435 |

(注1) ()内は、前年度から繰り越された事業の財源に充当した額を示し、内書きである。

イ 会 計 別 歳 出 額

| 会 計 名 | 予 算 現 額 | 支 出 済 額 | 支出済額の年度対比 R3/R2 | 翌 年 度 繰 越 額 | | | 不 用 額 |
|---------------|-------------------------------------|-----------------|--------------------|---------------|--------------|---------------|---------------|
| | | | | 繰越明許費 | 事故繰越し | 計 | |
| | 円 | 円 | % | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 公 債 費 | 203,468,167,000 | 203,466,784,205 | 97.1 | 0 | 0 | 0 | 1,382,795 |
| 母子父子寡婦福祉資金 | 207,131,000 | 139,828,994 | 138.1 | 0 | 0 | 0 | 67,302,006 |
| 国 民 健 康 保 険 | 205,703,156,000 | 202,497,947,349 | 105.3 | 0 | 0 | 0 | 3,205,208,651 |
| 中小企業高度化資金 | 2,514,790,000 | 2,382,574,130 | 78.9 | 0 | 0 | 0 | 132,215,870 |
| 農 業 改 良 資 金 | 39,323,000 | 38,293,949 | 101.7 | 0 | 0 | 0 | 1,029,051 |
| 沿岸漁業改善資金 | 50,864,000 | 197,585 | 1.6 | 0 | 0 | 0 | 50,666,415 |
| 林業・木材産業改善資金 | 51,407,000 | 9,816,267 | 9,373.2 | 0 | 0 | 0 | 41,590,733 |
| 県 有 林 | (29,554,000) 497,753,000 | 459,279,837 | 96.5 | 0 | 0 | 0 | 38,473,163 |
| 土 地 取 得 | 414,000 | 414,000 | 45.4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 港 湾 整 備 事 業 | (1,181,086,350) 8,461,935,350 | 7,142,893,223 | 199.3 | 1,179,540,000 | 111,997,040 | 1,291,537,040 | 27,505,087 |
| 歳 出 合 計 | (1,210,640,350) 420,994,940,350 | 416,138,029,539 | 101.7 | 1,179,540,000 | 111,997,040 | 1,291,537,040 | 3,565,373,771 |
| 前 年 度 | (1,025,291,938) 414,407,341,938 | 409,035,597,893 | — | 847,626,718 | 177,665,220 | 1,025,291,938 | 2,305,152,499 |
| 比 較 増 減 (△) | (185,348,412) 6,587,598,412 | 7,102,431,646 | — | 331,913,282 | △ 65,668,180 | 266,245,102 | 1,260,221,272 |

(注) () 内は、前年度からの繰越額を示し、内書きである。

ウ 収 入 未 済 状 況

| 会 計 名 | 金 額 | 摘 要 | |
|-----------------------|------------|-------------------|------------|
| | 円 | | 円 |
| 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 | 54,958,064 | 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入 | 53,094,904 |
| | | 母子父子寡婦福祉資金違約金 | 1,517,700 |
| | | 過年度過払金等返還金 | 345,460 |
| 中 小 企 業 高 度 化 資 金 | 17,564,040 | 設備導入資金 | 3,510,000 |
| | | 高度化資金 | 14,054,040 |
| 農 業 改 良 資 金 | 18,988,902 | 改良資金貸付金 | 13,394,590 |
| | | 違約金 | 5,594,312 |
| 林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 | 6,240,000 | 改善資金貸付金 | 6,240,000 |
| 計 | 97,751,006 | | |

エ 前年度からの繰越額一覧表

| 会 計 名 | 科 目 (款) | 繰 越 額 | 決 算 額 | 不 用 額 |
|-------------|---------------|---------------|---------------|------------|
| | | 円 | 円 | 円 |
| 県 有 林 | 1 農 林 水 産 業 費 | 29,554,000 | 17,916,000 | 11,638,000 |
| 港 湾 整 備 事 業 | 2 土 木 費 | 1,181,086,350 | 1,173,529,440 | 7,556,910 |
| | 計 | 1,210,640,350 | 1,191,445,440 | 19,194,910 |

オ 翌年度への繰越額一覧表

| 会 計 名 | 科 目 | | 翌 年 度 繰 越 額 | | |
|-------------|---------|---------|---------------|-------------|---------------|
| | 款 | 項 | 繰越明許費 | 事故繰越し | 計 |
| | | | 円 | 円 | 円 |
| 港 湾 整 備 事 業 | 2 土 木 費 | 1 港 湾 費 | 1,179,540,000 | 111,997,040 | 1,291,537,040 |

カ 四半期別資金の状況調

(歳入)

| 会計名 | 予算現額 | 区分 | 第1四半期 | | 第2四半期 | | 第3四半期 | | 第4四半期 | | 出納整理期間 | | |
|-------------|-----------------|-----|-----------------|-----------------|-------|-----------------|-------|-----------------|-------|-----------------|--------|-----------------|-------|
| | | | 金額 | 率 | 金額 | 率 | 金額 | 率 | 金額 | 率 | 金額 | 率 | |
| 公債費 | 203,468,167,000 | 収入額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | 203,468,167,000 | 61,246,422,824 | 30.1 | 48,192,866,625 | 23.7 | 41,619,256,489 | 20.5 | 48,205,394,276 | 23.7 | 4,202,843,991 | 2.1 |
| 母子父子寡婦福祉資金 | 207,131,000 | 収入額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | 207,131,000 | 159,709,329 | 75.7 | 14,828,145 | 7.0 | 16,566,042 | 7.9 | 16,531,730 | 7.8 | 3,327,611 | 1.6 |
| 国民健康保険 | 205,703,156,000 | 収入額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | 205,703,156,000 | 56,626,670,301 | 27.5 | 52,442,461,492 | 25.5 | 38,925,923,302 | 18.9 | 41,243,177,537 | 20.1 | 16,433,638,585 | 8.0 |
| 中小企業高度化資金 | 2,514,790,000 | 収入額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | 2,514,790,000 | 1,063,217,069 | 32.1 | 56,200,000 | 1.7 | 114,096,009 | 3.4 | 2,113,768,109 | 63.7 | △30,129,262 | △ 0.9 |
| 農業改良資金 | 39,323,000 | 収入額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | 39,323,000 | 171,679,038 | 100.0 | 66,000 | 0.0 | 81,000 | 0.0 | 121,000 | 0.1 | △347,937 | △0.2 |
| 沿岸漁業改善資金 | 50,864,000 | 収入額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | 50,864,000 | 592,498,913 | 100.1 | 90,000 | 0.0 | 160,000 | 0.0 | 90,000 | 0.0 | △867,449 | △0.1 |
| 林業・木材産業改善資金 | 51,407,000 | 収入額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | 51,407,000 | 384,962,611 | 100.0 | 15,000 | 0.0 | 15,000 | 0.0 | 15,000 | 0.0 | 1,886 | 0.0 |
| 県有林 | 497,753,000 | 収入額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | 497,753,000 | 105,887,878 | 21.4 | 95,432,587 | 19.3 | 208,325,510 | 42.2 | 83,081,748 | 16.8 | 1,167,668 | 0.2 |
| 土地取得 | 414,000 | 収入額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | 414,000 | 203,110 | 41.6 | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 285,607 | 58.4 |
| 港湾整備事業 | 8,461,935,350 | 収入額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | 8,461,935,350 | 888,611,837 | 12.1 | 486,624,611 | 6.6 | 373,633,170 | 5.1 | 4,513,057,956 | 61.3 | 1,104,452,081 | 15.0 |
| 歳入合計 | 420,994,940,350 | 収入額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | 420,994,940,350 | 121,239,862,910 | 28.8 | 101,288,584,460 | 24.0 | 81,258,056,522 | 19.3 | 96,175,237,356 | 22.8 | 21,714,372,781 | 5.1 |
| | | 累計 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | 累計 | 420,994,940,350 | 121,239,862,910 | 28.8 | 222,528,447,370 | 52.8 | 303,786,503,892 | 72.0 | 399,961,741,248 | 94.9 | 421,676,114,029 | 100.0 |

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(歳出)

| 会計名 | 予算現額 | 区分 | 第1四半期 | | 第2四半期 | | 第3四半期 | | 第4四半期 | | 出納整理期間 | |
|-------------|-----------------|----------|-----------------|------|-----------------|------|-----------------|------|-----------------|-------|-----------------|-------|
| | | | 金額 | 率 | 金額 | 率 | 金額 | 率 | 金額 | 率 | 金額 | 率 |
| 公債費 | 203,468,167,000 | 円 支出額 | 77,852,223,747 | 38.3 | 44,867,267,302 | 22.1 | 30,826,054,889 | 15.2 | 49,921,238,267 | 24.5 | 0 | — |
| | | | 77,852,223,747 | 38.3 | 122,719,491,049 | 60.3 | 153,545,545,938 | 75.5 | 203,466,784,205 | 100.0 | 203,466,784,205 | 100.0 |
| 母子父子寡婦福祉資金 | 207,131,000 | 支出額 | 6,150,328 | 4.4 | 80,643,817 | 57.7 | 11,250,142 | 8.0 | 40,428,291 | 28.9 | 1,356,416 | 1.0 |
| | | | 6,150,328 | 4.4 | 86,794,145 | 62.1 | 98,044,287 | 70.1 | 138,472,578 | 99.0 | 139,828,994 | 100.0 |
| 国民健康保険 | 205,703,156,000 | 支出額 | 34,154,179,177 | 16.9 | 47,798,248,883 | 23.6 | 49,717,729,872 | 24.6 | 49,298,698,890 | 24.3 | 21,529,090,527 | 10.6 |
| | | | 34,154,179,177 | 16.9 | 81,952,428,060 | 40.5 | 131,670,157,932 | 65.0 | 180,968,856,822 | 89.4 | 202,497,947,349 | 100.0 |
| 中小企業高度化資金 | 2,514,790,000 | 支出額 | 38,499,743 | 1.6 | 185,800,864 | 7.8 | 113,518,482 | 4.8 | 44,972,773 | 1.9 | 1,999,782,268 | 83.9 |
| | | | 38,499,743 | 1.6 | 224,300,607 | 9.4 | 337,819,089 | 14.2 | 382,791,862 | 16.1 | 2,382,574,130 | 100.0 |
| 農業改良資金 | 39,323,000 | 支出額 | 35,458,060 | 92.6 | 1,389,910 | 3.6 | 3,600 | 0.0 | 35,000 | 0.1 | 1,407,379 | 3.7 |
| | | | 35,458,060 | 92.6 | 36,847,970 | 96.2 | 36,851,570 | 96.2 | 36,886,570 | 96.3 | 38,293,949 | 100.0 |
| 沿岸漁業改善資金 | 50,864,000 | 支出額 | 32,390 | 16.4 | 0 | — | 1,220 | 0.6 | 17,610 | 8.9 | 146,365 | 74.1 |
| | | | 32,390 | 16.4 | 32,390 | 16.4 | 33,610 | 17.0 | 51,220 | 25.9 | 197,585 | 100.0 |
| 林業・木材産業改善資金 | 51,407,000 | 支出額 | 0 | — | 9,600,000 | 97.8 | 1,540 | 0.0 | 1,540 | 0.0 | 213,187 | 2.2 |
| | | | 0 | — | 9,600,000 | 97.8 | 9,601,540 | 97.8 | 9,603,080 | 97.8 | 9,816,267 | 100.0 |
| 県有林 | 497,753,000 | 支出額 | 6,290,584 | 1.4 | 50,795,903 | 11.1 | 259,341,868 | 56.5 | 92,434,676 | 20.1 | 50,416,806 | 11.0 |
| | | | 6,290,584 | 1.4 | 57,086,487 | 12.4 | 316,428,355 | 68.9 | 408,863,031 | 89.0 | 459,279,837 | 100.0 |
| 土地取得 | 414,000 | 支出額 | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 414,000 | 100.0 | 0 | — |
| | | | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 414,000 | 100.0 | 414,000 | 100.0 |
| 港湾整備事業 | 8,461,935,350 | 支出額 | 540,966,798 | 7.6 | 520,263,214 | 7.3 | 1,269,874,599 | 17.8 | 471,519,992 | 6.6 | 4,340,268,620 | 60.8 |
| | | | 540,966,798 | 7.6 | 1,061,230,012 | 14.9 | 2,331,104,611 | 32.6 | 2,802,624,603 | 39.2 | 7,142,893,223 | 100.0 |
| 歳出合計 | 420,994,940,350 | 支出額 | 112,633,800,827 | 27.1 | 93,514,009,893 | 22.5 | 82,197,776,212 | 19.8 | 99,869,761,039 | 24.0 | 27,922,681,568 | 6.7 |
| | | | 112,633,800,827 | 27.1 | 206,147,810,720 | 49.5 | 288,345,586,932 | 69.3 | 388,215,347,971 | 93.3 | 416,138,029,539 | 100.0 |

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(3) 財産等

ア 公有財産

| 区 分 | | 前年度末現在高 | 決算年度中増減高 | 決算年度末現在高 |
|----------------|---------------------|------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 土 地 | 行 政 財 産 | 81,356,281.13 m ² | 43,764.31 m ² | 81,400,045.44 m ² |
| | う ち 山 林 | 61,488,709.18 m ² | △ 2,846.83 m ² | 61,485,862.35 m ² |
| | 普 通 財 産 | 3,220,914.92 m ² | △ 70,226.83 m ² | 3,150,688.09 m ² |
| | 土 地 取 得 特 別 会 計 財 産 | 52,446.47 m ² | 0.00 m ² | 52,446.47 m ² |
| | 計 | 84,629,642.52 m ² | △ 26,462.52 m ² | 84,603,180.00 m ² |
| 立 木 (推定蓄積量) | 所 有 林 | 1,388,770.35 m ³ | 22,157.37 m ³ | 1,410,927.72 m ³ |
| | 分 収 林 | 1,721,590.38 m ³ | 22,717.00 m ³ | 1,744,307.38 m ³ |
| | 計 | 3,110,360.73 m ³ | 44,874.37 m ³ | 3,155,235.10 m ³ |
| 建 物 | 行 政 財 産 | 2,682,152.80 m ² | 6,564.78 m ² | 2,688,717.58 m ² |
| | 普 通 財 産 | 105,699.84 m ² | △ 8,875.95 m ² | 96,823.89 m ² |
| | 計 | 2,787,852.64 m ² | △ 2,311.17 m ² | 2,785,541.47 m ² |
| 動 産 | 船 舶 | 5 隻 | 1 隻 | 6 隻 |
| | | 1,362.00 総ト | 699.00 総ト | 2,061.00 総ト |
| | 航 空 機 | 0 機 | 0 機 | 0 機 |
| 物 権 | 地 上 権 | 64,541,100.08 m ² | △ 715,801.11 m ² | 63,825,298.97 m ² |
| 無 体 財 産 権 | 特 許 権 | 28 件 | 2 件 | 30 件 |
| | 実 用 新 案 権 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| | 育 成 者 権 | 13 件 | 0 件 | 13 件 |
| | 著 作 権 | 8 件 | 0 件 | 8 件 |
| | 商 標 権 | 26 件 | 1 件 | 27 件 |
| 有 価 証 券 | 株 券 | 1,067,770 千円 | 0 千円 | 1,067,770 千円 |
| 出 資 に よ る 利 権 | 出 資 証 券 | 3,267,062 千円 | △ 5,530 千円 | 3,261,532 千円 |
| | 出 資 に よ る 権 利 | 65,390,355 千円 | △ 251,054 千円 | 65,139,301 千円 |

イ 重要物品

| 区 分 | 前年度末現在高 | 決算年度中増減高 | 決算年度末現在高 |
|-----------|---------|----------|----------|
| 機 械 器 具 等 | 3,711 個 | 33 個 | 3,744 個 |
| 船 舶 | 40 隻 | 2 隻 | 42 隻 |
| 車 両 | 1,452 台 | 3 台 | 1,455 台 |
| 合 計 | 5,203 | 38 | 5,241 |

ウ 債務保証及び損失補償

| 区 分 | 決算年度末現在高 | 事 業 名 |
|---------|-------------------|-----------------------------------|
| 債 務 保 証 | 12,923,022,797 千円 | 地方債共同発行連帯債務保証 他 |
| 損 失 補 償 | 5,407,000 千円 | みやぎ産業振興機構みやぎ中小企業チャレンジ応援基金事業損失補償 他 |

エ 債 権

| 区 分 | 前年度末現在高 | 決算年度中増減高 | 決算年度末現在高 |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 貸 付 金 等 | 129,411,709,922 円 | △ 4,149,425,526 円 | 125,262,284,396 円 |

(貸付金等の内訳)

| 名 称 | 前年度末現在高 (円) | 決算年度中増減高 (円) | 決算年度末現在高 (円) |
|------------------------------------|----------------|-----------------|----------------|
| レオネクスト桜式番館敷金 | 54,000 | △ 54,000 | 0 |
| 一般公共施設整備事業貸付金 | 395,316,199 | △ 16,464,116 | 378,852,083 |
| 公営企業安定化資金貸付金 | 190,940,000 | △ 1,940,000 | 189,000,000 |
| 災害援護資金貸付金 | 11,203,813,090 | △ 1,562,926,429 | 9,640,886,661 |
| 東京事務所借上宿舍敷金 | 680,000 | 0 | 680,000 |
| 阿武隈急行経営安定化資金貸付金 | 0 | 225,000,000 | 225,000,000 |
| 地方独立行政法人宮城県立こども病院貸付金 | 1,872,400,000 | 155,650,000 | 2,028,050,000 |
| 地方独立行政法人宮城県立病院機構貸付金 | 4,554,534,728 | 683,059,175 | 5,237,593,903 |
| 地方独立行政法人宮城県立こども病院法人移行前地方債償還債務負担金 | 4,832,594,604 | △ 391,368,487 | 4,441,226,117 |
| 地方独立行政法人宮城県立病院機構法人移行前地方債償還債務負担金 | 1,766,705,644 | △ 590,121,922 | 1,176,583,722 |
| 看護学生修学資金貸付金 | 93,195,052 | 16,508,632 | 109,703,684 |
| 医学生修学資金等貸付金 | 790,800,000 | △ 28,220,000 | 762,580,000 |
| 介護福祉士等修学資金貸付金 | 859,298 | △ 751,305 | 107,993 |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | 303,148,550 | △ 27,075,411 | 276,073,139 |
| 東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金 | 81,659,639,393 | △ 2,037,980,109 | 79,621,659,284 |
| 令和元年台風第19号等に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金 | 1,250,000,000 | 0 | 1,250,000,000 |
| 工場立地基盤整備事業貸付金 | 246,800,000 | 0 | 246,800,000 |
| 大阪事務所名古屋産業立地センター敷金 | 2,600,436 | 0 | 2,600,436 |
| 機械類貸与資金貸付金 | 101,582,000 | △ 25,396,000 | 76,186,000 |
| 自動車関連産業支援機械類貸与貸付金 | 12,000,000 | △ 3,000,000 | 9,000,000 |
| 中小企業支援センター経営基盤強化支援貸付金 | 100,000,000 | 0 | 100,000,000 |
| 宮城・仙台富県チャレンジ応援基金貸付金 | 4,290,000,000 | 0 | 4,290,000,000 |
| 中小企業高度化資金貸付金 | 1,759,354,000 | △ 96,350,000 | 1,663,004,000 |

| 名 称 | 前年度末現在高（円） | 決算年度中増減高（円） | 決算年度末現在高（円） |
|---------------------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 小規模企業者等設備導入資金貸付金 | 18,790,000 | △ 15,790,000 | 3,000,000 |
| 小規模企業者等設備貸与資金貸付金（新設備貸与） | 1,014,514,000 | 101,496,000 | 1,116,010,000 |
| 小規模企業者等設備貸与資金貸付金（旧設備貸与） | 14,500,000 | △ 11,825,000 | 2,675,000 |
| 農業改良資金貸付金（就農支援資金） | 23,257,000 | △ 8,741,000 | 14,516,000 |
| 沿岸漁業改善資金貸付金 | 13,480,000 | △ 430,000 | 13,050,000 |
| 宮城県東京アンテナショップ敷金 | 111,600,000 | 0 | 111,600,000 |
| 宮城県農業公社退職手当等資金貸付金 | 67,650,813 | △ 13,098,000 | 54,552,813 |
| 新規参入者定着支援資金貸付金 | 492,000 | △ 123,000 | 369,000 |
| 就農支援資金県貸付金 | 5,454,544 | △ 4,090,908 | 1,363,636 |
| 林業・木材産業改善資金貸付金 | 22,721,000 | 2,959,000 | 25,680,000 |
| 林業公社貸付金 | 994,567,305 | 18,000,000 | 1,012,567,305 |
| フェリー埠頭災害復旧費貸付金 | 168,174,266 | △ 16,631,646 | 151,542,620 |
| 仙台空港アクセス鉄道整備資金貸付金 | 6,959,000,000 | △ 150,000,000 | 6,809,000,000 |
| 仙台空港旅客ターミナルビル災害復旧資金貸付金 | 2,874,663,000 | △ 261,333,000 | 2,613,330,000 |
| 中坪・荷揚場地区整備事業に係る貸付金 | 1,290,890,000 | 0 | 1,290,890,000 |
| 昭和45年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金) | 70,000,000 | △ 70,000,000 | 0 |
| 昭和46年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金) | 18,620,000 | △ 18,620,000 | 0 |
| 昭和47年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金) | 77,000,000 | 0 | 77,000,000 |
| 昭和48年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金) | 90,677,000 | 0 | 90,677,000 |
| 昭和49年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金) | 74,740,000 | 0 | 74,740,000 |
| 昭和51年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金) | 41,238,000 | 0 | 41,238,000 |
| 平成27年(ノ)第298号損害賠償請求調停事件求償金 | 840,000 | △ 440,000 | 400,000 |
| 高等学校の定時制及び通信制課程修学資金貸付金 | 30,912,000 | 672,000 | 31,584,000 |
| 塩釜警察署署長宿舍敷金 | 87,000 | 0 | 87,000 |
| 岩沼警察署署長宿舍敷金 | 207,000 | 0 | 207,000 |

| 名 称 | 前年度末現在高 (円) | 決算年度中増減高 (円) | 決算年度末現在高 (円) |
|-------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 石 卷 警 察 署 署 長 宿 舎 敷 金 | 213,000 | 0 | 213,000 |
| 気 仙 沼 警 察 署 署 長 宿 舎 敷 金 | 58,000 | 0 | 58,000 |
| 河 北 警 察 署 署 長 宿 舎 敷 金 | 56,000 | 0 | 56,000 |
| 古 川 警 察 署 署 長 宿 舎 敷 金 | 130,000 | 0 | 130,000 |
| 遠 田 警 察 署 署 長 宿 舎 敷 金 | 106,000 | 0 | 106,000 |
| 築 館 警 察 署 署 長 宿 舎 敷 金 | 55,000 | 0 | 55,000 |
| 合 計 | 129,411,709,922 | △ 4,149,425,526 | 125,262,284,396 |

才 基 金

| 項 目 | | 前年度末現在高 (円) | 決算年度中増減高 (円) | 決算年度末現在高 (円) |
|-------------------------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 被災私立学校等教育環境整備支援臨時特例基金 | 現金 | 224,980,632 | △ 224,980,632 | 0 |
| 財政調整基金 | 現金 | 17,561,612,399 | △ 1,460,664,306 | 16,100,948,093 |
| 県債管理基金 | 計 | 159,103,279,956 | 16,752,493,716 | 175,855,773,672 |
| | 有価証券 | 32,500,000,000 | 5,000,000,000 | 37,500,000,000 |
| | 現金 | 126,603,279,956 | 11,752,493,716 | 138,355,773,672 |
| 地域整備推進基金 | 計 | 30,310,955,788 | 27,516,514,275 | 57,827,470,063 |
| | 有価証券 | 0 | 732,390,289 | 732,390,289 |
| | 現金 | 30,310,955,788 | 26,784,123,986 | 57,095,079,774 |
| 東日本大震災復興基金 | 計 | 11,160,051,712 | 1,372,457,063 | 12,532,508,775 |
| | 有価証券 | 0 | 158,725,387 | 158,725,387 |
| | 現金 | 11,160,051,712 | 1,213,731,676 | 12,373,783,388 |
| 東日本大震災復興交付金基金 | 現金 | 0 | 0 | 0 |
| 土地基金 | 計 | 10,511,302,451 | 414,000 | 10,511,716,451 |
| | 有価証券 | 0 | 133,131,864 | 133,131,864 |
| | 現金 | 10,511,302,451 | △ 132,717,864 | 10,378,584,587 |
| | 土地 | 0.00㎡ | 0.00㎡ | 0.00㎡ |
| | (0) | (0) | (0) | |
| 県庁舎等整備基金 | 計 | 15,202,273,101 | △ 19,898,635 | 15,182,374,466 |
| | 有価証券 | 0 | 192,286,182 | 192,286,182 |
| | 現金 | 15,202,273,101 | △ 212,184,817 | 14,990,088,284 |
| 災害救助基金 | 計 | 1,976,824,260 | △ 175,980,860 | 1,800,843,400 |
| | 有価証券 | 0 | 22,807,848 | 22,807,848 |
| | 現金 | 1,976,824,260 | △ 198,788,708 | 1,778,035,552 |
| 発電用施設周辺地域復興基金 | 現金 | 0 | 0 | 0 |
| ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金 | 現金 | 239,215,000 | △ 239,215,000 | 0 |
| 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金 | 計 | 191,411,570 | 197,819,294 | 389,230,864 |
| | 有価証券 | 0 | 4,929,645 | 4,929,645 |
| | 現金 | 191,411,570 | 192,889,649 | 384,301,219 |
| 次世代育成・応援基金 | 計 | 0 | 1,000,000,000 | 1,000,000,000 |
| | 有価証券 | 0 | 12,665,092 | 12,665,092 |
| | 現金 | 0 | 987,334,908 | 987,334,908 |
| スポーツ振興基金 | 計 | 4,034,407,090 | 399,277,353 | 4,433,684,443 |
| | 有価証券 | 0 | 56,153,025 | 56,153,025 |
| | 現金 | 4,034,407,090 | 343,124,328 | 4,377,531,418 |
| 地域環境保全基金 | 計 | 1,794,169,110 | △ 283,135,762 | 1,511,033,348 |
| | 有価証券 | 0 | 19,137,377 | 19,137,377 |
| | 現金 | 1,794,169,110 | △ 302,273,139 | 1,491,895,971 |
| 環境創造基金 | 計 | 771,500,111 | 23,999,805 | 795,499,916 |
| | 有価証券 | 0 | 10,075,080 | 10,075,080 |
| | 現金 | 771,500,111 | 13,924,725 | 785,424,836 |
| 宮城みどりの基金 | 計 | 11,816,003 | 1,214,906 | 13,030,909 |
| | 有価証券 | 0 | 165,037 | 165,037 |
| | 現金 | 11,816,003 | 1,049,869 | 12,865,872 |

| 項 目 | | 前年度末現在高 (円) | 決算年度中増減高 (円) | 決算年度末現在高 (円) |
|-----------------------------|---------|----------------|-----------------|----------------|
| 産 業 廃 棄 物 税 基 金 | 現 金 | 602,358,408 | △ 27,247,226 | 575,111,182 |
| 地 域 環 境 保 全 特 別 基 金 | 現 金 | 5,811,796 | △ 5,811,796 | 0 |
| 文 化 振 興 基 金 | 計 | 5,910,088,231 | 2,158,723,786 | 8,068,812,017 |
| | 有 価 証 券 | 0 | 102,192,253 | 102,192,253 |
| | 現 金 | 5,910,088,231 | 2,056,531,533 | 7,966,619,764 |
| 社 会 福 祉 基 金 | 計 | 1,507,942,344 | 855,867,384 | 2,363,809,728 |
| | 有 価 証 券 | 0 | 29,937,869 | 29,937,869 |
| | 現 金 | 1,507,942,344 | 825,929,515 | 2,333,871,859 |
| 地 域 医 療 再 生 臨 時 特 例 基 金 | 現 金 | 172,594,896 | △ 172,594,896 | 0 |
| 地 域 医 療 介 護 総 合 確 保 基 金 | 計 | 5,648,495,474 | 45,003,899 | 5,693,499,373 |
| | 有 価 証 券 | 0 | 72,108,698 | 72,108,698 |
| | 現 金 | 5,648,495,474 | △ 27,104,799 | 5,621,390,675 |
| 介 護 保 険 財 政 安 定 化 基 金 | 計 | 1,449,791,587 | 39,392 | 1,449,830,979 |
| | 有 価 証 券 | 0 | 18,362,243 | 18,362,243 |
| | 現 金 | 1,449,791,587 | △ 18,322,851 | 1,431,468,736 |
| 子 育 て 支 援 対 策 臨 時 特 例 基 金 | 現 金 | 931,627,261 | △ 259,080,744 | 672,546,517 |
| 自 殺 対 策 緊 急 強 化 基 金 | 現 金 | 9,881,423 | △ 9,881,423 | 0 |
| 後 期 高 齢 者 医 療 財 政 安 定 化 基 金 | 計 | 2,140,152,244 | 58,150 | 2,140,210,394 |
| | 有 価 証 券 | 0 | 27,105,963 | 27,105,963 |
| | 現 金 | 2,140,152,244 | △ 27,047,813 | 2,113,104,431 |
| 国 民 健 康 保 険 財 政 安 定 化 基 金 | 計 | 4,838,208,371 | △ 1,129,040,540 | 3,709,167,831 |
| | 有 価 証 券 | 0 | 46,976,954 | 46,976,954 |
| | 現 金 | 4,838,208,371 | △ 1,176,017,494 | 3,662,190,877 |
| 富 県 宮 城 推 進 基 金 | 計 | 18,119,301,837 | △ 856,557,552 | 17,262,744,285 |
| | 有 価 証 券 | 0 | 218,634,259 | 218,634,259 |
| | 現 金 | 18,119,301,837 | △ 1,075,191,811 | 17,044,110,026 |
| 企 業 立 地 資 金 貸 付 基 金 | 計 | 737,909,372 | △ 479,997,086 | 257,912,286 |
| | 現 金 | 588,378,622 | △ 462,446,286 | 125,932,336 |
| | 貸 付 金 | 149,530,750 | △ 17,550,800 | 131,979,950 |
| 産 業 用 地 整 備 促 進 基 金 | 現 金 | 0 | 470,859,271 | 470,859,271 |
| 緊 急 雇 用 創 出 事 業 臨 時 特 例 基 金 | 現 金 | 16,531,101,515 | △ 212,171,721 | 16,318,929,794 |
| 中 山 間 地 域 等 農 村 活 性 化 基 金 | 計 | 673,481,853 | △ 6,453,000 | 667,028,853 |
| | 有 価 証 券 | 539,766,600 | △ 218,431,742 | 321,334,858 |
| | 現 金 | 133,715,253 | 211,978,742 | 345,693,995 |
| 農 林 水 産 業 担 い 手 対 策 基 金 | 計 | 994,913,306 | △ 87,836,476 | 907,076,830 |
| | 有 価 証 券 | 0 | 11,488,212 | 11,488,212 |
| | 現 金 | 994,913,306 | △ 99,324,688 | 895,588,618 |
| 農 地 中 間 管 理 事 業 等 推 進 基 金 | 現 金 | 179,953,379 | 110,481,348 | 290,434,727 |
| 森 林 整 備 地 域 活 動 支 援 基 金 | 計 | 27,588,478 | △ 1,904,252 | 25,684,226 |
| | 有 価 証 券 | 0 | 325,293 | 325,293 |
| | 現 金 | 27,588,478 | △ 2,229,545 | 25,358,933 |
| 森 林 環 境 整 備 基 金 | 計 | 94,425,884 | 21,806,713 | 116,232,597 |
| | 有 価 証 券 | 0 | 1,472,096 | 1,472,096 |
| | 現 金 | 94,425,884 | 20,334,617 | 114,760,501 |

| 項 目 | | 前年度末現在高 (円) | 決算年度中増減高 (円) | 決算年度末現在高 (円) |
|---|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 県 有 林 基 金 | 計 | 586,323,587 | 26,429,000 | 612,752,587 |
| | 有 価 証 券 | 8,086,050 | 7,658,157 | 15,744,207 |
| | 現 金 | 578,237,537 | 18,770,843 | 597,008,380 |
| 仙 台 塩 釜 港 仙 台 港 区 沿 岸 漁 業 経 営 安 定 化 基 金 | 計 | 631,293,840 | 6,861,699 | 638,155,539 |
| | 有 価 証 券 | 450,000,000 | 0 | 450,000,000 |
| | 現 金 | 181,293,840 | 6,861,699 | 188,155,539 |
| 仙 台 塩 釜 港 石 巻 港 区 沿 岸 漁 業 経 営 安 定 化 基 金 | 計 | 783,058,826 | 6,661,649 | 789,720,475 |
| | 有 価 証 券 | 449,800,000 | 0 | 449,800,000 |
| | 現 金 | 333,258,826 | 6,661,649 | 339,920,475 |
| 東 日 本 大 震 災 み や ぎ こ ど も 育 英 基 金 | 計 | 7,265,337,444 | △ 457,351,531 | 6,807,985,913 |
| | 有 価 証 券 | 0 | 86,223,773 | 86,223,773 |
| | 現 金 | 7,265,337,444 | △ 543,575,304 | 6,721,762,140 |
| 高 等 学 校 等 育 英 奨 学 資 金 貸 付 基 金 | 計 | 7,671,126,021 | △ 977,623,356 | 6,693,502,665 |
| | 有 価 証 券 | 0 | 33,689,146 | 33,689,146 |
| | 現 金 | 2,296,329,301 | 336,478,538 | 2,632,807,839 |
| | 貸 付 金 | 5,374,796,720 | △ 1,347,791,040 | 4,027,005,680 |
| 美 術 品 等 取 得 基 金 | 計 | 2,129,257,918 | 15,013 | 2,129,272,931 |
| | 現 金 | 585,650,638 | 24,221,013 | 609,871,651 |
| | 美 術 品 等 | 598点 | △ 136点 | 462点 |
| | | (1,543,607,280) | (△ 24,206,000) | (1,519,401,280) |
| 合 計 | 計 | 332,735,824,478 | 43,879,570,922 | 376,615,395,400 |
| | 有 価 証 券 | 33,947,652,650 | 6,780,210,000 | 40,727,862,650 |
| | 現 金 | 291,720,237,078 | 38,488,908,762 | 330,209,145,840 |
| | 貸 付 金 | 5,524,327,470 | △ 1,365,341,840 | 4,158,985,630 |
| | 土 地 | 0.00㎡ | 0.00㎡ | 0.00㎡ |
| | | (0) | (0) | (0) |
| | 598点 | △ 136点 | 462点 | |
| | (1,543,607,280) | (△ 24,206,000) | (1,519,401,280) | |

(注)各基金における()書は取得金額を示した。

なお、出納整理期間中に積み立て(戻し入れ)た財政調整基金3,799,808,000円、地域整備推進基金6,285,076,038円、東日本大震災復興基金51,233,644円、県庁舎等整備基金112,748,682円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金9,798円、スポーツ振興基金130,105,881円、地域環境保全基金18,532,939円、環境創造基金289,021,595円、産業廃棄物税基金38,763,560円、文化振興基金70,707,588円、社会福祉基金17,890,411円、地域医療介護総合確保基金315,993,156円、子育て支援対策臨時特例基金70,464,766円、国民健康保険財政安定化基金1,129,172,000円、富県宮城推進基金132,837,165円、緊急雇用創出事業臨時特例基金22,784,744円、中山間地域等農村活性化基金13,000円、農林水産業担い手対策基金15,273,442円、農地中間管理事業等推進基金21,416,000円、森林環境整備基金1,805,124円、森林環境整備基金52,212,000円、東日本大震災みやぎこども育英基金313,946,686円は上記の金額に含まれていない。

また、出納整理期間中に取り崩した地域整備推進基金11,407,609,000円、災害救助基金81,302,398円、産業用地整備促進基金35,125,000円、森林環境整備基金94,744,455円、高等学校等育英奨学資金貸付基金260,000円も上記の金額に含まれていない。

力 県 債

| 区 分 | | 前 年 度 末 現 在 高 | 決 算 年 度 中 増 減 高 | | 決 算 年 度 末 現 在 高 |
|--|-------------------------------------|-------------------|------------------|------------------|--------------------|
| | | | 増 | 減 | |
| 一 般 会 計 ・ 公 債 費 特 別 会 計 | 公 共 事 業 等 債 | 347,686,097,680 | 23,588,900,000 | 19,160,728,107 | 352,114,269,573 |
| | 一 般 単 独 事 業 債 | 330,576,722,076 | 15,587,800,000 | 19,260,096,868 | 326,904,425,208 |
| | 防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 靱 化 緊 急 対 策 事 業 債 | 7,021,100,000 | 11,438,000,000 | 0 | 18,459,100,000 |
| | 公 営 住 宅 建 設 事 業 債 | 4,602,684,703 | 0 | 215,789,115 | 4,386,895,588 |
| | 義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 債 | 336,554,235 | 0 | 18,247,480 | 318,306,755 |
| | 災 害 復 旧 事 業 債 | 18,217,106,822 | 7,287,500,000 | 1,338,249,008 | 24,166,357,814 |
| | (単 独 災 害 復 旧 事 業 債) | (2,928,493,638) | (610,000,000) | (144,867,450) | (3,393,626,188) |
| | (補 助 災 害 復 旧 事 業 債) | (15,288,613,184) | (6,677,500,000) | (1,193,381,558) | (20,772,731,626) |
| | 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債 | 7,843,451,867 | 160,100,000 | 85,329,865 | 7,918,222,002 |
| | 新 産 業 都 市 等 建 設 事 業 債 | 8,651,164,394 | 0 | 349,630,883 | 8,301,533,511 |
| | 厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業 債 | 45,503,027 | 0 | 3,283,963 | 42,219,064 |
| | 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業 債 | 26,670,376,554 | 2,294,400,000 | 422,184,725 | 28,542,591,829 |
| | 社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 債 | 418,890,849 | 0 | 69,085,605 | 349,805,244 |
| | 減 収 補 填 債 | 52,547,246,992 | 0 | 1,193,058,168 | 51,354,188,824 |
| | 上 水 道 事 業 出 資 債 | 5,588,046,496 | 95,264,000 | 1,103,181,452 | 4,580,129,044 |
| | 工 業 用 水 道 事 業 出 資 債 | 313,222,250 | 0 | 155,049,319 | 158,172,931 |
| | 観 光 そ の 他 事 業 債 | 146,000,000 | 0 | 0 | 146,000,000 |
| | 特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業 債 | 945,638,968 | 0 | 107,277,445 | 838,361,523 |
| | 病 院 事 業 債 (一 般 会 計 分) | 15,234,564,585 | 2,003,200,000 | 2,561,213,409 | 14,676,551,176 |
| | 都 市 高 速 鉄 道 事 業 債 | 287,300,048 | 0 | 181,699,952 | 105,600,096 |
| 臨 時 財 政 特 例 債 | 10,257,912 | 0 | 6,916,380 | 3,341,532 | |
| 減 税 補 填 債 | 28,777,019,910 | 0 | 2,537,776,696 | 26,239,243,214 | |

| 区 分 | | 前 年 度 末 現 在 高 | 決 算 年 度 中 増 減 高 | | 決 算 年 度 末 現 在 高 |
|--|-----------------------|-------------------|-----------------|-------------------|--------------------|
| | | | 増 | 減 | |
| 一 般 会 計 ・ 公 債 費 特 別 会 計 | 臨 時 税 収 補 填 債 | 円 583,200,000 | 円 0 | 円 72,900,000 | 円 510,300,000 |
| | 臨 時 財 政 対 策 債 | 636,796,973,955 | 46,849,436,000 | 29,966,018,443 | 653,680,391,512 |
| | 調 整 債 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 財 政 健 全 化 債 | 4,172,086,066 | 0 | 1,009,140,000 | 3,162,946,066 |
| | 地 域 再 生 事 業 債 | 6,694,978,376 | 0 | 400,832,208 | 6,294,146,168 |
| | 行 政 改 革 推 進 債 | 13,804,425,000 | 0 | 188,200,000 | 13,616,225,000 |
| | 行 政 改 革 等 推 進 債 | 4,329,000,000 | 0 | 0 | 4,329,000,000 |
| | 退 職 手 当 債 | 27,291,000,000 | 0 | 3,005,000,000 | 24,286,000,000 |
| | 財 源 対 策 債 | 2,895,850,262 | 0 | 468,435,344 | 2,427,414,918 |
| | 借 換 債 | 0 | 69,500,000,000 | 69,500,000,000 | 0 |
| | 国 の 予 算 等 貸 付 金 債 | 13,033,232,973 | 7,666,666 | 1,472,604,825 | 11,568,294,814 |
| | 小 計 | 1,565,519,696,000 | 178,812,266,666 | 154,851,929,260 | 1,589,480,033,406 |
| 特 別 会 計 | 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 債 | 211,203,156 | 0 | 79,387,561 | 131,815,595 |
| | 中 小 企 業 高 度 化 資 金 債 | 88,248,619,541 | 88,308,000 | 2,142,637,268 | 86,194,290,273 |
| | 県 有 林 整 備 債 | 1,832,349,977 | 0 | 175,151,626 | 1,657,198,351 |
| | 港 湾 整 備 事 業 債 | 24,627,772,069 | 4,806,900,000 | 4,994,813,501 | 24,439,858,568 |
| | 小 計 | 114,919,944,743 | 4,895,208,000 | 7,391,989,956 | 112,423,162,787 |
| 合 計 | 1,680,439,640,743 | 183,707,474,666 | 162,243,919,216 | 1,701,903,196,193 | |

宮城県基金運用状況審査意見書

Ⅱ 宮 城 県 基 金 運 用 状 況 審 査 意 見 書

1 審 査 の 対 象

令和4年7月12日審査に付された令和3年度の基金運用状況審査の対象は、次のとおりである。

- (1) 土 地 基 金
- (2) 企業立地資金貸付基金
- (3) 美術品等取得基金
- (4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

2 審 査 の 方 法

各基金の運用状況について、基金は設置の目的に沿い適正に管理及び運営がなされているか、計数は正確であるかなどに主眼を置き、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、既に実施した例月出納検査及び定期監査の結果を参照し、慎重に審査を行った。

3 運 用 の 状 況

(1) 土地基金

| 区 分 | 前 年 度 末 現 在 高 | 決 算 年 度 中 増 減 | | 決 算 年 度 末 現 在 高 (令 和 4 年 3 月 31 日 現 在) |
|-----------------|----------------|---------------|-------------|---|
| | | 増 | 減 | |
| 有 価 証 券 | 0 | 133,131,864 | 0 | 133,131,864 |
| 現 金 (銀 行 預 金) | 10,511,302,451 | 414,000 | 133,131,864 | 10,378,584,587 |
| 貸 付 金 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 土 地 | 0.00㎡ | 0.00㎡ | 0.00㎡ | 0.00㎡ |
| | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 10,511,302,451 | 133,545,864 | 133,131,864 | 10,511,716,451 |

(2) 企業立地資金貸付基金

| 区 分 | 前年度末現在高 | 決 算 年 度 中 増 減 | | 決 算 年 度 末 現 在 高 (令和4年3月31日現在) |
|-----------|------------------|-----------------|------------------|----------------------------------|
| | | 増 | 減 | |
| 現金 (銀行預金) | 円 588,378,622 | 円 17,553,714 | 円 480,000,000 | 円 125,932,336 |
| 貸 付 金 | 149,530,750 | 0 | 17,550,800 | 131,979,950 |
| 計 | 737,909,372 | 17,553,714 | 497,550,800 | 257,912,286 |

(貸付金増減の推移)

| 区 分 | 前年度末現在高 | | 貸 付 (増) | | 償 還 (減) | | 決 算 年 度 末 現 在 高 | |
|--------|---------|------------------|---------|-----------------|---------|-----------------|-----------------|------------------|
| | 件数 | 金 額 | 件数 | 金 額 | 件数 | 金 額 | 件数 | 金 額 |
| 平成27年度 | 11 | 円 461,501,750 | 3 | 円 67,200,000 | 0 | 円 40,300,750 | 14 | 円 488,401,000 |
| 平成28年度 | 14 | 488,401,000 | 1 | 13,000,000 | 1 | 173,315,300 | 14 | 328,085,700 |
| 平成29年度 | 14 | 328,085,700 | 0 | 0 | 0 | 29,254,800 | 14 | 298,830,900 |
| 平成30年度 | 14 | 298,830,900 | 0 | 0 | 3 | 47,411,550 | 11 | 251,419,350 |
| 令和元年度 | 11 | 251,419,350 | 0 | 0 | 2 | 39,683,300 | 9 | 211,736,050 |
| 令和2年度 | 9 | 211,736,050 | 2 | 50,000,000 | 2 | 112,205,300 | 9 | 149,530,750 |
| 令和3年度 | 9 | 149,530,750 | 0 | 0 | 0 | 17,550,800 | 9 | 131,979,950 |

(注) 「貸付(増)」, 「償還(減)」の件数欄の数量は、決算年度中の新規貸付、完済の件数を表す。

(3) 美術品等取得基金

| 区 分 | 前 年 度 末 現 在 高 | 決 算 年 度 中 増 減 高 | | 決 算 年 度 末 現 在 高 (令和4年3月31日現在) |
|----------|------------------|-----------------|-----------------|----------------------------------|
| | | 増 | 減 | |
| 現金（銀行預金） | 円 585,650,638 | 円 59,971,013 | 円 35,750,000 | 円 609,871,651 |
| 美術品等 | 1,543,607,280 | 35,750,000 | 59,956,000 | 1,519,401,280 |
| 計 | 2,129,257,918 | 95,721,013 | 95,706,000 | 2,129,272,931 |

(美術品等増減の内訳)

| 区 分 | 前 年 度 末 現 在 高 | | 取 得 (増) | | 一般会計へ売却 (減) | | 決 算 年 度 末 現 在 高 | |
|-----------|---------------|------------------|---------|------------|-------------|-----------------|-----------------|------------------|
| | 点 数 | 金 額 | 点 数 | 金 額 | 点 数 | 金 額 | 点 数 | 金 額 |
| 絵 画 | 点 43 | 円 473,797,500 | 点 | 円 | 点 2 | 円 23,690,000 | 点 41 | 円 450,107,500 |
| 版 画 | 241 | 133,112,950 | | | 21 | 13,905,000 | 220 | 119,207,950 |
| 彫 刻 | 20 | 298,337,330 | | | | | 20 | 298,337,330 |
| 写 真 | 154 | 14,180,000 | | | 113 | 9,259,400 | 41 | 4,920,600 |
| 素 描 | 80 | 320,716,500 | | | 9 | 2,595,600 | 71 | 318,120,900 |
| 日 本 画 | 41 | 283,297,000 | | | 2 | 10,506,000 | 39 | 272,791,000 |
| 工 芸 | 16 | 11,586,000 | | | | | 16 | 11,586,000 |
| 博 物 館 資 料 | 3 | 8,580,000 | 11 | 35,750,000 | | | 14 | 44,330,000 |
| 計 | 598 | 1,543,607,280 | 11 | 35,750,000 | 147 | 59,956,000 | 462 | 1,519,401,280 |

(4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

| 区 分 | 前年度末現在高 | 決 算 年 度 中 増 減 高 | | 決 算 年 度 末 現 在 高 (令和4年3月31日現在) |
|----------|---------------|-----------------|---------------|----------------------------------|
| | | 増 | 減 | |
| 有 価 証 券 | 円 0 | 円 33,689,146 | 円 0 | 円 33,689,146 |
| 現金（銀行預金） | 2,296,329,301 | 505,755,086 | 169,276,548 | 2,632,807,839 |
| 貸 付 金 | 5,374,796,720 | 135,264,000 | 1,483,055,040 | 4,027,005,680 |
| 計 | 7,671,126,021 | 674,708,232 | 1,652,331,588 | 6,693,502,665 |

※ 貸付金の減少額については、貸付金の償還のほか、償還免除した金額を含む。

(貸付金増減の内訳)

| 区 分 | 前年度末現在高 | | 貸 付 (増) | | 償 還 等 (減) | | 決 算 年 度 末 現 在 高 | |
|-----------|-------------|--------------------|----------|------------------|------------|--------------------|-----------------|--------------------|
| | 人 数 | 金 額 | 人 数 | 金 額 | 人 数 | 金 額 | 人 数 | 金 額 |
| 令 和 3 年 度 | 人 11,754 | 円 5,374,796,720 | 人 152 | 円 135,264,000 | 人 2,299 | 円 1,483,055,040 | 人 9,607 | 円 4,027,005,680 |

【参 考】

| 区 分 | 前年度末現在高 | | 貸 付 (増) | | 償 還 等 (減) | | 決 算 年 度 末 現 在 高 | |
|--------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 金 額 | 金 額 | 金 額 | 金 額 | 金 額 | 金 額 | 金 額 | 金 額 |
| 平成28年度 | 円 8,788,450,268 | 円 1,583,759,200 | 円 3,524,829,969 | 円 6,847,379,499 | 円 1,660,797,009 | 円 6,662,780,490 | 円 6,483,779,499 | 円 5,923,107,020 |
| 平成29年度 | 6,847,379,499 | 1,476,198,000 | 1,544,914,991 | 6,662,780,490 | 1,660,797,009 | 6,662,780,490 | 6,483,779,499 | 5,923,107,020 |
| 平成30年度 | 6,662,780,490 | 1,365,914,000 | 1,544,914,991 | 6,483,779,499 | 1,544,914,991 | 6,483,779,499 | 6,483,779,499 | 5,923,107,020 |
| 令和元年度 | 6,483,779,499 | 1,169,505,000 | 1,730,177,479 | 5,923,107,020 | 1,730,177,479 | 5,923,107,020 | 5,923,107,020 | 5,923,107,020 |
| 令和2年度 | 5,923,107,020 | 1,050,766,000 | 1,599,076,300 | 5,374,796,720 | 1,599,076,300 | 5,374,796,720 | 5,374,796,720 | 5,374,796,720 |

(収入未済の状況)

| 区 分 | 前年度末現在高 | | 決 算 年 度 中 増 減 | | | | 決 算 年 度 末 現 在 高 | |
|---------|------------|------------------|---------------|-----------------|----------|-----------------|-----------------|------------------|
| | 人 数 | 金 額 | 増 | | 減 | | 人 数 | 金 額 |
| | | | 人 数 | 金 額 | 人 数 | 金 額 | | |
| 奨 学 資 金 | 人 1,680 | 円 356,528,532 | 人 195 | 円 72,305,263 | 人 248 | 円 48,120,409 | 人 1,627 | 円 380,713,386 |

4 審査の結果及び意見

各基金の審査の結果、基金は設置の目的に沿い、適正に運用されており、また、計数は正確であると認められた。

なお、高等学校等育英奨学資金貸付基金の奨学資金貸付金償還金の収入未済額が約3億8千百万円で、前年度に比べ約2千4百万円増加し、各種対策を講じているものの、増加傾向に歯止めがかからず、今後の貸付に支障が生じることが危惧される。

引き続き、収納促進策を講じるほか、貸付時の本人及び連帯保証人への条件説明を徹底するなど収入未済の発生抑制に積極的に取り組むとともに、未納者の連帯保証人に対する催告等の速やかな実施や債権回収業務委託の活用など、今後の債権管理に万全を期されたい。

宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

宮監委 第 55 号
令和 4 年 9 月 12 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

| | | | | |
|---------|---|---|---|----|
| 宮城県監査委員 | 高 | 橋 | 伸 | 二 |
| 宮城県監査委員 | 渡 | 辺 | 忠 | 悦 |
| 宮城県監査委員 | 成 | 田 | 由 | 加里 |
| 宮城県監査委員 | 吉 | 田 | | 計 |

令和 3 年度宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 3 年度宮城県健全化判断比率及び資金不足比率について、別添のとおり意見書を提出します。

Ⅲ 宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に定める，令和 3 年度決算に係る実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。），資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

2 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率の審査は，知事から提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算定は正確か，その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかの主眼を置き，決算諸表等証拠書類との照合等を行うとともに，関係部局から説明を聴取するなどの方法により実施した。

3 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており，当該書類に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されているものと認められた。

令和 3 年度は，実質赤字が発生しなかったことから，実質赤字比率，連結実質赤字比率及び資金不足比率とも算定されなかった。また，実質公債費比率は 11.2 % と前年度と比較して微減したが，将来負担比率は 146.9 % と前年度と比較して 12.2 ポイント減少した。

今回算定された比率は，昨年度同様，健全化判断比率については早期健全化基準，資金不足比率については経営健全化基準，それぞれの範囲内ではあるが，これらは地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める措置が発動されないことを示したものであり，財政上問題がないことを表したものでないことに留意する必要がある。

県の財政状況は，地方一般財源の伸びが期待しにくい中，震災復興については中長期的に対応が必要な様々な課題が残されている

ほか、社会保障関係経費や公共施設等の老朽化対策経費など支出の避けられない経費が年々増加することに伴い、厳しい財政状況に直面する可能性が懸念される。

よって、早期健全化基準等の超過の有無のみならず、健全化判断比率及び資金不足比率の推移とその要因等についての的確に分析するとともに、令和2年度に策定した「みやぎ財政運営戦略（第3期）」の目標達成に向けた堅実な財政運営と、「中期的な財政見通し」などを通じた県民への分かりやすい情報提供に努められたい。

記

（1）実質赤字比率

令和3年度の実質赤字比率は、一般会計等において実質赤字額がないことから、算定されない。

（2）連結実質赤字比率

令和3年度の連結実質赤字比率は、全会計において実質赤字額又は資金不足額がないことから、算定されない。

（3）実質公債費比率（早期健全化基準：25%）

令和3年度の実質公債費比率は11.2%となっており、前年度と比較し微減した。

（4）将来負担比率（早期健全化基準：400%）

令和3年度の将来負担比率は146.9%となっており、前年度と比較し12.2ポイント減少した。

（5）資金不足比率

令和3年度の資金不足比率は、各公営企業会計のいずれも資金の不足額がないことから、算定されない。

(単位：%)

| 健全化判断比率 | 令和3年度 | 令和2年度 | (参考) 早期健全化基準 | (参考) 財政再生基準 |
|-------------|-------|-------|-----------------|----------------|
| ①実質赤字比率 | — | — | 3.75 | 5.00 |
| ②連結実質赤字比率 | — | — | 8.75 | 15.00 |
| ③実質公債費比率 | 11.2 | 12.0 | 25.0 | 35.0 |
| ④将来負担比率 | 146.9 | 159.1 | 400.0 | |
| 資金不足比率 | 令和3年度 | 令和2年度 | 経営健全化基準 | |
| ①水道用水供給事業会計 | — | — | 20.0 | |
| ②工業用水道事業会計 | — | — | | |
| ③地域整備事業会計 | — | — | | |
| ④流域下水道事業会計 | — | — | | |
| ⑤港湾整備事業特別会計 | — | — | | |

(注1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字及び連結実質赤字が生じていないため「—」で表示している。

(注2) 資金不足比率は、各会計において資金不足が生じていないため「—」で表示している。

(注3) 早期健全化基準とは、地方公共団体が財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である。

(注4) 財政再生基準とは、地方公共団体が財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である。

(注5) 経営健全化基準とは、地方公共団体が自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、定められた数値である。

(参考)

1 比率の算定方法

(1) 実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

② 実質赤字額：繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額

支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額

事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(2) 連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

② 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率とは、一般会計等において負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金＋準元利償還金)} - \text{(特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(3ヶ年平均) 標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

② 準元利償還金：イからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率とは、一般会計等において将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{(充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

② 将来負担額：イからヌまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる該当団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

（本県における「ヘ」該当法人）

宮城県土地開発公社，宮城県道路公社，（独）宮城県立こども病院，公立大学法人宮城大学，（独）宮城県立病院機構，（公社）みやぎ農業振興公社，宮城県信用保証協会

ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額に関する一般会計等の負担見込額

チ 地方公共団体が設立した法人以外の者に対する貸付金に関する一般会計等の負担見込額

リ 連結実質赤字額

ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

③ 充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

（5）資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

① 算定式
$$\text{公営企業における資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

② 資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

③ 事業の規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

2 前記1の各比率において対象とした会計名

（1）「一般会計等」は以下のとおりである。

① 一般会計 ② 公債費特別会計 ③ 母子父子寡婦福祉資金特別会計 ④ 中小企業高度化資金特別会計 ⑤ 農業改良資金特別会計
⑥ 沿岸漁業改善資金特別会計 ⑦ 林業・木材産業改善資金特別会計 ⑧ 県有林特別会計 ⑨ 土地取得特別会計

（2）「公営企業会計」は以下のとおりである。

（地方公営企業法適用企業） ① 水道用水供給事業会計 ② 工業用水道事業会計 ③ 地域整備事業会計 ④ 流域下水道事業会計
（地方公営企業法非適用企業） ⑤ 港湾整備事業特別会計

宮城県内部統制評価報告書審査意見書

宮監委 第 56 号

令和 4 年 9 月 12 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

| | | | | |
|---------|---|---|---|----|
| 宮城県監査委員 | 高 | 橋 | 伸 | 二 |
| 宮城県監査委員 | 渡 | 辺 | 忠 | 悦 |
| 宮城県監査委員 | 成 | 田 | 由 | 加里 |
| 宮城県監査委員 | 吉 | 田 | | 計 |

令和 3 年度宮城県内部統制評価報告書審査意見書について

「宮城県監査委員監査基準」に準拠し，地方自治法第 150 条第 5 項の規定により，同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので，別添のとおり意見書を提出します。

IV 宮城県内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和3年度宮城県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点及び実施内容

宮城県知事が作成した令和3年度宮城県内部統制評価報告書について、宮城県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、といった観点から審査を実施した。

審査は「宮城県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部に説明を求めた上で行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

3 審査の結果及び意見

令和3年度宮城県内部統制評価報告書について、前記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果については、(1)の事案の評価を除き、概ね相当である。

(1) 令和3年度の所得税に係る歳入歳出外現金の不足

令和4年5月16日に実施した令和3年度3月末時点の一般会計及び特別会計に係る例月出納検査を契機として、会計課が所管する全職員の所得税に係る歳入歳出外現金に、長期にわたり約2,000万円に及ぶ不足が生じていることが判明した。

これまでの間、不足が明るみとならなかった主な要因として、歳入歳出外現金は所得税のほか、入札保証金や契約保証金等科目ごとに受入れ・払出しを行っているものの、受入れ後は現金として一括化してしまうことから、科目単位で不足となっているにもかかわらず払出しが行われていたため、残高の異常値に対する認識が不十分であったことが挙げられる。したがって、会計課内部で長期にわたり表面化せず、適切な対応が図られてこなかった点について、内部統制上、重大な不備があったものと考えられる。

現在、原因等を調査中とのことであるが、令和3年度における現金の不足は厳然たる事実であることから、本事案は重大な不備として認識すべきものと思われる。また、令和4年度になって判明したことから、今回の報告書に記載しなかったとのことであるが、本事案については、評価報告書の調製後であったとしても、何らかの評価を行い、修正あるいは追加で報告すべきものと考えられる。

このような事案は当然ながらあってはならないことであり、早期に実態を解明して、所要の措置を講じるとともに、二度と同様の事案が発生することのないよう、内部統制環境の整備を図り、再発防止を強く求めるものである。

(2) 内部統制に係る評価等

内部統制評価報告書において、評価の過程で以下1件の「整備上の重大な不備」が認められ、是正されたとある。

- ・高等学校等就学支援金の受給資格認定に係る不適切な事務処理

本事案は、確認方法を明記した事務処理要領等を定めていたにもかかわらず、同時期に複数校で発生したことから、従来の手法に「整備上の不備」があったとして、国が開発した統一的な事務処理システムを導入し、各学校の入力内容を主務課が直接チェックするなど、事務処理体制の根本的な見直しを図ったとしているが、体制等の整備後においてもなお、想定されるリスクへの対応を検討するなど、不断の努力によって適正な業務運営に努め、再発防止を図られたい。

一方、既に実施した定期監査等（令和3年度内及び令和4年4月から8月まで実施）では、事務処理手続や潜在するリスクが可視化され、管理職はじめ所属内で共有されていけば防げたと思われるミスが多数見受けられる。また、重点リスク設定後に発生した当該リスク以外の不備について、報告・評価が行われていない事案が散見される。

各所属においては、これまでに不備が発生した業務や不備発生の可能性が高い業務について、「業務フロー図」、「チェックシート」、「進行管理表」等を整備し、組織内で共有・活用を図る取組が進められてきているが、これらの効果的な取組を、本県独自の「みやぎファインプレーポイント」や「マルチアングルゼミナール」の実施等によって全庁的に整備浸透させ、内部統制が自主・自律的に定着し、不備の発生抑制につながることを期待したい。

全国に先駆けて内部統制に取り組んできた本県は、ガイドラインに示されている6つの基本要素について、既に全庁的な体制が概ね整備されている状況にある。そのため、今後はガイドラインからさらに踏み込んで、モニタリングを強化し、実際の業務に対して内部統制が浸透しているか、有効に機能しているかといった観点で評価が実施されるよう検討を求めるとともに、評価報告書において、発生したミスの傾向、要因等を更に分析し、内部統制の一層の充実強化が図られることを求めるものである。

〈参 考〉 前年度意見に対する執行部の対応状況

前年度決算審査意見に対する執行部の対応状況

事項名：(1) 本県の財政状況

| | 意見の内容 |
|--|---|
| <p>(決算状況) 本県の令和2年度の一般会計及び特別会計の歳入決算額は1兆7,374億2,877万7,258円、歳出決算額は1兆6,295億312万8,337円で、歳入歳出差引額(形式収支額)は1,079億2,564万8,921円の黒字となった。形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源702億708万5,690円を控除した実質収支額は、377億1,856万3,231円の黒字で、このうち一般会計の実質収支額は276億7,914万9,856円の黒字となった。</p> <p>基金は計41基金で、令和2年度末現在高の総額は3,327億3,582万4,478円であり、前年度と比べ250億4,604万3,689円の減少となっている。</p> <p>県債残高は1兆6,804億3,964万743円で前年度と比べ155億3,297万200円(+0.9%)増加し、7年ぶりの増加となった。県債管理基金残高は1,591億327万9,956円で、前年度と比べ94億7,222万2,376円(+6.3%)増加し、財政調整基金残高は2年連続で200億円を下回り、175億6,161万2,399円と前年度と比べ9億452万1,704円(△4.9%)の減少となっている。</p> <p>このように、一般会計の実質収支額が黒字を計上しているものの、県税収入はわずかに減少傾向にあり、また、地方一般財源総額の伸びが期待しにくい中、毎年度、当初予算編成時には、財源不足に対応するため、さらに、令和2年度は新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に充てるため財政調整基金の取崩しを行っている。今後は、国税及び県税を問わず新型コロナウイルス感染症拡大による税収入への影響が懸念されることから、より一層、堅実な財政運営が必要な状況にある。</p> <p>(経済性・効率性・有効性重視の財政運営) 最終年度となる「宮城の将来ビジョン」「宮城県地方創生総合戦略」については、ものづくり産業の県内立地・集積促進や雇用の創出など、「富県宮城の実現」に向けた様々な取組が実を結んだほか、保育所の整備や医学部設置による医師確保対策など「安心と活力に満ちた地域社会づくり」や、クリーンエネルギーの利活用促進、震災の教訓を活かした災害に強いまちづくりや防災体制整備に取り組むなど「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」が進展し、掲げた将来像の実現に向けて着実に前進してきた。一方において、依然、合計特殊出生率が全国平均を大きく下回るなど、少子化対策や出産・子育て環境の整備は喫緊の課題であり、子どもの学力及び体力向上、いじめ対策、不登校児童生徒への支援等でも改善に向けた取組が強く求められている。また、最終年度を同じくする「宮城県震災復興計画」については、インフラの復旧や災害に強いまちづくりなどハード面の整備は概成したものの、被災した方々の心のケア、地域コミュニティの再生、被災事業者の経営基盤の強化など、今後も、中長期的に対応が必要な多くの課題が残されている。これらの検証を踏まえ、令和3年度からスタートした「新・宮城の将来ビジョン」では、「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」を新たに政策推進の基本方向として柱立てしたほか、「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」にも継続して取り組むこととしている。</p> <p>今後、国において「第2期復興・創生期間」と位置付けられた令和7年度までに、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第1期復興・創生期間」の理念を継承した取組をさらに前に進めつつ、「新・宮城の将来ビジョン」により、施策や事業を実施していくこととなる。多くの人々の負担と支援で成り立ってきた復興事業による資産を十分に活かし、これまで以上に経済性・効率性・有効性を重視した財政運営に努められたい。</p> <p>(精度の高い予算管理と執行) 国庫支出金の受入れに係る事務処理において、誤った調定の取消遺漏や、事業費の精算誤り等により歳入欠損となった事案が認められた。事業の進行管理は、歳出予算の執行に重点をおいて行われている状況にあるが、繰越事業に係る国庫支出金など未収入特定財源も多額に及んでいる現状から、事業執行の前提となる財源についても厳密な管理に努められたい。</p> | <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">対 応 の 状 況</p> |
| <p>【担当：総務部 財政課】 《取組内容》 ○県制150年の節目となる令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立を図るとともに、人口減少をはじめとした県政運営上の重要課題に的確に対応するため、「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる「宮城の将来像」の実現に向けた取組を着実に推進することが重要であり、また、東日本大震災からの復旧・復興に向けては、被災者一人ひとりに寄り添った切れ目のない支援や、震災の記憶や教訓を風化させることなく伝承していくための息の長い対応が必要であるとの認識の下、これまでの県政運営の成果や課題、社会情勢の変化を踏まえながら、持続可能な財政運営の実現及び富県躍進に向けた予算の重点配分の実現に向けた取組に努める。(継続) ○前年度からの繰越予算を含め、当年度予算の執行状況や今後所要の適時把握のほか、令和4年度当初予算編成に向け、主要事業や懸案事項等の進捗状況の把握に努める。(継続)</p> <p>《成果(取組結果)》 ○令和4年度当初予算では、感染症対策と復興完遂に向けた施策に着実に取り組みつつ、若者の県内定着や子ども・子育てを社会全体で支える環境整備、外国人材の受入促進など、本格的な人口減少局面を見据えた施策のほか、脱炭素社会の実現やデジタル技術の活用に向けた取組に関し積極的・重点的に予算化した。財源確保に向けては、財政の健全化と持続可能な財政運営の実現及び富県躍進に向けた予算重点配分の実現を主眼に策定した「みやぎ財政運営戦略(第3期)」に基づく歳入歳出両面にわたる対策を計画的に実施した。 ○令和2年度末に予算執行基準を通知し令和3年度予算の適切な予算執行を促すとともに、未だ予断を許さない状況にある新型コロナウイルス感染症への財源配分など必要となる対応に備え、令和3年度予算に係る事務事業の見直しに努めた。また、補正予算編成のタイミングごとに予算の執行状況や今後所要の把握を行い、年間所要額の把握精度を高め、効果的・効率的な予算配分を行った。</p> | |

《今後の課題》

国際情勢や新型コロナウイルス感染症への対応が県財政に及ぼす影響が不透明である中、感染症対策や経済対策などの必要となる施策を着実に推進する一方、財務規則をはじめとした関係規程や「みやぎ財政運営戦略（第3期）」などに基づき、効果的・効率的な財政運営と財政規律の維持を図る。

《令和4年度以降の取組》

高齢化の進行などにより、社会保障関係経費の増加が続くことが見込まれていることに加え、復興事業により整備した施設・設備の維持管理費、公共施設の老朽化対策費等の増加も見込まれているほか、新型コロナウイルス感染症対策は予断を許さない状況が続いている。令和3年2月に策定した「みやぎ財政運営戦略（第3期）」に基づき、こうした状況下においても、財政の健全化に向けて、歳入歳出両面にわたる財源確保対策を着実に実施していくこととしている。一方で、財源確保対策を実施してもなお生じる財源不足に対応するため、財政調整基金を毎年度取り崩す必要があることや、震災関連基金の取り崩しなどにより、基金の残高は減少傾向にあり、我が県の財政は厳しい状況が続くと見込まれている。こうした中でも、財政の健全さを堅持しつつ、感染拡大防止対策と社会経済活動の両立に加え、復興の完遂に向けたきめ細かな支援の継続とともに、富県躍進による今後の県勢発展のための確固たる基盤を構築し、県民一人ひとりが安心して暮らせる地域の実現を目指していく。

事項名：(2) 健全な財政運営と県民への説明責任

| 意 見 の 内 容 |
|--|
| <p>(健全な財政運営)</p> <p>本県では、平成11年の財政危機宣言以降、間断なく行政改革に取り組み、平成30年度から令和2年度までの「新・みやぎ財政運営戦略」では、「実質公債費率と将来負担比率の安定推移」及び「プライマリー・バランスの黒字安定推移」の実現を目標としながら、歳入確保や歳出削減に取り組んできた。財政力指数は0.62649で、前年度と比べ0.00465ポイント低下したものの、経常収支比率は96.3%であり、前年度と比べ1.6ポイント改善した。財政構造の硬直化が常態化しているものの、全体として安定的に推移しており、令和2年度も前年度に引き続き実質赤字は発生しておらず、実質公債費比率は0.9ポイント、将来負担比率は2.8ポイント改善するなど、健全化判断比率はいずれも健全な基準の範囲内である。今後は、懸念される新型コロナウイルス感染症拡大に伴う県税収入の動向も見据えて、令和2年度に策定した「みやぎ財政運営戦略（第3期）」を全庁的に共有し、掲げた目標である「単年度収支均衡予算の編成」「優先度の高い施策への予算の積極的配分」及び達成指標である「実質公債費率と将来負担比率の安定推移」「県債残高の適正管理」に向けた取組を着実に進められたい。</p> <p>(県民への説明責任)</p> <p>毎年、当初予算編成過程においては財源不足が生じている厳しい現状であることから、県民に対しては、「中期的な財政見通し」等を通じて県財政の現状と見通しについて明示するとともに、毎年度の各事業の実施による成果、効果等についても、行政評価指標等を適宜見直しながら分かりやすい情報提供に努められたい。また、特に、令和5年2月まで延長することとなった「みやぎ環境税」や平成20年3月から導入している「みやぎ発展税」など、一定の政策目的のため、県民が負担している超過課税等に関しては、その目的等に照らして、実施事業の有効性について検証の上、その成果について積極的に説明されたい。</p> <p>(公社等外郭団体の経営改善と自立的運営)</p> <p>県政の推進のために県が関与している公社等外郭団体は、県組織と同様に健全な運営を行っていくことが必要であり、「第V期宮城県公社等外郭団体改革計画」（平成30年度～令和3年度）に基づき、各団体の経営改善や県の財政的関与の適正化などが進められている。令和2年度の財政的援助団体等監査では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより債務超過となっている団体や長期未収金を抱えている団体が認められたため、今後とも、公社等の健全な運営のために必要な助言や指導に努め、その自立的な取組を促進されたい。</p> |
| 対 応 の 状 況 |
| <p>【担当：総務部 財政課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「みやぎ財政運営戦略（第3期）」に掲げる取組の実施により、持続可能な財政運営の実現と同戦略の達成指標である 実質公債費比率、将来負担比率の安定推移、県債残高（臨時財政対策債を除く）の適正管理に努める。（継続） ○県の財政状況について、県政だよりや県ホームページ等を活用して県民への情報提供を行う。（継続） <p>《成果（取組結果）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「みやぎ財政運営戦略（第3期）」に定める取組を着実に実施し、必要性や優先度の高い施策に予算を重点配分するとともに、特例的な県債の活用を抑制し将来負担を軽減することができた。また、令和2年度決算の実質公債費比率は12.0%（前年度比▲0.9%）、将来負担比率は159.1%（前年度比▲2.8%）と改善し、県債残高（臨時財政対策債を除く）はコロナの影響もあり前年度から73億円増加したものの、安定して推移しており、取組は着実に進んでいる。 ○県政だよりや県ホームページ等を活用して県民への情報提供を行った。特に多くの県民の目に留まる県政だよりについては、グラフや図を多用するとともに表現を平易にするなど、財政運営の現状や今後の見通しについて、年代を問わず広く県民理解が促進されるよう工夫を行った。 <p>《今後の課題》</p> <p>公債費が高止まりする中、社会保障関係経費や自然災害対策、公共施設の老朽化対策などへの財政需要の増加が見込まれており、これらの対応について計画的に財源を確保しながら取り組んでいくことが必要である。</p> <p>《令和4年度以降の取組》</p> <p>安定した財政運営に向け、「みやぎ財政運営戦略（第3期）」に掲げる歳入・歳出両面にわたる対策の着実な実施と県債残高の適正管理はもとより、予算執行段階における節減や</p> |

更なる財源確保対策などの取組を進めていく。

【担当：総務部 行政経営推進課】

《取組内容》

- 「第Ⅴ期公社等外郭団体改革計画」に基づき、各団体が自ら経営改善のための目標を設定の上、事業実施後の実績評価を行い、県がその評価結果に対して指導・助言を行った。(継続)
- 経営改善や組織等のあり方を検討する必要がある「改善支援団体」のうち、令和3年度は2団体について、外部有識者による「公社等外郭団体経営評価委員会」において調査審議し、委員会における意見に基づき必要な助言・指導を行った。(継続)
- 「第Ⅴ期公社等外郭団体改革計画」が令和3年度で計画期間の終期を迎えることから、各団体がより一層、経営改善や自立的運営に向けた取組を行えるよう、次期計画の検討を行った。(新規)

《成果（取組結果）》

- 県は公社等外郭団体改革計画に基づき指導・助言等を行ってきたが、改善支援団体7団体のうち、1団体については、経営基盤を確立するための減資により、令和4年度指定団体から除外となる。
- これまでの必要な支援・指導等、公社等への適正な関与を継続しながらも、取組の軸を「経営改革」から「自立推進」に移行した「公社等外郭団体自立推進計画」を策定した。

《今後の課題》

- 「改善支援団体」に対して重点的指導・助言を行い、経営改善に向けた取組を支援する。
- 平成31年3月に策定した「経営健全化方針」の対象団体については、方針に基づく取組が着実に進むよう指導・助言を行う。
- 県の出資等に見合った充実した事業活動が行われるよう、各団体への指導・助言を引き続き行う。

《令和4年度以降の取組》

「公社等外郭団体自立推進計画」及び「経営健全化方針」に基づき、改善支援団体の経営改善や自立支援団体の自立的運営に向けた取組を実施する。

【担当：企画部 総合政策課】

《取組内容》

「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」（令和3年度以降は「新・宮城の将来ビジョン」）に基づく施策や事業の成果、効果等については、政策評価・施策評価において効率性、有効性等の観点から分析を行い、外部有識者からなる審議会での審議により客観性を高めるとともに、県民意見の聴取や評価結果の公表により透明性を確保するなど、県民への説明責任の徹底に努めている。(継続)

《成果（取組結果）》

県政の成果及び評価結果を「成果と評価」として取りまとめた。評価の結果については、実施計画の改訂など、次年度以降の施策展開に活用し、その内容を「評価の結果の反映状況説明書」として公表している。

《今後の課題》

引き続き、行政評価の結果をもとに政策課題を設定し、事業の組替えや新規事業の検討等を行い、次年度の予算にしっかりと反映させていく必要がある。

《令和4年度以降の取組》

今後とも、県の方針・取組などについて、マスコミ等も活用しながら、より分かりやすく公表するなど透明性を確保するとともに、政策評価・施策評価の結果や県民意見等を踏まえた施策展開や事務事業の執行に努める。

【担当：環境生活部 環境政策課】

《取組内容》

「みやぎ環境税」を財源とする事業の実施に当たっては、地球温暖化の主要因となっている二酸化炭素の吸収源確保や排出源対策のほか、野生鳥獣の適正保護・管理や次世代を見据えた環境教育・人材育成など、「みやぎ環境税」を活用する環境施策を取りまとめた「新みやぎグリーン戦略プラン」を策定し、実施の目的や事業の進捗状況、成果を県政だよりや河北新報へ掲載するとともに、県ホームページなどでも公表している。(継続)

《成果（取組結果）》

令和3年度は、「みやぎ環境税」の活用事業の計画や実績などについて県政だよりで2回、実際に「みやぎ環境税」を活用して事業に取り組んだ県民や事業者の生の声などについて河北新報に1回掲載したほか、県内の地球温暖化対策を一体的に図るため、県民、事業者、行政等118団体からなる「『ダメだっっちゃ温暖化』宮城県民会議」において、各種取組状況等を紹介した。

《今後の課題》

これまで「みやぎ環境税」に関する理解醸成に向け、県政だより等により事業の進捗や成果に関する広報を実施しているが、環境教育や普及啓発などの事業は、その性格上、成果を定量的な指標で示すことが難しいため、事業実施の有効性をより分かりやすく示していく必要がある。

《令和4年度以降の取組》

引き続き、県政だよりや新聞などでの広報活動により、「みやぎ環境税」活用事業の進捗や成果について分かりやすく伝えるよう努めることに加え、事業実施に当たっては、市町

村事業を含め、印刷物、ウェブコンテンツ、事業者への補助事業により導入された設備など掲示可能なものには「みやぎ環境税」の活用事業である旨を明記・周知することを徹底し、県民への説明責任を果たしてまいりたい。

【担当：環境生活部 循環型社会推進課】

《取組内容》

産業廃棄物税制度について、県民や事業者の理解が得られるよう県ホームページでの公表等により情報提供を行っている。

(1) 県民向けの説明としては、県ホームページ上での公表を行っている。(継続)

- ① 産業廃棄物税の概要について (税務課ホームページ)
- ② 産業廃棄物税を活用した事業について (循環型社会推進課ホームページ)
- ③ 産業廃棄物税の課税期間の延長について (循環型社会推進課ホームページ)

(2) 事業者向けの説明としては、(1)の他に、以下を実施している。(継続)

- ① 県ホームページ上で公表している事業者向けの適正処理の手引きに概要を掲載
- ② 平成17年度から産業廃棄物税制度を導入しているが、3回目の更新時期(平成31年度)に、聞き取り調査や意見徴収を行い、令和7年3月末まで再延長を行った。

《成果(取組結果)》

県は、廃棄物を減らし、持続可能な循環型社会をつくるため、その指針として平成18年3月に第1期の、平成28年3月に第2期の宮城県循環型社会形成推進計画(以下「循環計画」という。)を策定し、産業廃棄物税を循環計画の目標達成のために必要な施策に充当してきた。令和2年度実績において、産業廃棄物の排出量(1,025万トン、令和2年度目標値1,000万トン以下)、リサイクル率(34.5%、令和2年度目標値35%以上)、最終処分率(1.3%、令和2年度目標値1%以下)は令和2年度実績で目標を達成していない。

《今後の課題》

第1期循環計画期間(平成18年度～27年度)においては、県民・事業者・NPO等の関係団体・行政が協力して廃棄物等の3Rに取り組み、その結果、ごみ排出量の減少やリサイクル率の向上などの成果が見られた。しかし、東日本大震災の影響により、多くの廃棄物が発生し、これまで進展してきた3Rの取組も大きく後退した。第2期循環計画期間(平成28年度～令和2年度)においても、廃棄物の排出量等は震災前の状況までには戻っておらず、3Rの取組のうち、手間のかかる行動(使い捨て商品を買わないなど)や人手が必要な作業(建設廃棄物の分別など)について、定着に至っていない。また、廃プラスチック類の海外輸出が難しくなっている情勢なども踏まえ、廃棄物の発生抑制に対する支援も求められている。第2期循環計画は令和2年度が終期であったことから、これまでの取組に加え、近年関心が高まっているプラスチックごみ削減や食品ロス削減などの視点も踏まえて、令和3年3月に宮城県循環型社会形成推進計画(第3期)を策定したところである。これを受けて令和3年度中に「宮城県食品ロス削減推進計画」を策定した。

また、令和4年4月からプラスチック資源循環促進法も施行されたことから、これらの計画の目標の達成に向けた着実な取組の一つとして、産業廃棄物を活用した事業を県民の理解を得ながら実施していくことが必要である。

《令和4年度以降の取組》

産業廃棄物税充当事業に係る事務処理を適切に行うとともに、県民や事業者への情報提供につとめる。

4月 前年度事業報告内容調査 7月 次年度事業要望提出メッセ 8月 次年度事業ヒアリング 10月 次年度事業決定通知

【担当：経済商工観光部 富県宮城推進室】

《取組内容》

「みやぎ発展税」の単年度及び累積の活用実績や成果等については、出納整理期間終了後の県議会経済商工観光委員会で報告するとともに、これに合わせて県のホームページに掲載し、県民等への周知を図っている。(継続)

また、例年、県内の主要な経済団体等で構成する「富県宮城推進会議」において、活用実績や成果等の説明を行うとともに、それらを踏まえた今後の活用施策について意見交換等を行っている。(なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、会議を中止)(継続)

加えて、平成30年度からは、経済団体等に対し調整や要請を行い、当該団体等が発行する刊行物や開催する集会等において、実績や成果等を掲載・説明する機会をいただき、事業者への更なる周知に取り組んでいる。(継続)

《成果(取組結果)》

前年度の単年度実績や成果等について、議会での報告及び県のホームページへの掲載を例年と同時期に速やかに行った。また、「富県宮城推進会議」の構成団体が発行する刊行物やメールマガジンに実績や成果等を掲載いただく機会を調整し、これまでの事業成果について広く周知するよう努めた。

《今後の課題》

令和3年度から新規事業として実施している取組等も含めて取組の実績や成果等をより分かりやすく伝えることができるよう工夫をしていく必要がある。

《令和4年度以降の取組》

引き続き、経済団体等が発行する刊行物や開催する集会等において、主に事業者向けに実績や成果等を掲載・説明する機会をいただけるよう調整や要請を行う。

また、成果等について、少しでも分かりやすい内容となるよう、毎年度、改善に向けた検討を重ねる。

事項名：(3) 統一的な基準による地方公会計制度への対応

| 意 見 の 内 容 |
|--|
| <p>(本県における対応状況)</p> <p>本県では、統一的な基準による地方公会計により、令和元年度財務書類等及びその前提となる会計年度末時点の固定資産台帳を作成し、令和3年5月に公表したところである。これらの財務書類等については、他県との比較や施設別あるいは事業別のセグメント分析などを行うことにより、資産管理や受益者負担の適正化及び業務の効率化などで試行的に活用されている。今後も、財政運営の効率化・適正化、財務活動上の課題や成果の明確化、公有財産の有効活用など、更なる活用を図りたい。</p> <p>(必要な研修の充実とシステム導入等)</p> <p>地方公会計制度では、発生主義・複式簿記といった企業会計的手法を用いるため、財務諸表の作成に簿記などの知識が必要である。これらは、地方公会計制度のみならず公営企業会計及び公社等外郭団体や民間企業の経営状況を知る上でも有益なものであることから、担当職員のみならず、管理監督者も含め、職階に応じた各種研修を一層充実されたい。また、令和5年度に予定されている基幹業務システムの運用開始に伴い、公有財産台帳管理システムについては、特定所属での一括入力から日々仕訳による各所属での入力に変わるなど、運用において大きな変更があることから、所属への周知や研修の開催など、円滑にシステムが移行できるよう着実な準備を進められたい。</p> |
| 対 応 の 状 況 |
| <p>【担当：総務部 財政課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受益者負担の適正化への具体の活用に向けて、施設別セグメント分析を実施した。(継続) ○担当者レベルの簿記研修(4回)及び管理監督者レベルの研修(2回)を実施した。(継続) <p>《成果(取組結果)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他県の活用事例を調査・研究した上で、施設別セグメント分析を行い、使用料改定等の具体的な活用に応じた課題を整理した。 ○実務担当者を対象とした簿記研修については103名、新任の管理監督者を対象とした研修については57名の参加があり、幅広く公会計に必要な知識の普及に努めた。 <p>《今後の課題》</p> <p>セグメント分析の具体的な活用方法について、深化させていくことが必要。また、現状の2種類の研修により制度理解の浸透と実務能力の向上に努め、精度の高い財務書類等の作成を行うとともに、より良い研修体系の在り方についても検討を進めていく。</p> <p>《令和4年度以降の取組》</p> <p>県が実施する事業の形態は多種多様なことから、引き続き、事業対象を変更しながら事業別セグメント分析を実施し、有効な活用方法について検討を進めていく。</p> <p>また、令和5年度の新システム導入と日々仕訳の実施に当たっては、日常業務において発生主義・複式簿記などの知識が必要となることから、引き続き、研修等を通じて公会計制度の運用に必要な知識の普及啓発を進めていく。</p> |
| <p>【担当：総務部 管財課】</p> <p>《取組内容》</p> <p>令和3年11月に各財産所管所属に対しシステム移行に伴う作業(現在管理している台帳の見直し)の依頼通知をした際、令和5年度以降の公有財産台帳については基幹業務システム導入に伴い各所属がシステム管理することとなること、システム移行後は原則公有財産台帳と地方公会計における固定資産台帳が連動することになることについて通知に記載し、周知を図った。(新規)</p> <p>《成果(取組結果)》</p> <p>上記通知により、各所属において基幹業務システム導入に伴う公有財産台帳の見直しを行った。</p> <p>《今後の課題》</p> <p>システム移行に伴う作業の推進、運用変更についての周知、運用変更について例規改正・通知。</p> <p>《令和4年度以降の取組》</p> <p>各所属にシステム移行に伴う作業を依頼する際や運用変更に伴う例規改正通知等において、運用の変更に関して周知を行う。また、全庁的なシステム操作研修に向け準備を行うとともに、分かりやすいマニュアル作成に努める。</p> |

事項名：(4) 収入未済の縮減と債権管理

| 意 見 の 内 容 |
|---|
| <p>(収入未済額の状況)</p> <p>令和2年度の一般会計及び特別会計の収入未済額(繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。)は、総額55億2,863万446円で、前年度に比べ6億9,096万9,563円増加している。このうち、県税の収入未済額は38億9,115万4,011円で、前年度と比べ6億1,799万4,537円増加した。これは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例分が大半である徴収猶予額が、11億8,483万1,367円と前年度に比べ約5.8倍に増加したことによるものであり、収入率も98.6%と前年度を0.2ポイント低下している。徴収猶予額を除いた収入未済額は、令和元年度30億6,804万7,979円に対し、令和2</p> |

年度 27 億 632 万 2,644 円となり、前年度と比べ 3 億 6,172 万 5,335 円減少している。また、県税以外の収入未済額（繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。）は、16 億 3,747 万 6,435 円で、前年度に比べ 7,297 万 5,026 円増加した。

（収入未済額のさらなる縮減）

収入未済額の縮減については、宮城県収入未済額縮減推進会議において取組方針を定め、令和元年度から 3 か年において、県税以外では 3 億円を縮減する目標を定め様々な取組を実施しているところであり、県税についても令和 3 年度末における収入未済額を 30 億円以下とする目標を設定した「第 5 次県税滞納額縮減対策 3 か年計画」に基づき、着実に成果を上げてきていることは評価するところである。今後も、現年度分の収入未済の発生抑制に努めながら、確実に目標を達成されたい。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予の特例分についても、猶予期間終了後も見据えて適切な管理に努められたい。

（貸付金における債権管理の徹底）

貸付金における債権管理については、十分な効果があったと言えないまでも、困難事案について債権回収会社に委託するなど、債権回収に努めている状況が認められ、徴収猶予や免除手続等の失念や時効による不納欠損が認められなかったことも評価するところである。しかし、複数の貸付金において、連帯保証人に督促や催告が行われていない事案や債務者の承認等の時効更新措置を講じていない事案が認められた。今後は、引き続き、貸付時において、連帯保証人も含め分かりやすい返済手続の説明に努めるほか、債務者の償還状況に応じて、連帯保証人への督促等に加え、債務承認等による時効の更新や完成猶予の措置を講じることにより、より厳格な債権管理に努められたい。

なお、やむを得ず不納欠損処理を行う場合は、負担の公平性や県の取組について、県民に対する説明責任を十分に果たされたい。

対 応 の 状 況

【担当：総務部 税務課】

《取組内容》

県税収入未済額縮減対策については、平成 31 年 3 月に策定した「第 5 次県税滞納額縮減対策 3 か年計画」及び「令和 3 年度県税事務運営」に基づき、県税収入未済額の縮減と新たな滞納の発生抑制に取り組んでいる。（継続）

特に、収入未済額の大半を占め、重点税目と位置付けている個人住民税については、市町村職員併任を活用し、共同催告や共同徴収を実施するなど、積極的に市町村と連携・協働して徴収対策を行い、収入未済額の縮減対策を実施した。（継続）

個人県民税以外の税目については、これまでの滞納処分を中心とする取組により収入未済額を縮減し、今後もこれまでの取組を徹底することで収入未済額の一層の縮減を進めるとともに、納付手段の拡大や自動車税種別割の納期内納付率向上を推進するための啓発活動を実施した。（継続）

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により一時に納付が困難となった者については、昨年度に引き続き徴収猶予の特例措置を適切に適用して対応してきたが、令和 4 年 2 月 1 日までの猶予期間終了後においても、納税が困難であると申し出があった場合は、収入や支出の状況を聞き取りした上で、従来の納税緩和措置の適用の検討や分割納付の相談に応じるなどの取り扱いをしている。（継続）

《成果（取組結果）》

個人県民税の令和 4 年 3 月末現在の収入率は、現年分 85.75 %（対前年比 0.19 ポイント増）、滞納繰越分 30.79 %（対前年比△1.36 ポイント減）、合計 83.81 %（対前年比 0.28 ポイント増）と前年度と比べて増加し、収入未済額は前年度同期比で約 2 億 5 千万円の減となっている。

個人県民税以外の税目の令和 4 年 3 月末現在の収入率は、現年分 98.18 %（対前年比 0.7 ポイント増）、滞納繰越分 61.28 %（対前年比 16.48 ポイント増）、合計 98.00 %（対前年比 0.69 ポイント増）と前年度と比べて増加し、収入未済額は新型コロナウイルス感染症の特例措置による徴収猶予額の減少により、前年度同期比で約 13 億 7 百万円の大幅な減となっている。

宮城県市町村合同インターネット公売を令和 4 年 2 月の K S I 官公庁オークション時に設定し、市町が出品した 26 件中 7 件が落札され、落札金額は 1,790,900 円となった。

令和 3 年度自動車税定期賦課の納期内納付率は 82.2 %と過去最高となった。

個人県民税以外の税目の滞納処分については、令和 4 年 3 月末現在で差押件数 1,045 件、捜索件数 11 件、タイヤロック 1 台となっている。

一方、納税緩和制度として、徴収猶予 27 件（徴収猶予の特例を除く）、換価の猶予 125 件、滞納処分の執行停止 405 件を適用している。

《今後の課題》

依然として収入未済額の多い「個人住民税」については、市町村の実情に合わせた積極的な支援を継続することが必要である。個人県民税以外の税目については、滞納者数の減少により困難な滞納整理案件が中心となることが予想され、差押徴収の強化・徹底と滞納整理の効率化が必要である。

《令和 4 年度以降の取組》

令和 6 年度末における収入未済額を 23 億 5 千万円以下とする目標を設定した「第 6 次県税滞納額縮減対策 3 か年計画」（令和 4 年 3 月策定）に基づき、令和 4 年度については、収入未済額の縮減目標を令和 3 年度決算対比で個人住民税とその他税目の合計で 6 %以上縮小することを基準として各事務所で目標を設定し、更なる収入未済額の縮減と発生抑制に取り組む。また、滞納整理の際には、新型コロナウイルス感染症への配慮から感染拡大の防止対策を講じながら取り組むこととし、滞納整理研修のリモートによる開催や、預貯金照会システムの活用、電子決済の周知など、デジタル化を推進する。

【担当：総務部 行政経営推進課】

《取組内容》

県税以外の収入未済額については、収入未済縮減推進会議を年に 2 回程度開催し、「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」に基づき、平成 30 年度決算時点の収入未済

額から3年間で3億円の縮減に向けた進行管理を行うとともに、縮減が図られている債権の取組状況を共有するなど、適切な債権管理・回収に全力を挙げて取り組んでいる。令和3年11月には、収入未済縮減に向けた知識の習得に向け、債権管理研修会を開催した。令和4年1月には、債権管理について、多所属間双方向検証（マルチアングルゼミナール）を実施し、裁判所を通じた債権回収の手法や債権管理の課題等について意見交換を行い、各債権の取組事例を共有するなど相互の情報共有を図った。また、回収が困難な債権については、引き続き、一括契約による債権回収会社（サービサー）への委託を行うなど、債権管理担当課室の業務支援に努めている。

なお、債権管理担当課室においては、債務者の生活状況や経営状況を的確に把握し、工夫しながら文書や訪問等による催告や分割納付等による納付促進に取り組んでおり、それでも回収不能と判断した債権については不納欠損処分を行っている。

主な債権の取組概要は、以下のとおり。

- ・[竹の内産業廃棄物処分場の行政代執行に係る特別納付金]
 - ①債務者の収入・資産状況を的確に把握するため、財産調査を実施（継続）
 - ②分納を実施している債務者への納付指導を継続実施（継続）
 - ③時効完成時期の管理表を作成し、各債務者の時効完成時期を可視化することによる、債権管理の適正化（新規）
- ・[生活保護扶助費返還金]
 - ①定期的な家庭訪問、電話や文書による催告を行い、納入指導を実施（継続）
 - ②一括納入が困難な世帯に対して、履行延期特約承認の申請を指導し、分割による納入を促進（継続）
 - ③生活保護法第78条に係る徴収金について、可能な限り生活保護費から徴収（継続）
 - ④債務者が死亡し相続人がいない債権については、債権放棄を行い、不納欠損処分を実施（継続）
 - ⑤保健福祉事務所に対し、縮減目標等の取組方針の作成、収入未済額の発生要因や未然防止策及び債権管理事務の基本的な流れや事務手続きを周知徹底し、保健福祉事務所の取組の強化を実施（拡充）
 - ⑥被保護世帯へ「生活保護のしおり」を配布し、収入申告義務の周知徹底を図るなど、新たな収入未済発生を防ぐとともに、課税調査による未申告収入の把握（継続）
- ・[母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金]

平成26年度に策定した収入未済額縮減対策「意識改革プログラム」及び「取組指針」に基づき、収入未済額の縮減に向けた取組を実施。

 - ①申請時及び償還開始時における借受人、連帯借受人、連帯保証人との面接による指導（継続）
 - ②電話、文書等の催告及び休日訪問による催告（継続）
 - ③納入者の利便性や収納率向上のための口座振替の促進（継続）
 - ④回収困難債権について、債権回収会社（サービサー）の活用（継続）
- ・[小規模企業者等設備導入資金／中小企業貸付金]
 - ①未収債権整理強化期間を設定し、滞納企業及び連帯保証人に対して、集中的に訪問調査、納付指導及び公簿調査を実施（継続）
 - ②滞納企業の経営実態を把握し、経営改善について指導・助言を実施（継続）
- ・[県営住宅使用料]
 - ①滞納者等に対する休日や夜間の訪問催告を集中的に実施（継続）
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、電話催告を積極的に実施（拡充）
 - ③宮城県住宅供給公社との連絡調整会議のほか、担当者との打ち合わせも実施し、収入未済の発生抑制に向けた取組の強化を指導・助言（継続）

《成果（取組結果）》

主な債権の取組結果は、以下のとおり。

- ・[竹の内産業廃棄物処分場の行政代執行に係る特別納付金]

分納者に対し継続して納付指導を実施したことにより、令和3年度の収入未済縮減目標額1,240千円に対して、3月末時点で1,244千円縮減した。
- ・[生活保護扶助費返還金]

電話、文書及び訪問による催告等のほか、一括納入が困難な世帯に対して履行延期特約承認の申請や生活保護法第78条の2の規定による保護費からの直接納入による分納の実施などにより、令和3年度の収入未済額縮減目標額5,487千円に対して、3月末時点で10,247千円縮減した。
- ・[母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金]

借受人等に対する面接による指導、休日訪問による催告や口座振替など柔軟な対応による納付を促進したことにより、令和3年度の収入未済額縮減目標額7,583千円に対して3月末時点で9,673千円縮減した。
- ・[小規模企業者等設備導入資金／中小企業貸付金]

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少するなど経営が不安定な状況となったため、1回の納付額を減額するなど、継続した納付が可能となるよう柔軟に対応したほか、電話や訪問により債務者及び連帯保証人に対し定期的に納付指導を行ったことより、令和3年度の収入未済額縮減目標額1,200千円に対して3月末時点で600千円縮減した。
- ・[県営住宅使用料]

休日や夜間の訪問催告を集中的に行ったことなどにより、令和3年度の収入未済額縮減目標額16,312千円に対して、3月末時点で15,992千円縮減した。

《今後の課題》

これまでも各債権管理担当課室においては、滞納の未然防止策や債権管理・回収の強化等を図り、収入未済額の縮減に努めてきた。しかし、所在不明や遠方に居住していることにより直接折衝出来ない場合や債務者の経済的な事情等により回収困難な事案等も存在しており、また、こうした事案等も含め、債権管理・回収を限られた人員で対応しなければならないのが実情である。

このため、収入未済縮減推進会議や内部統制の取組である多所属間双方向検証（マルチアングルゼミナール）において、各債権の取組事例を共有するほか、引き続きサービサーへの一括契約による委託を行うなど、より一層、債権管理担当課室の支援に努めることにより、全庁的な取組の強化につなげていく必要がある。

生活保護扶助費返還金については、収入未済の発生防止に向けて、収入があった事実を実施機関が把握したときには既に消費済みであったという事態を防止するため、被保護世帯への適時・適切な収入申告の指導を徹底する必要がある。このため、「生活保護のしおり」を活用しての指導や、収入が予測される時期に家庭訪問の回数を増やすなど、時期を失することなく収入を把握する工夫を行い、あらかじめ返還金等が発生しないように意識した活動をしていく必要がある。また、収入未済の解消に向けて、債権の回収率を向上させるため、適切な督促・催告や分割納付などの制度を活用した債権回収を進める必要がある。

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金では、前年度よりも収入未済額は縮減となっているが、依然として多額の収入未済額が存在するため、過年度分のさらなる縮減に加え、現年度分における収入未済額の新規発生の抑制に向けたより一層の取組が必要である。

なお、特別納付金は、竹の内産廃処分場の行政代執行に係る費用であるが、行政代執行は現在も継続して実施しており、今後も事業執行分の請求額が発生することから、収入未済額の増加は避けられない状況となっている。また、個人債務者7人のうち4人が既に年金受給者であり、現在実施している分納額の増額は難しい状況であることから、長期的な債権管理となるため、差押え等により適時適切に時効中断を図っていく必要がある。

《令和4年度以降の取組》

収入未済縮減推進会議では、引き続き、取組方針に基づき、目標に向けた進行管理を行うとともに、縮減が図られている債権の取組状況の共有や一括契約によるサービサーへの委託などの債権管理担当課室への支援を行う。また、内部統制の取組である多所属間双方向検証（マルチアングルゼミナール）においても、効果的な取組などの共有・水平展開を図っていく。

債権管理担当課室においては、債権管理マニュアル等を策定し、滞納の未然防止に努めるほか、収入未済発生初期から催告等を行い、早期の債権回収に努める。また、回収困難な事案では外部委託も含め法的措置を積極的に検討し、債権回収の強化を図っていくとともに、回収不能な債権については、県民への説明責任を果たしつつ、債権放棄等により不納欠損処分を行っていく。

・[生活保護扶助費返還金]

- ①被保護世帯に「生活保護のしおり」を配布したり、機会があるごとに説明を行い、収入申告義務の周知徹底を図り、適正な収入申告の指導により新たな収入未済の発生を防ぐ。
- ②被保護世帯からの収入申告を待つばかりではなく、訪問活動や課税調査により、未申告収入の把握に努める。
- ③定期的な家庭訪問や電話等による催告の継続で、納入が停滞している案件の理由・課題・収支状況を整理し、納入再開を促す。
- ④一括納入が困難な場合は、納入が困難である理由・課題・収支状況を整理し、履行延期特約承認等や保護費からの徴収を活用することにより、分割納入が行われるよう指導する。
- ⑤生活保護法第77条の2徴収金及び法第78条に係る徴収金については、可能な限り保護費からの徴収を行う。
- ⑥普段から債権を発生させないことを意識して業務を実施できるよう保健福祉事務所を対象とした債権管理研修会を開催する。
- ⑦各事務所で、収入未済者一覧を作成し、収入未済に対する意識を向上させ解消を図る。
- ⑧「生活保護扶助費返還に係る債権管理マニュアル」に基づく定期報告により、収入状況を把握し、対応の指示等を行う。
- ⑨時効が到来した債権については、不納欠損処分により縮減を図る。
- ⑩債務者が死亡した相続人がいない債権については、債権放棄を行い、不納欠損処分により縮減を図る。

・[母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金]

収入未済額縮減対策「意識改革プログラム」及び「取組指針」に基づき、収入未済額の縮減に向けた取組を継続する。

・[竹の内産業廃棄物処分場の行政代執行に係る特別納付金]

- ①個人債務者が遅滞なく分納を継続するよう、納付指導に注力していく。
- ②財産調査を継続し各債務者の収入・資産状況の把握に努めるとともに、各債務者の時効完成時期の管理徹底と併せて、唯一納付に応じない法人債務者は、新たに発生する債務について土地の参加差押えを実施するなど時効中断を図っていく。

【担当：保健福祉部 医療人材対策室】

《取組内容》

【医学生修学資金】

(収入未済額の更なる縮減)

過年度（平成20年度）に発生した収入未済について、債務者及び連帯保証人に対する電話・メールによる督促を毎月継続している。

さらに、債務者の所在地付近に指定金融機関等が無い事情を考慮し、ATMから医療政策課の資金前渡口座に入金させ、その後、職員が納入通知書で歳計口座に入金する手法を採る

など、納入促進に向けた取組を実施している。(継続)

(貸付金における債権管理の徹底)

新規貸付に当たっては、貸与者及び連帯保証人2名と契約を締結するよう平成31年に条例改正し、債権の保全を図っているほか、貸付決定時・在学中・卒業後に定期的に制度趣旨の説明機会を設け、離脱防止を図っている。(継続)

【看護学生修学資金】

(収入未済額の更なる縮減)

- 1 毎月、未納額縮減に向けた行動計画を立て、中長期の滞納に陥らないよう管理を徹底。(継続)
- 2 中長期の未済者に対しては、定期の電話連絡・文書催促を行い、未済額の速やかな納入に努めた。(継続)

(貸付金における債権管理の徹底)

- 1 台帳を整備するとともに、必要な手続き時期や内容を容易に確認できるよう一覧表を整備し、適正な債権管理に努めた。(継続)
- 2 新規収入未済額の未然防止としては、貸付決定の際、貸付決定者に対して貸付の手引きの配布等により、償還免除及び猶予の条件を満たさない場合、返還が発生することや、その場合の返還方法などについて周知徹底を図り、さらに貸付条例や貸付の手引きの内容について、貸付者を推薦した看護学校に対して、生徒に対する制度内容の周知等の指導強化を依頼した。(継続)

《成果(取組結果)》

【医学生修学資金】

上記の取組により、未済額約515万円のうち、100万円が償還された。

【看護学生修学資金】

上記の取組により、令和2年度調定額のうち中長期の未納となっていた1件60,000円について、令和3年12月時点で回収を完了した。また、貸付の手引きの配布等により、借受を検討している学生や養成所学校からの事前問い合わせもあり、貸付制度の周知及び適切な説明への効果も見られた。

なお、債権管理については、事務の遅れなどはなく、適時的確に行っている。

《今後の課題》

【医学生修学資金】

債務者は様々な地域から同制度の貸付を受けており、債務超過の状況に陥っているが、医師として医療機関に従事し、安定的な収入があることから継続的に連絡をし、納付交渉を行うこととする。

【看護学生修学資金】

従来のような長期滞納者は減少したが、依然、故意ではないものの、指定した納入期限を超過するケースも見受けられるため、これらの場合において長期滞納へと陥らないよう適切な債権管理を徹底するとともに、債務者及び保証人との適切な連絡交渉等に一層努めることが必要である。

《令和4年度以降の取組》

【医学生修学資金】

過年度発生収入未済については、債務者及び連帯保証人に対する納付交渉を継続的に実施するとともに、給与差押等強制執行による対応等についても検討を行う。また、新規貸付の際には貸与者に対し制度趣旨の説明を徹底することにより収入未済発生を未然に防ぐよう努める。

【看護学生修学資金】

これまでの取組を十分に継続しながらも、各取組における改善点などを適宜洗い出し、より最適な債権管理の運用方法を検討していく。

【担当：保健福祉部 長寿社会政策課】

《取組内容》

介護福祉士等修学資金貸付金においては、これまで被貸与者及び連帯保証人に対し文書や電話、居宅訪問を行い、被貸与者本人の就業状況による償還免除要件の該当の有無を確認した後、償還免除額、償還額の確定処理を行っており、令和3年度は未処理案件はないが、償還決定したものについて、適切な債権管理に努めた。(継続)

《成果(取組結果)》

償還決定したものについて、収入未済とならないよう、被貸与者に対し、適時、督促等行っている。なお、令和2年度以前からの収入未済額については、本人や連帯保証人に対し督促等行ったところ、本人や連帯保証人から一部償還がなされている。

《今後の課題》

償還決定したものについては、引き続き債権管理を適切に行っていく必要がある。

《令和4年度以降の取組》

債権管理を適切に行い、収入未済とならないよう、適時、督促等行っていく。

【担当：保健福祉部 子ども・家庭支援課】

《取組内容》

○収入未済額縮減対策「意識改革プログラム」及び「取組指針」に基づき、収入未済額の縮減に向けた取組を実施した。

- ・申請時における借受人、連帯借受人、連帯保証人との面接による償還指導（継続）
- ・償還開始時における借受人、連帯借受人、連帯保証人との面接による指導（継続）
- ・電話、文書、等の催告及び休日訪問による催告（継続）
- ・事務所内での定期的な対策会議（継続）
- ・主務課と保健福祉事務所担当者による担当者会議（継続）
- ・納入者の利便性や収納率向上のための口座振替の推進（継続）
- ・回収困難債権に対するサービサーの活用（継続）

《成果（取組結果）》

令和2年度末 収入未済額 …… A 61,362,499円

令和3年度末 収入未済額 …… B 58,285,082円

縮減額（ A - B ） …… 3,077,417円

《今後の課題》

○前年度よりも収入未済額は縮減となっているが、依然として多額の収入未済額が存在するため、過年度分の更なる縮減に加え、現年度分における収入未済額の新規発生の抑制に向けたより一層の取組が必要になる。

《令和4年度以降の取組》

○収入未済額縮減対策「意識改革プログラム」及び「取組指針」に基づき、収入未済額の縮減に向けた取組を継続する。

【担当：教育庁 高校教育課】

《取組内容》

- ・奨学資金貸付金償還金の未納状態が継続している者には、年2回、未納額総額を明記した納付督促書を送付し納付を促した。（継続）
- ・さらに、2か月以上の滞納者に対しては、年2回、その連帯保証人宛に催告文書を送付し納付を促した。（拡充）
- ・住所の異動を届けずに転居した者など、所在不明な滞納者に対しては、住民基本台帳ネットワークシステムや戸籍の公用請求等による居住地調査に重点的に取組み、速やかに督促を行った。（継続）
- ・平日昼間に電話がつかない者に対しては、朝夕に電話による督促を行った。（継続）
- ・高等学校校長会や高等学校教育関係所管事務説明会など、県内高校の管理職等が参集する会議において、収入未済が増加している状況を説明し、申請時の面談や決定時の交付式の場では、償還金が新たな奨学資金の貸付原資になっていること、その償還が滞ると制度の運用に支障を来すことから就労後は滞りなく償還することを、奨学生に対して丁寧に説明するよう依頼した。（継続）
- ・私立高校など、収入未済の割合が高い高校に対し、現状の認識や、償還の重要性を理解し奨学生としての自覚を持たせる指導を行うよう協力を要請した。（継続）

《成果（取組結果）》

・過年度の収入未済のうち、48,037,442円を回収し、収入未済の縮減に努めた。

《今後の課題》

- ・当該貸付金は、国の特殊法人等整理合理化計画により旧日本育英会から移管され、平成17年度から県事業として貸付を開始した事業である。最初の大学卒業生が発生した平成24年度から償還対象者が年々増加し、それに併せて収入未済も大幅に増加している。
- ・貸付金の償還は、10年程度の長期間で行われているが、償還対象者のうち、例年約2割強の方が未納になっているのが現状である。
- ・この割合を減少させるため、貸付時においては「貸付を受ける（返済を要する）」という自覚を強く持つこと、償還が新たな貸付金の原資になることなど、制度の趣旨を丁寧に説明していく必要がある。
- ・また、貸付後においては、債権管理を徹底するとともに、滞納案件に対しては取組方針に基づき、初期段階で速やかに督促状や電話等で納付を促し、滞納を長期化させない対応を確実に行う必要がある。
- ・さらに、近年、償還対象者及び連帯保証人が自己破産する案件が増加していることから、その対応を整理する必要がある。

《令和4年度以降の取組》

- ・取組方針に基づき、滞納者や連帯保証人に対して、督促状の送付、電話による督促納付催告書の送付などの対応を行うとともに、訪問督促については、滞納者のほか、連帯保証人に対しても積極的に行っていく。
- ・2か月以上の滞納者の連帯保証人に対する催告文書の送付を年2回以上実施する。
- ・債権回収会社（サービサー）への業務委託による回収を拡充していく。

事項名：(5) 補助金等事務の適正な執行

| 意 見 の 内 容 |
|---|
| <p>(適正な事務手続) 補助金交付手続については、平成 29 年度の包括外部監査において、14 項目にわたる監査結果や意見が示され、令和元年度に「補助金交付手続の改善方針」が改定されたところである。しかし、定期監査において、実績報告書の提出期限が守られていない事案や変更交付決定を行うことなく補助金額を確定している事案、年度内に完了したものの事業完了年度内に履行確認を行っていない事案が確認されるなど、不適切な事務処理が散見され、改善方針が遵守されているとはいえない状況である。今後、当該不適切事務の改善状況調査などを通して職員への周知徹底を図るほか、「補助金交付事務に係る確認用チェックリスト」の有効活用等により、事務の適正な執行に努められたい。また、発生した不適切な事務を内部統制上のリスクとして認識の上、再発防止に努められたい。</p> <p>(履行確認の徹底) 平成 29 年度の包括外部監査では、申請時におけるヒアリングや現地調査及び実績確認時におけるヒアリングや写真確認、証憑書類の検証の徹底など、補助対象事業の確実な履行確認が特に求められ、改善方針においても定められたところである。事業効果を把握する上でも必要に応じ現地調査を行うなど、事業の確実な履行確認に努められたい。</p> |
| 対 応 の 状 況 |
| <p>【担当：総務部 行政経営推進課】</p> <p>《取組内容》 補助金交付手続における適正な事務執行が確保されるよう、「補助金交付手続の改善方針」について、適切に申請内容の確認及び実績確認等が行われるよう改正するとともに、改善方針が遵守されるよう、職員への周知徹底を図る。(継続)</p> <p>《成果(取組結果)》 補助事業の確実な履行確認が行われるよう、令和元年度に「補助金交付手続の改善方針」について、現地調査・ヒアリング・写真確認等を実施した場合の記録の徹底を図るよう改正を行い周知を図った。令和 3 年度にも、補助金手続における実績確認については、ヒアリングや成果物等の写真確認、実績確認用チェックリストの作成実施等により、補助事業の確実な履行調査を行い、適正な執行を徹底するよう職員へ再度周知を図った。また、担当職員が必要に応じて「補助金手続の改善方針」の内容を容易に確認できるよう、共通基盤システムの共有文書に掲載した。</p> <p>《今後の課題》 適正な補助金交付事務が確保されるよう、「補助金交付手続の改善方針」について継続的に周知徹底を図る必要がある。</p> <p>《令和 4 年度以降の取組》 「補助金交付手続の改善方針」について引き続き周知を図り、適正手続の徹底を確保していく。</p> |

事項名：(6) 内部統制の取組の推進

| 意 見 の 内 容 |
|---|
| <p>(本県の取組状況) 本県では、「宮城県内部統制基本方針」に基づき、平成 27 年 3 月に「宮城県内部統制行動計画～会計事務編～」を作成し、同年 7 月から全国に先駆けて、会計事務分野において内部統制の取組を取り入れてきたところである。さらに、地方自治法の改正により、財務事務全般の内部統制の実施が義務付けられたことから、内部統制行動計画を、これまでの会計事務に予算・決算・財産も加えた「財務事務編」として改正し、令和元年 7 月からの仮運用を経て、令和 2 年 4 月から正式運用を開始した。内部統制評価部局から提出された令和 2 年度内部統制評価報告書について、「評価が評価手順に従って適切に行われているか」「内部統制の不備とした事案が重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか」について審査を行った結果、評価手続及び評価結果における記載は概ね相当であるものの、重大な不備とした案件については、運用上の不備と分類していることに対し、整備上の不備と分類することが適切であり、内在するリスクについて対応策を整備し、モニタリングが適切に行われるよう対応を図られたい旨の意見を述べたところである。</p> <p>(内部統制導入後の状況) 地方公共団体における内部統制とは、自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することである。本県においても、組織内全ての職員によって遂行されるべき取組であるため、その周知を図り、事務事業の執行に伴うリスク等を認識し、不適正な事務処理等の未然防止に努めてきたところである。</p> <p>しかし、定期監査では、「知識不足」「連携不足」「進行管理不足」による事務処理の誤りが依然として後を絶たない状況にある。国庫支出金の概算払請求を行わなかったことにより歳入欠損となった事案、補助金の変更交付決定を行わないまま補助金額を確定した事案、非常勤職員への報酬を支給定日に支給しなかった事案、工事目的物の引継ぎを行わないまま施設を供用し使用料を徴していた事案といった大きなミスも発生しており、県民の信頼に応える県政の品質の向上のためには、内部統制システムが組織全体にさらに「溶け込む」ことが必要である。</p> <p>(内部統制機能の一層の有効性確保) 内部統制については、様々な取組により浸透し始めているものの、監査結果からは十分とはいえない状況である。今後、不適正な事務処理の改善のためには、事務執行担当者が規定</p> |

等を理解し遵守するとともに、組織として、認識の共有のための的確な情報伝達や効果的な取組の横展開、内部統制上のエラーの見える化・見つける化を進めることに加え、所属内で発生したミスを整理し、次に引き継ぎ、同じミスを繰り返さない工夫を凝らすなど、一層取り組んでいく必要がある。内部統制は、リスクコントロールであり、県業務における危機管理の手法であることを認識し、有効に機能するよう、「整備上の不備」と「運用上の不備」の分類を含め、より一層深い浸透を図られるとともに、良好な取組を組織横断的に拡大させる仕組みづくりを進められたい。内部統制の推進は、組織をあげて取り組むものであり、庶務担当者など特定の職員に過大な負担が生じることのないよう配慮されたい。

さらに、出納整理期間中において必要な手続が行われていない事案が認められたことから、当該期間において、歳入歳出の確定を遺漏なく行うことはもとより、定期的に事業の進捗状況及び財源、予算の執行状況を把握し、組織として進行管理を行うよう努められたい。

なお、付託された資料と監査結果において一部差異が生じていることから、資料への追加表示を含め適切に対応されたい。また、歳入歳出外現金の収支及び残高の確認、公有財産現在高明細書における異動財産の適切な反映について、引き続き適正な事務処理を行うとともに、備品についても台帳の整理・確認など適切な管理に努められたい。

対 応 の 状 況

【担当：総務部 管財課】

《取組内容》

- 各所属に対し、年度内に公有財産の取得（異動）があった場合は取得・異動時期に応じた期限内に公有財産取得報告・異動報告を提出する旨、令和3年8月に通知するとともに、令和3年度分の取得報告・異動報告を4月上旬まで提出する旨を令和4年4月1日付けで通知した。（継続）
- 工事を執行委任し、完成が年度末であるため引継目録書の提供が遅れて取得・異動財産が公有財産現在高明細書に適切に反映されない場合について、引継目録書提供前に仮登録し、提供後に価格を修正する方策について検討した。（新規）

《成果（取組結果）》

- 取得・異動報告の提出についての通知により、早期の報告を促すことができたと考ええる。
- 仮登録の方策を検討したが、令和5年度に稼働する基幹業務システムにおける仕様（公有財産台帳と固定資産台帳が連動）で仮登録を導入した場合の運用が複雑となり（公有財産台帳と固定資産台帳の入力方法を変える必要がある等）、ミスの発生につながることから、当該方策の導入は断念した。

《今後の課題》

公有財産現在高明細書に異動状況が適切に反映されるよう更に努める。

《令和4年度以降の取組》

- 取得・異動報告の提出についての通知の発出。
- 引継目録書の早期提供に向けた方策の検討（マニュアル等の作成）

【担当：出納局 会計課】

《取組内容》

- 出納局広報誌「ニュースレター」において内部統制に関する記事を掲載し、制度の周知を図った。（継続）
- 動的モニタリングシステム「みやぎファインプレーポイント」について、令和2年度の投稿実績のうち最も優れた投稿5件を「年間 MFP」として選定し、全庁に優良事例として横展開を行った。（新規）
- 独立的評価として、複数の所属が集まり特定のテーマについて意見交換することで、相互にモニタリングを行う「マルチアングルゼミナール」を延べ87所属を対象に計12回実施し、各業務の潜在リスクや先進取組事例について横断的な情報共有を行った。（継続）
- 庁内ワーキンググループにおいて内部統制行動計画（財務事務編）を改正し、モニタリング機能の強化や新たなリスク対策の整備など、内部統制の更なる推進に向けた取組について規定した。（新規）
- 地方出納員研修や階層別研修等を通じて、内部統制が全職員参加の取組であることを周知した。（継続）
- 通知の発出や職員ポータル掲示板への掲載等により、注意喚起を努めた。（継続）
- 付託した決算資料と各所属の監査資料に齟齬が発生しないよう注意喚起を努めた。（継続）
- 歳入歳出外現金や公有財産現在高の残高には常に留意し、適切な事務処理に努めた。（継続）

《成果（取組結果）》

- 「ニュースレター」の特集記事により、内部統制制度の理解促進につながった。
- 「みやぎファインプレーポイント」「マルチアングルゼミナール」を通じて得られた優良事例を庁内に横展開することで、取組内容の周知、各所属の潜在リスクの把握、実効性のある取組の実施など、内部統制の向上につながった。
- 財務システム上の確認でも、現在のところ不備は見られない。
- 本年度決算では、付託した資料と監査結果に差異が生じないよう確認に努めている。
- 実際の残高との照合等を行い、適切に処理を行った。

《今後の課題》

○内部統制の制度や考え方、取組内容が庁内に浸透、定着したとは言い難いことから、引き続き、職員への普及啓発を進めるとともに、各種取組の更なるブラッシュアップを図

る必要がある。

- 未だ内部統制の取組が内部統制推進員と庶務ラインで完結している所属が散見されており、全職員参加の取組であることが認識されていない。
- 一部では予算執行の進行管理が属人的になっており、組織として行われていない所属も見受けられる。
- 会計課が調製する決算資料と各所属が調製する監査資料、決算説明資料等との記載に齟齬がない仕組みの構築が必要となる。
- 毎年の増減額の確認だけでなく、定期的に残高を確認する必要がある。

《令和4年度以降の取組》

- 各種階層別研修などを通じて、内部統制の制度や取組内容について広く周知し、職員一人一人が主体的に内部統制に取り組めるよう、更なる普及啓発を行う。
- モニタリング機能の強化や新たなリスク対策の整備を行うとともに、庁内の優良事例を深掘りして展開するなど、より効果的な周知方法等を通じて、内部統制の充実・強化を図っていく。
- 今後とも同様の事案が発生しないよう内部統制の充実に努める。
- 今後とも正確で分かりやすい決算資料の調製について検討し、適切に対応していく。
- 今後とも同様の事案が発生しないよう内部統制の充実に努める。

【担当：出納局 契約課】

《取組内容》

- ・物品の適正な管理について通知し、適切な事務処理を促した。(R3.11.19) (新規)
- ・ニュースレターに物品管理について掲載し、注意点を周知した。(R4.1 発行) (新規)
- ・「物品の適正な管理について」等をテーマにマルチアングルゼミナールを開催し、情報交換を行った。(R4.1～2 計4回) (拡充)

《成果（取組結果）》

各所属における備品管理に対しての実情、わかりにくく感じている点等を詳細に把握することができた。

《今後の課題》

各所属における備品の適正な管理事務に対する継続的な取組を促すため、物品の適正な管理について更に周知していく。

《令和4年度以降の取組》

- ・所属の担当者からわかりにくいとの意見があった点について「物品管理・調達事務マニュアル」を修正していく。
- ・引き続きマルチアングルゼミナールを開催する。
- ・研修会等で適正な管理について周知していく。

事項名：(7) 人材の育成と働き方改革の推進

意見の内容

(震災後の職員の状況)

行政需要が多様化・複雑化・高度化し続けている中でも、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくことが県の責務である。震災後の知事部局においては、若手職員への世代交代が進む中、各職員は復興という目標に向かって通常ではない量と質の業務に追われながら、得がたい経験を積んできた反面、基本的な仕事のルールの指導や組織的人材育成に手が回らない状況にもあった。現在の職員の年齢構成は、40歳前後の事務執行上の中核となる中堅職員が最も少ないM字型になっていることも、組織が力を発揮する上で懸念される状況となっている。定期監査では、委託業務の変更契約に当たり、受注者から提出された見積書をもって契約変更している事案や、見積決定後7日以内に契約締結を行っていない事案など、担当職員の基本的な理解の不足に起因する事案が少なからず見受けられている。

現在、震災の復旧・復興の総仕上げに向けた業務に加え、頻発する自然災害やコロナ禍への対応などにより、職員の負担は大きく、時間外勤務についても、震災前の平成22年度までは1人・1月平均時間10時間未満に対し、令和2年度は18.8時間と増加している状況にある。また、精神疾患による7日以上 of 病体取得者については、震災前の平成22年度は67人に対し、令和2年度は90人と増加している。先の見えないコロナ禍への対応が続き、モチベーションの維持も懸念される中、職員は多くの業務を抱え、限られた人員での対応を余儀なくされており、改めて、新型コロナウイルス感染予防も含めた職員の健康管理と業務改善による負担軽減は喫緊の課題であり、また同時に、子育て世代男性の育児参加や、中高年世代での親の介護等により、これまで以上に柔軟な働き方を必要としている職員は年々増加しており、女性職員の活躍や働き方改革の推進とともに対応が求められている。

(職員の育成指導)

本県では、「みやぎ人材育成基本方針」に基づき、創造性豊かで自律的に行動する宮城県職員を目指した人材育成に努めてきたところである。今後、特に震災後に入庁した若手職員の育成指導については、まず、管理監督者を含む中堅・幹部職員自らが研鑽を怠らず、コロナ禍も踏まえて各種研修を工夫、充実するとともに、震災後、十分な実施が難しい状況にあった職場内での育成指導を充実させ、ともに学びながら職場全体で責任を持って若手職員を育て上げる体制の再構築を図るなど、組織力の向上に向けて全力を尽くされたい。また、震災後の迅速な処理のための特例的な事務執行しか経験していない職員もいることから、平常時の基本に則った事務を理解し適切に執行できるよう、内部統制の仕組みの充実と合わせて職員の育成指導に努められたい。

(働き方改革の推進)

本県では、県庁組織の活性化による県民サービスの向上と、職員が健康で充実した時間を過ごすこと、また、様々な事情を抱える職員を含め、全ての人材が活躍できる環境をつくりあげることを目指し、「職員の意識改革」「業務の生産性向上」「柔軟な働き方の推進」の3本柱を軸に取組を進めているところである。令和2年度においては、コロナ禍における働き方の変化も踏まえて、テレワーク（モバイルワーク・在宅勤務）やペーパーレス会議システムの導入に向けた実証事業等を開始するとともに、Web会議システムの本格導入に向けたネットワーク環境の検証やシステム数の拡充など運用体制を整備したほか、実証により業務時間の削減効果が確認できた議事録作成支援システムについて本格的に運用を開始した。特に、RPAを活用した業務改善については、令和元年度の実証結果を踏まえ、令和3年度に小・中学校旅費の旅行命令登録処理、特定医療費（指定難病）支給認定等申請書のシステム入力業務の2業務を導入する予定となっている。今後は、さらなる事務の効率化及び時間外勤務の削減を目指し、県庁業務のDX推進等により、働き方改革を強力に進められたい。また、働き方改革を推進するに当たっては、幹部及び管理監督者を始めとする職員一人ひとりの意識改革が枢要であることから、働き方改革への理解が浸透するよう全庁を挙げて努められたい。

対 応 の 状 況

【担当：総務部 人事課】

《取組内容》

- みやぎ人財育成基本方針では、職員が自律的学習に取り組むには、上司や同僚が、職員の思いを理解して温かく後押ししたり、職場における職員間の相談・助言が活発に行われたりすることにより、職場全体で資質・能力の育成に取り組む「学習的職場風土」が大切であるとしている。具体的には、業務遂行に必要な実務・専門的知識の修得等を目的とした職場研修を活性化し、職員の課題解決能力等の向上を図るため、各所属が行う職場研修に係る経費を公務研修所が支援する「職場研修支援事業」、職場研修に活用可能な視聴覚教材の充実、Web上のビデオアーカイブサービスを活用した取組を実施している。（新規・継続）
- さらに、自己啓発支援として、若手職員をはじめとした職員の基礎的知識の修得と自己啓発意欲の向上を図るとともに、時間や場所による制約を受けにくく、感染症対策の面からも有効であるeラーニング研修等の受講を促進している。（拡充）
- 若手職員の育成に当たっては、若手職員に対する研修だけでなく、職場内での育成指導を充実させる必要があることから、OJTマニュアルの周知等によりOJT指導者の育成に努めているほか、それぞれの職位に応じて求められるマネジメント力をはじめとする資質・能力や知識の修得を図っている。具体的には、各階層別の研修において、マネジメント力、コーチングスキル等を修得するための演習や職位に応じた心構えなどを学ぶほか、選択制研修において「ケースで学ぶOJT講座」や「人が育つ現場のマネジメント講座」等を新たに実施している。（新規・継続）
- さらに、平成30年度から本格実施したメンター制度により、新規採用職員に対する業務指導等を行うとともに、メンター自身のマネジメント力の向上を図っている。（継続）

《成果（取組結果）》

【公務研修所研修（OJT関連講義） [] はR3修了者数】

- 階層別研修「主査級研修」（ロジカルシンキングによる分析・説明力、職場内コミュニケーション など）（継続）[126人]
- 階層別研修「主任主査級研修」（監督職に必要となるマネジメント能力、リーダーシップとフォロワーシップ など）（継続）[92人]
- 階層別研修「班長研修」（ビジネスコーチングの基本的なスキル、人材マネジメント など）（継続）[132人]
- 階層別研修「総括課長補佐研修」（管理職の心構え、マネジメント上の問題と解決 など）（継続）[83人]
- 階層別研修「課長級研修」（副知事講話、自治体マネジメント など）（継続）[69人]
- 選択制研修「ケースで学ぶOJT講座」（新規）[39人]
- 選択制研修「人が育つ現場のマネジメント講座」（新規）[20人]
- 選択制研修「コーチングスキル基礎講座」（継続）[18人]
- 選択制研修「コーチングスキル向上講座」（継続）[11人]

【東北自治研修所研修 [] はR3宮城県修了者数】

- 中堅職員研修（マネジメント総論）（継続）[1人] 働き方改革マネジメントコース（継続）[1人]
- OJT指導者養成研修（継続）[1人]

【その他OJT関連の取組】

- (1) 職場研修支援事業（継続）外部講師謝金等の支援 [延べ10所属 延べ328人受講]
- (2) 視聴覚教材の貸し出し（継続）、ビデオアーカイブサービス（新規）による職場研修の充実 [延べ4所属]
- (3) OJTマニュアルの配布（継続）管理職メルマガで周知

【職員自ら学ぶ機会の提供 [] はR3修了者数】

- (1) 自主研修支援
 - 通信講座受講支援（継続）[3人] ○eラーニング研修（継続）（自治大学校）[25人] ○eラーニング研修（継続）（民間）[43人]
 - eラーニング研修（拡充）（新任職員）[210人]

【メンター支援】

- (1) メンターの指定
- (2) メンターメルマガ（継続）メンター活動に必要な知識や心構え等の情報を月1回メルマガで配信

《今後の課題》

東日本大震災の発生以降、新規採用職員が増加している一方、定員適正化の取組として、採用者数を抑制していたことが影響し、年齢層の偏りが生じており、職員の今後の年齢構成等も踏まえると、若い世代からの部下指導等を通じたマネジメント力の育成が必要となっている。また、社会全体のデジタル化の動きを踏まえたデジタル人材を育成していく必要がある。

《令和4年度以降の取組》

みやぎ人財育成基本方針に掲げた「創造性豊かで自律的に行動する宮城県職員」の育成のため、職場内における日常的なOJTなどの「職場研修」と、研修所研修や部局研修をはじめとする「職場外研修」の充実を図る。職員が自律的学習に取り組むには、職場全体で職員の資質・能力の育成に取り組む「学習的職場風土」の醸成が重要である。そのためには、各所属での若手職員の育成に効果的な職場研修を実施する指導者の育成が重要であるため、研修所研修やOJTマニュアルの活用等により、OJT指導者の育成に努める。

具体的には、階層別研修において、マネジメント力、コーチングスキル等を修得するための演習等に現場での実践につながるプログラムを加えて充実化を図る。また、選択制研修において「ケースで学ぶOJT講座」や「人が育つ現場のマネジメント講座」等を引き続き実施するほか、多様なコミュニケーションスキルの修得と、そのベースとなるコーチングマインドの醸成を主眼とした「後輩がぐんぐん伸びる ティーチング・サポーター・コーチング講座」を新たに実施する。

さらに、行政サービスのデジタル化、県内産業のデジタル化等を実現するため、デジタル社会に対応した行政運営を担う職員の育成を推進する。

【担当：総務部 行政経営推進課】

《取組内容》

○令和3年度の主な取組としては、庁内のペーパーレス化を促進するため、タブレット端末を使用したペーパーレス会議を通年で実証した。また、定型業務の自動化・効率化を促進するため、紙媒体の特定医療費支給認定等申請書をシステムに入力する業務等へRPAを実装したほか、公用車の保有や管理・使用方法の最適化に向けた調査委託などを実施した。さらには、多様な働き方の実現と新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、引き続き、テレワーク制度の運用と実証を行った。(継続)

○働き方改革への理解の浸透については、管理監督者研修の機会や職員向け出前講座の実施、グループウェアを活用した業務改善ツールの情報提供等、様々な機会を捉えて情報提供を行うとともに、対象職員に応じ、掲載内容を工夫して情報提供を行うなど、意識改革や業務改善の意識付けに努めた。(継続)

《成果（取組結果）》

主な取組の結果は以下のとおり。

○ペーパーレス会議は、モデルとなる内部会議等で約170回実施し、約42万ページ相当分の紙の削減効果があった。

○RPAは、前述の業務に加え、小・中学校旅費の旅行命令登録処理業務や指定駐車場使用許可証の発行業務など、5業務に実装した。

○公用車の保有や管理・使用方法の最適化は、コンサルティング委託調査の結果、本庁公用車の保有台数の削減や車両の小型化、メンテナンス・リースによる調達、部局単位の共用化、公用車の予約や使用簿のデジタル化について提案があった。

○テレワークについて、在宅勤務は、延べ2,037人日（169人日/月。対前年度比1.4倍）の活用があった。また、モバイルワークは、延べ50以上の所属がモバイルワークの実証に取り組んだほか、職員個人でも延べ250回を超える利用があった。

○意識改革については、職員向け出前講座の開催実績が延べ5回、147人の参加となった。

《今後の課題》

○働き方改革の推進と県庁業務のDX推進に向けて、行政サービスに係る受付・審査・決裁・書類の保存といった一連の業務をデジタル化できるよう、BPR等によって、業務内容や業務プロセス、さらには組織体制を含めて抜本的な業務の見直し、再構築を行っていく必要がある。

《令和4年度以降の取組》

○ペーパーレス化

タブレット端末や職員用パソコン、液晶ディスプレイを活用したペーパーレス会議を推進するほか、保存文書のスキャニングによる行政文書の電子化、契約事務における電子署名の導入実証等を行う。

○定型業務の自動化・効率化

庁内業務へのRPA導入を促進するため、他自治体の導入事例等を参考にしながら、費用対効果が見込める業務を調査し、関係課と導入に向けた調整等を行うほか、公用車の使用・管理業務や相談受付業務等の全庁に共通する業務のデジタル化、「Excelカイゼン隊」による事務処理の自動化等、定型業務の自動化・効率化の取組を推進する。

なお、取組に当たっては、職員がともに学び・協力し合いながら改善に取り組んでいく機運の醸成に努める。

○公用車の保有や管理・使用方法の最適化

本庁公用車23台をメンテナンス・リースし、維持管理業務の負担軽減の効果検証を行うとともに、公用車管理の在り方を検討し、「公用車最適化計画」を策定する。また、公用車の予約や運行報告のオンライン化に向けて検討する。

○テレワークの推進

在宅勤務制度の活用推進に向けて、これまでの実証結果を踏まえた運用改善等を行うとともに、Web会議専用スペースの設置やBYODの導入等について検討する。

○オフィス改革の実証

所属の業務内容に適した動線設計や什器等更新により、機能的な執務環境を整備し、業務の生産性向上等の効果を検証する。

【担当：出納局 会計課】

《取組内容》

公務研修所における階層別研修において、内部統制の取組に関する講義や演習を行ったほか、会計事務に携わる職員 の職務や経験等に応じ、会計職員研修会（新任・現任）、新任会計職員サポート研修会、地方出納員研修会（新任・現任） 及び本庁庶務担当班長研修会を実施した。（継続）

《成果（取組結果）》

- ・階層別研修「総括課長補佐級」（83人）、「主任主査級」（92人）、「主査級」（126人）、「新任職員」（224人）
- ・新任会計職員研修会（78人）、新任会計職員サポート研修会（15人）、会計職員研修会（679人）、新任地方出納員研修（55人）、地方出納員研修会（137人）、本庁庶務担当班長研修会（65人）

《今後の課題》

内部統制の制度や考え方、取組内容が庁内に浸透、定着したとは言い難いことから、引き続き、職員への普及啓発を 進めるとともに、各種取組の更なるブラッシュアップを図る必要がある。

《令和4年度以降の取組》

既存の研修会等を活用し、継続して普及啓発を図っていくことに加え、今後は、他部局等で開催している研修会（学校事務担当者向け研修会等）においても、可能な限り周知を図っていく。

【担当：出納局 契約課】

《取組内容》

- ・入札・契約制度において、震災後の迅速な事務処理や入札不調対策として、様々な特例措置を講じてきたが、これまでの特例措置の見直しを図り、制度改正に係る説明会の開催や文書の発出により周知徹底を行った。（継続）
- ・工事管理システム等総合端末研修会を開催し、制度に基づく事務処理の周知徹底を行った。（継続）
- ・地方機関発注に係る入札公告のチェックを行い、適切な指導を行った。（継続）

《成果（取組結果）》

- ・特例措置について、庁内関係部局で構成する入札・契約制度改善検討部会を開催し、翌年度における取扱いについての見直しを行った。
- ・説明会のW e b開催や開催後の動画配信により、周知徹底を行った。

《今後の課題》

- ・国の制度改正や社会情勢の変化等により、他部局と連携し、随時、必要な制度改善を検討していく。

《令和4年度以降の取組》

- ・説明会の開催や文書の発出、ニュースレターの活用により、適正な指導、周知徹底に努めていく。

事項名：（8）東日本大震災からの復旧・復興

| 意見の内容 |
|--|
| <p>（復旧・復興の状況）</p> <p>東日本大震災に係る復旧・復興については、「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画（発展期：平成30年度～令和2年度）」に基づき、復旧・復興事業が進められ、最終年度を迎えたところである。</p> <p>公共土木施設（被災箇所2,296か所）については、令和3年6月末現在で2,249か所（98%）が完成しており、災害公営住宅については、整備計画戸数15,823戸が平成30年度中に全て完成している。このほか、農地（復旧対象面積約13,000ha）については、令和3年3月に完成し、漁港（被災箇所数1,255か所）については、令和3年5月末現在で94%が完成済みであり、概ね順調に進んでいるといえるが、防潮堤については、令和3年7月末現在で計画延長233.1kmに対し、実完了延長204.8km（88%）と進捗管理になお注意を要するものも残っている。</p> <p>（ハード事業の完遂と被災者への支援の継続）</p> <p>震災からの復旧・復興に係るハード事業については、進捗管理に努め早期に完遂を図られたい。また、国の復興会議において令和3年度からの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付けられており、県としても引き続き被災者の心のケアや地域コミュニティの再生など必要な施策を継続して実施するとともに、福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償請求や風評被害対策も含め、適切な対応を継続されたい。</p> <p>（震災の記憶の伝承と「復興五輪」のレガシーの反映）</p> <p>震災発生から10年を過ぎ、震災対応したベテラン職員が減少し、震災後に入庁した職員が3割を超える状況となるなど、危機意識の低下も懸念される。原子力災害を含めた複合災害発生等に迅速に対応できる体制の構築に努めるとともに、各伝承施設及び震災遺構の活用や研修により職員の震災の記憶を風化させず、その教訓が県組織及び県民に確実に伝承される手立てを継続して講じられたい。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症のため大会運営の大幅な見直しが求められた「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が開催され、本県においては、厳正な感染防止対</p> |

策の下、沿岸市町での聖火リレーや有観客によるサッカー競技が行われた。本県の復興状況や多くの支援に対する感謝の気持ちを、大きく制限された環境下、一定程度発信することができた。今後は、「復興五輪」のレガシーが県政に反映されるよう努められたい。

（民間企業、NPO、ボランティア等とのパートナーシップの深化）

震災からの復興の過程において、県と民間企業、NPO、ボランティアなどとのパートナーシップが拡大してきている。今後も、被災者の心のケアのほか、震災による移転や災害公営住宅における孤立化防止や新たな地域コミュニティ構築、地域おこしや移住・定住に向けた取組などにおいて、県以外の主体が担い手として大変重要であるとともに、人口減少・少子高齢化社会を迎えた状況においては、持続可能な行政経営という観点からも、NPOを始めとした地域に根ざした活動を行っている団体との協働は重要不可欠である。今後も、これまで蓄積されてきた関係性やノウハウ、仕組み等を維持、継承、発展させながら、協働の理念のもとにパートナーシップの一層の深化を図られたい。

対 応 の 状 況

【担当：復興・危機管理部 復興・危機管理総務課】

《取組内容》

みやぎ県民防災の日総合防災訓練（継続）、9. 1 総合防災訓練（継続）、原子力総合防災訓練（継続）、事務局訓練（継続）、新規転入職員研修、防災業務研修会（主管課向け）、圏域防災研修会（市町村・地方振興事務所・県初動派遣職員・県域防災拠点運営職員向け）

《成果（取組結果）》

各種訓練、研修会を実施し、危機対応力の向上、複合災害時の対応手順の確認、基礎知識の習得及び大震災の教訓の伝承に努めた。

《今後の課題》

復興・危機管理部の創設により危機対応力は強化されたが、大きくなった組織内の情報共有等に工夫の余地があり、複合災害時に各担当班が有機的に連携できるよう手順を明確化していきたい。

《令和4年度以降の取組》

各種訓練、研修を継続し、大震災の教訓の伝承を図りつつ、宮城県総合防災情報システムの活用等により情報共有等の事務局内の手順明確化に努めていく。

【担当：復興・危機管理部 復興支援・伝承課】

《取組内容》

- 昨年6月に開館した「みやぎ東日本大震災津波伝承館」の展示運営とおした震災伝承に取り組むとともに、展示や映像などを通じて伝承施設や団体を紹介することで、来館者を各地へ誘うための情報発信に努めた。また、震災伝承に関するネットワーク構築・強化のため、東北大学災害科学国際研究所との共同研究により、各地の伝承団体や沿岸市町訪問による意見交換を行ったほか、民間団体と連携し、震災伝承の関係者を対象とした研修会や交流会を開催した。
- 他方、職員間での震災の記憶や教訓の伝承に関しては、令和元年度から実施している「東日本大震災復興検証事業」で、震災当時に対応した職員へのインタビュー調査による報告書等のとりまとめを継続的に実施した。（継続）
- 被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポートを行い、被災者が安心して生活できる環境を確保するため、被災地で復興支援に取り組むNPO等民間団体に対し「みやぎ地域復興支援助成金」による活動資金の助成やその活動を自立的・継続的に行うためのアドバイザー派遣事業を実施した。また、復興支援専門員による被災地における情報収集、各種施策の周知及び活用助言等を行ったほか、市町が設置する復興支援員を対象とした研修会や交流会を開催し、その活動をサポートした。（継続）

《成果（取組結果）》

- 開館した6月以降、伝承館には約4万人の方に来館いただいた。そのうち団体予約として、教育機関をはじめ300件を超える予約（約7千人）があり、学校現場における防災教育としての活用可能性についても確認ができた。また、沿岸市町や伝承団体などと連携した企画展示や防災学習プログラムを実施し、各回20名程度の方々に参加いただくなど、参加型の震災伝承として一定の成果を上げた。令和3年度の「東日本大震災復興検証事業」に関しては、全56回のインタビュー調査に対し延べ272人の聴講があったなど、職員間における震災の経験や教訓を生の声で伝える場としても利用することができた。（継続）
- 令和3年度は、34団体に対し「みやぎ地域復興支援助成金」による助成を行い、被災者の多様なニーズに柔軟に対応できるNPO等民間団体の人脈やノウハウを活用した被災地のまちづくりやコミュニティ形成、地域おこし活動などにより被災地の復興と被災者の生活改善を図った。併せて、全助成団体に対し、公認会計士による年2回の会計検査を実施したほか、2団体に対し助成終了後の自立的な活動の継続を促進するためのアドバイザーを派遣し助言を行うことにより、団体運営の底上げを図った。また、復興支援専門員の活動を通じて、復興に携わる多様な主体との良好な関係を構築するとともに、地域力再生活動アドバイザー派遣や自治会運営講座を開催し、復興支援活動の活性化を促進した。

《今後の課題》

- 伝承館に関する来場者向けアンケートで「リアルな展示が少ない」「他の伝承施設とのネットワークが見えない」など の意見があり課題も見えてきていることから、多目的スペースの積極的な活用や伝承館のゲートウェイ機能の強化などが求められている。また、「東日本大震災復興検証事業」に関しては、公務研修所が実施している階層別研修カリキュラムへの導入など、今後の活用策が求められている。
- 震災から11年が経過し、復興の進捗や状況は地域による差異が顕著となってきた。このことから、新・宮城の将来ビジョンの重点取組としても掲げられている「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」がますます重要となっており、NPO等民間団体の柔軟で機動性のある取組への支援が必要となっている。また、当該団体の地域に根ざした活動は地域住民の支えとなっていることから、助成期間終了後も継続することができるよう、団体の運営基盤の強化や多様な主体間の連携等を図り、自立を促し

ていく必要がある。

《令和4年度以降の取組》

- 伝承館を県内の震災伝承の拠点として機能するよう、東北大学災害科学国際研究所と連携し、多目的スペースを活用した伝承館の活性化を進めるとともに、みやぎ震災伝承ネットワーク会議を定期的開催し、関係者間で顔の見える関係性の構築を進めるとともに、施設間の連携を深めることでゲートウェイ機能の更なる強化に努めていく。
- 職員間の震災の記憶や教訓の伝承については、公務研修所と連携し各階層の研修カリキュラムに沿った内容の震災当時の対応に関する講演を実施するほか、今年度中に完成予定の報告書等の職員研修などでの活用についても引き続き検討していく。
- 今後も地域毎の復興の進捗や状況、及び被災者の多様なニーズに対応可能なNPO等民間団体の活動を支援することにより「誰ひとり取り残さない復興」の取組を進めるとともに、地域コミュニティ再生や心のケアなど支援が必要な分野への重点化等ソフトランディングを視野に入れた事業継続の方向性についても検討していく。

【担当：復興・危機管理部 原子力安全対策課】

《取組内容》

1 測定・公表

○放射線・放射能の測定（継続）

「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を毎年度改訂し、総合的・計画的に放射線・放射能の測定を実施する。

- ・放射線の測定：生活環境を中心に、モニタリングポスト（40か所）による連続監視、携帯型放射線測定器等による随時測定など、空間放射線率の測定を行い、放射性物質の広域的な分布状況と経時的な変化の把握に努める。
- ・放射能の測定：「食べ物・飲み物」から「産業活動に伴う環境や物」まで、広範囲にわたって放射性物質濃度の測定を実施している。「食べ物・飲み物」については、水道水の測定のほか、生産・流通・消費の各段階における食品検査を実施する。また、住民から持ち込まれた自然採取の山菜やきのこ、自家栽培野菜については、市町村が測定できるよう、測定機器の配備と技術サポートを実施する。

○県民及び国内外への正しい情報の発信（継続）

本県の原子力・放射線・放射能に関するWEBサイト「みやぎ原子力情報ステーション」により、情報を一元化し、正確な情報を、よりわかりやすく発信する。また、県民を対象としたセミナー等の開催、みやぎ出前講座への講師派遣、電話相談窓口の開設、各種広報誌への掲載やパンフレットの配布などを通じ、放射線・放射能等の理解の促進に努める。

2 放射性物質汚染廃棄物等の処理（放射性物質汚染廃棄物対策室）

○放射性物質汚染廃棄物を処理する市町村への支援（継続）

県内で発生した放射性物質汚染廃棄物の処理を実施する市町村への技術的支援や関係機関との連絡調整を行うとともに、必要な財源の確保に向けて環境省と調整を行う。

○除染を実施した市町村への支援（継続）

除染は平成29年3月で完了したが、除去土壌等の処分が課題となっていることから、現在、除去土壌等を保管している7市町村のニーズを把握し、県民全体が受け入れられる処分基準の策定について国に要望するとともに、国と連携しながら市町村へのきめ細やかな支援を継続する。

3 賠償

○民間事業者等の損害賠償請求への支援（継続）

農林水産業や商工業等の出荷制限や風評被害などによる営業損害について、電話相談窓口で民間事業者等からの相談等を受けるほか、東京電力の賠償窓口や国の原子力損害賠償紛争解決（ADR）センターの紹介や、仙台弁護士会等と連携した個別無料相談会の開催などにより、損害賠償請求を支援する。

4 多核種除去設備等処理水

○多核種除去設備等処理水への対応

処分方法が課題となっている東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水について、国は令和3年4月に、2年後を目途に福島第一原子力発電所の敷地から海洋放出することとし、併せて風評を発生させない取組や風評影響が発生した際の取組などの基本方針を決定した。また、それを受け同月、東京電力ホールディングス株式会社が事業者としての対応方針を発表した。これまで政府要望などを通じて、処理水の処分に関しては国民や国際社会の理解が得られるよう丁寧かつ慎重に、国民的議論の下で方針を決定するよう求めてきたが、いまだ国民の理解が十分に得られているとはいえない状況にあり、我が県においても処理水の放出に伴う風評被害の懸念があることから、国や東京電力ホールディングス株式会社に対する申入れ等の必要な対応を行う。

《成果（取組結果）》

1 測定・公表

○放射線・放射能の測定（原子力安全対策課関係分）

- ・放射線の測定：県独自並びに市町村及び国等の関係機関と連携し、モニタリングポスト、携帯型測定器や走行サーベイ等によるきめ細やかな測定を行い、県内の生活環境に問題ないことを確認した。
- ・放射能の測定：住民が持ち込んだ自家栽培野菜等については、市町村が主体となって、県が貸与した機器を用いて測定を行い、その結果を住民に伝えたほか、降下物、大気浮遊じん等については、県が測定を行い、問題がないことを確認した。

○県民及び国内外への正しい情報の発信（原子力安全対策課関係分）

県民の不安解消等のため、WEBサイト「みやぎ原子力情報ステーション」の運営のほか、放射線・放射能に関する相談窓口・パンフレット等により、放射線や放射能の測定結果や放射線等に関する情報提供を行い、理解の促進を図った。また、ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）を積極的に活用し、発信力の向上を図った。

2 放射性物質汚染廃棄物等の処理（放射性物質汚染廃棄物対策室）

○放射性物質汚染廃棄物を処理する市町への支援

処理を実施する市町への技術的支援、連絡調整として、担当課長会議や処理担当者に対する現地研修会を開催したほか、各市町の実情に応じた国との調整や住民対応支援、技術的助言等を行った。また、全ての自治体で放射性物質汚染廃棄物の処理が完了するまでの間、国による財政的措置を継続するよう政府要望を行った。

○除染を実施した市町への支援

除去土壌等を保管する7市町を訪問し、保管状況や自治体の意向等について確認した。また、丸森町で実施される除去土壌等の処分に係る実証実験の説明会に出席し、町や国の考えや動向について情報収集するとともに、いまだに国において除去土壌の処分基準を定める省令やガイドラインが策定されていないことから、引き続き国に対し、処分基準の早期提示と十分な財政・技術的支援などの積極的な関与について政府要望を行った。

3 賠償

○民間事業者等の損害賠償請求への支援

- ・個別無料相談会：東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けた民間事業者等が、法的アドバイスを受けることで円滑に損害賠償請求を行うことができるよう、仙台弁護士会等と連携して圏域単位で個別無料相談会を開催。平成25年度から令和3年度までに178人の相談実績があり、これまで参加した民間事業者等のアンケートでは「参考になった」との評価を得ている。

4 多核種除去設備等処理水

○多核種除去設備等処理水への対応

- ・緊急要望・要請の実施：政府の基本方針の決定を受け、直ちに国及び東京電力ホールディングス株式会社に対して緊急要望書・要請書を提出し、海洋放出以外の処分方法の継続検討や、国民・国際社会への理解醸成に向けた取組の強化、風評の懸念に対する万全な対策の実施、万が一に備えた損害賠償スキームの策定、厳格なモニタリングと万全な管理体制の構築などを要望・要請した。
- ・政府要望の実施：「令和4年度 国の施策・予算に関する提案・要望書」において、海洋放出以外の処分方法も引き続き検討するとともに、国民・国際社会への理解醸成に向けた取組の強化、風評の懸念に対する万全な対策の実施など、国は責任を持って万全の対策を講じるよう要望した。また、国として具体策を早期に提示するとともに、対策を講じるに当たっては、対象地域を福島県に限定することのないよう求めた。
- ・「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議」の設置運営
水産業関係団体をはじめとした県内関係団体の意見・要望を集約するため、令和3年5月、「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議」を設置し、年度内に5回の会議を開催して、国及び東京電力ホールディングス株式会社に対し意見・要望を申し入れた。

《今後の課題》

1 測定・公表

○放射線・放射能の測定：除染の実施や放射性物質の物理的減衰等により県内の空間放射線量率は低下し、農林水産物の放射性物質濃度の基準値超過の割合についても年毎に減少してきているものの、きのこや山菜などの林産物、イノシシやツキノワグマなどの野生鳥獣に出荷制限が残っている。

○県民や国内外への正しい情報の発信：電話相談窓口の相談件数は年々減少しており、県民の不安は概ね収束傾向にあると考えられるが、未だに県民から不安が寄せられている。

2 放射性物質汚染廃棄物等の処理（放射性物質汚染廃棄物対策室）

○処理の長期化：焼却処理や農林地還元による処理が実施されているが、一部の自治体で処理が長期化すると見込まれており、処理の加速化支援、処理完了までの財源確保のための取組を継続する必要がある。

○指定廃棄物等の処理方針：指定廃棄物については、市町村長会議での合意に基づき、国による長期管理施設の設置に向けた議論を一時停止しているが、8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物の処理に一定の目処がついた段階で市町村長会議等で改めて議論し、その結果を踏まえ、処理責任者である国に適切な対応を求める必要がある。

○除染に伴い生じた除去土壌の処理：処分に関する省令やガイドラインなどの基準が未だに定められておらず、現在も7市町で用意した仮置場などで、引き続き保管されている。

3 賠償

○民間事業者等の損害賠償請求への支援

個別無料相談会への参加者は、事故直後と比べると年々数は減ってきているものの、賠償を受けるための相談が引き続き寄せられている。

4 多核種除去設備等処理水

○多核種除去設備等処理水への対応

政府の基本方針が決定してから1年が経過するが、国民・国際社会への理解醸成が深まったとは言い難くいまだ途上にある。風評影響を最大限抑制するため、国と東京電力ホールディングス株式会社においては、情報発信について、正確でわかりやすく、そして丁寧に行っていく必要がある。政府の基本方針が決定された以後、新規の取引の中止など、風評と思われる事象が発生し、漁業者が新たな設備投資を躊躇しているといった声もあり、国は、風評による経営悪化を防ぐための生産者、産地、流通、消費の各段階における振興策を講じる必要がある。国は令和3年12月に、「ALPS処理水の処分に係る基本方針の着実な実行に向けた行動計画」をとりまとめたが、福島県への対策が目立ち、我が県の

水産業をはじめとした各種産業に対する風評対策は、まだ十分ではないとの関係団体からの声があることから、国に対し更なる対策を求めていく必要がある。

《令和4年度以降の取組》

1 測定・公表

○実態に応じた放射線・放射能の測定の検討と正確で迅速な測定結果の公表

空間放射線量率や放射能濃度が低下してきていることから、引き続き測定のあり方を検討するとともに、正確で迅速な測定結果の公表を行っていく。

○県民や国内外への正しい情報の発信

WEBサイトやパンフレットの内容を充実させるとともに、正確で分かりやすい情報発信に努めていく。ソーシャルネットワーキングサービスなどによる発信力を向上させることにより、放射線や放射能に対する一層の理解の促進を図っていく。

2 放射性物質汚染廃棄物等の処理（放射性物質汚染廃棄物対策室）

○放射性物質汚染廃棄物処理の支援

汚染廃棄物の処理が着実に進むよう、引き続き保管市町に対する技術的支援を継続するとともに、処理の加速化に向けた関係機関との連絡調整を実施していく。

○除去土壌等の処理

県民全体が受け入れられる処分基準の策定について国に要望するとともに、処理されるまでの間、仮置場等で引き続き適切に保管されるよう、国と連携しながら関係市町を支援していく。

3 賠償

○民間事業者等の損害賠償請求への支援

民間事業者等の損害賠償請求が円滑に進むよう、引き続き仙台弁護士会等の協力を得て個別無料相談会等を開催するとともに、潜在的にいると思われる損害賠償の請求権に関する情報を認知していない民間事業者等に向けて、原子力損害賠償法による賠償請求制度を認知してもらえるよう広報を強化するなど、事業者等の損害賠償請求をきめ細やかに支援していく。

4 多核種除去設備等処理水

○多核種除去設備等処理水への対応

復興に向けたこれまでの努力と積み重ねてきた成果が水泡に帰することのないよう、引き続き、海洋放出以外の処分方法の継続検討を求めていくとともに、懸念される風評が今後拡大していくことのないよう、「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議」の構成団体の皆様の御意見を確認しながら、我が県の生産者・事業者の「なりわい維持」に必要な、業種・業態に応じた実効性ある十分な風評対策を、国及び東京電力ホールディングス株式会社に対し積極的に求めていく。

【担当：企画部 スポーツ振興課】

《取組内容》

「復興五輪」として位置づけられた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会において、新型コロナウイルス感染症の影響により1年延期となる中、万全の感染症対策を講じることで、沿岸部を中心ルートとした聖火リレー、市町による事前キャンプ、都市ボランティア活動、有観客でのサッカー競技等が行われた。大会終了後においても、今まで取り組んできたスポーツの機運醸成、国際交流の推進及び首都圏との人的交流を継続しながら、競技開催県として得た経験をレガシーとして未来に継承することで、スポーツを通じた県民の健康増進・共生社会の成熟に取り組む。（新規）

《成果（取組結果）》

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に係る本県開催の記録を「東京2020大会宮城県開催記録誌」として取りまとめた。今後、開催で得た経験を次年度以降の施策展開に活用し、県民及び地域におけるレガシーの定着と継承に取り組む。

《今後の課題》

「アスリート」「地域」「施設」「絆」を主なレガシーとして設定し、過去の取組で得た知見が各関係者で永続的に継承されるよう支援する中で、一定期間後に地域に根付いているレガシーを改めて整理する必要がある。

《令和4年度以降の取組》

子どもを対象とした運動習慣の定着及び競技スポーツの強化に取り組む中で、県民へオリンピズムの浸透を図るとともに、市町独自のレガシー継承の取組を支援するほか、他都県と連携した絆交流を継続することで、県外・国外へ本県の復興状況を発信し続けられる体制の構築に努める。

【担当：環境生活部 共同参画社会推進課】

《取組内容》

「宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）」における基本理念である「NPOと多様な主体の連携・協働による、しなやかで強い持続可能な社会の実現」、3つの基本方針である①持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化②NPO活動を促進する体制の整備③多様な主体とのパートナーシップの確立に基づき、以下の取組みを中心として実施した。

・民間非営利活動プラザ（NPOプラザ）事業（継続）

・NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業・心の復興支援事業（NPO等への補助金）（継続）

・NPO活動推進事業（NPO支援施設フォローアップ事業、プロボノ事業（自らの経験や職業上の知識やスキルを活かして社会貢献する「プロボノ」によるNPO支援を推進

するため、NPO、企業、行政等を対象とした普及啓発セミナーの実施)) (継続)

《成果 (取組結果)》

- ・民間非営利活動プラザ事業として、指定管理者による施設運営 (令和3年度利用者数のべ 35,961 人) を行うとともに、会計・税務講座やマネジメント講座、法人設立相談、行政職員を対象としたNPO理解講座、みやぎNPO情報ネットによるNPO活動に係る情報収集・提供等を実施した。
- ・NPO等が行う復興・被災者支援事業への補助金として、のべ42団体・合計 83,315 千円の交付を行った。
- ・プロボノに関する普及啓発セミナーを開催し、NPO、企業、行政等38名が参加した。

《今後の課題》

NPO活動は様々な分野で展開され、NPOに期待される社会的な役割はますます大きくなっているが、活動資金や人材の不足など、自立的な運営や活動に課題を抱えているNPOが多く存在している。第2期復興・創生期間においても、復興・被災者支援の活動にはNPO等が大きな役割を果たしていることから、NPO等が行う取組みへの継続した支援や、協働のためのNPOへの理解促進が必要となっている。

《令和4年度以降の取組》

上記の事業のほか、みやぎNPO情報ネットの改修等によりNPOのネットワークの構築及び企業・行政との協働の推進を図るほか、宮城県民会館との複合施設となる新たなみやぎNPOプラザの機能や運営に関して関係者からの意見聴取等により検討を進める。

【担当：保健福祉部 社会福祉課】

《取組内容》

国の被災者支援総合交付金を活用し、市町等が実施する被災者の見守り・相談支援や地域における交流活動等の取組を支援している。(継続)

《成果 (取組結果)》

「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、被災者支援に対する十分な財源措置を行うよう、国に対して継続して要望を行っており、令和4年度においても、被災者支援総合交付金により必要額が確保され、市町等における見守り・相談支援が継続して実施されることとなった。

《今後の課題》

第2期復興・創生期間は令和7年度までとされていることから、その後の被災者支援の方法について検討する必要がある。

《令和4年度以降の取組》

引き続き、必要な財源の確保を国に働きかけながら、市町や社会福祉協議会が実施する被災者に対する見守り活動や地域における交流活動などの取組を支援していく。

【担当：保健福祉部 子ども・家庭支援課】

《取組内容》

みやぎ心のケアセンターにおいて、子どもや保護者を対象とした相談対応を行ったほか、子ども総合センターにおいても支援者を対象とした各種研修会を開催した。(継続)

《成果 (取組結果)》

みやぎ心のケアセンターにおいて、子どもや保護者などから延べ441件 (令和3年度実績) の相談に対応したほか、子ども総合センターにおいて、市町村や保育所等の職員の対応能力の向上を目的とした研修会を延べ4回開催した。

《今後の課題》

地域において支援を継続できるように、支援者支援の充実を図る必要がある

《令和4年度以降の取組》

引き続き、子どもから大人まで切れ目のない支援を継続できるように、みやぎ心のケアセンターにおいて子どもや保護者を対象とした相談対応を行うほか、地域の支援者の育成を目的とした研修等を実施していく。

【担当：保健福祉部 精神保健推進室】

《取組内容》

- みやぎ心のケアセンターの運営 (継続)
- 仙台市が行う被災者の心のケア事業に対する補助 (継続)
- 精神障害者アウトリーチ推進事業 (震災対応型) の実施 (継続)
- 精神保健福祉センターにおける依存症及び自死、ひきこもりに関する相談支援等 (継続)
- 保健所の精神保健福祉相談やアルコール関連問題等の専門相談 (継続)
- トレーナー保健師派遣事業の実施 (新規)

《成果 (取組結果)》

○みやぎ心のケアセンターの運営

専門職による住民支援 (令和3年度：対面相談2,752件 電話相談1,101件)、メンタルヘルス講演会・サロン動等による普及啓発、自治体職員等の支援者を対象とした研修会の開催等、保健所、市町、関係機関・団体等との連携を図り、被災者等に対するきめ細やかな各種支援を実施した。

- 仙台市が行う被災者の心のケア支援事業に対する補助
訪問活動の強化や各区役所における「こころの相談」（令和3年度：対面相談1, 231件 電話相談1, 120件）等を実施した。
- 精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）の実施
精神科医療機関等1団体に委託し実施した。（令和3年度：訪問580件 電話相談759件 個別支援会議1, 663件 関係機関調整43件）
- 県精神保健福祉センターの相談支援等の実施
薬物、アルコール、ギャンブルなどについての本人や家族の相談支援や家族教室のほか、県精神保健福祉センター内に設置した「宮城県自死対策推進センター」、「宮城県ひきこもり地域支援センター」やNPO法人に委託している「宮城県ひきこもり地域支援センター南支所」において、自死、ひきこもりに関する相談支援等を実施した。
- 保健所の精神保健福祉相談、アルコール関連問題やひきこもり等に対応する専門相談の実施
- トレーナー保健師派遣事業の実施
「令和3年度以降の宮城県の心のケア取組方針」の策定を踏まえ、みやぎ心のケアセンターの活動を地域精神保健福祉の活動に移行していくため、保健所・精神保健福祉センターの体制強化に向けて、トレーナー保健師（県を退職した経験豊富な保健師）を派遣し、新任期保健師等に対し、保健指導技術の助言・指導を実施した。

《今後の課題》

被災者の生活再建が本格化する中で、支援を必要とする被災者の心の健康に関しては、度重なる生活環境の変化や家族機能の低下など背景が多様化している。また、うつ病やアルコール関連問題、ひきこもりなど複数の問題が絡み深刻化・複雑化しており、子どもから大人まで切れ目のない心のケア対策の継続が必要である。また、沿岸地域では、もともと心のケアを担う専門職員が不足していたことに加え、市町でも震災後に採用された保健師等が増加していることから、市町の活動を支える県機関の支援体制の強化と人材確保・育成が必要である。

《令和4年度以降の取組》

震災による心の問題は長期に渡ることから、引き続き、心のケアセンターを中心として、保健所や市町、関係機関・団体等とより一層の連携を図り、子どもから大人までの切れ目のない支援を継続していく。「令和3年度以降の宮城県の心のケア取組方針」に基づき、これまで取り組んできた被災地の心のケア対策を円滑に地域精神保健福祉へ移行するため、関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた具体的な取組の検討を行う。また、市町の活動を支える県機関の支援体制強化と人材確保・育成についても継続して取り組んでいく必要がある、長期的かつ安定的な事業の実施が可能となるよう、確実な財源措置を国に要望していく。

【担当：経済商工観光部 観光政策課】

《取組内容》

- 観光キャンペーンとして、令和3年度は、JRグループと東北6県及び東北観光推進機構が連携した東北デスティネーションキャンペーンを開催した。新型コロナウイルス感染症の影響により、誘客活動が当初想定どおりに実施できず、計画変更しながらの事業実施となったが、仙台・宮城の魅力をも効果的に発信するとともに、東北が一体となった取組を実施した。（継続）
- 被災地を訪れる（訪れたい）人々への対応を行う「みやぎ観光復興支援センター」及び「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター」を設置・運営し、本県でしか体験できない防災・減災を目的とした研修旅行や教育旅行などの希望に対して情報提供するとともに、受入先とのマッチングをワンストップで行っている。センターの職員は沿岸部を中心に県内をフィールドワークし、常に最新の情報の把握に努め更新している。（継続）
- 福島第一原子力発電所事故による風評被害の損害賠償については、東京電力ホールディングス株式会社から提示された内容に対して観光事業者から批判や不満の声があったことから、賠償地域の追加、指針の見直しや賠償請求に当たり観光事業者に負担を強いることがないように政府要望を継続的に行ってきた。（継続）

《成果（取組結果）》

- 震災後大きく落ち込んだ観光客入込数については、これまで観光キャンペーンによる誘客促進等に取り組んできた結果、令和元年には6,796万人となり、東日本大震災前の平成22年を上回り過去最高を記録した。（平成22年比110.9%、前年比105.8%）が、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、3,945万人と大きく落ち込んだ（平成22年比64.4%、前年比58.0%）。
- 「みやぎ観光復興支援センター」は平成23年度から令和3年度までに累計で1,296団体45,833人、「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター」は平成25年度から令和3年度までに550団体32,875人のマッチング実績を上げた。平成27年度からは両センターの運営体制を一本化しており、令和2年度は新型コロナウイルスの影響によりボランティアツアーのマッチングは実績なく、教育旅行については78団体3,176人のマッチングとなった。初回マッチング以降は、訪問希望者と受入先との直接調整が増加していることもあり、新規のマッチング件数は横ばいとなっている。
- 現時点で、原子力損害の判定等に関する指針の見直しの動きはなく、東京電力ホールディングス株式会社において本県における賠償の取扱いの変更等を行う情報はない。

《今後の課題》

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により観光需要が大きく落ち込んでいることから、感染収束後における早期回復に向けた息の長い観光需要喚起策を講じる必要がある。
- 震災遺構や伝承施設の整備が進む一方で、時間の経過とともに震災の記憶の風化が懸念されており、震災・防災学習を中心として復興状況の情報を的確に発信していくことが非常に重要である。また、教育旅行に関しては学校側のニーズの内容が多様化・高度化し、SDGsや探求学習のプログラムの拡充などきめ細かな対応が求められてきている。
- 現在は観光事業者への原子力発電所事故の影響は認められず、また新型コロナウイルス感染症拡大による観光需要の減少に伴いその影響を把握することは困難になってきている。また、今後、東京電力福島第一原子力発電所からのALPS処理水が海洋放出された場合、観光業界への新たな風評被害が生じることも懸念される。

《令和4年度以降の取組》

- 市町村や地域の観光事業者等と密に連携を取りながら、感染収束後の観光需要の回復に向けた取り組みを実施していく。
- 令和4年度の教育旅行に係る事業規模は、教育旅行バス助成金を増額するなど誘致強化に取り組むとともに、上記課題に対応するため、情報収集・発信能力の維持と教育旅行ニーズへの対応のさらなる充実を図り、両センターの一体運営による効果を最大限に引き出す。
- 風評被害に係る観光業への影響は長期間に渡って現れることが見込まれるため、公正・適正な賠償について、国が東京電力ホールディングスに対して強い指導を行うよう引き続き要望していく。
- ALPS処理水が海洋放出された場合の風評抑制に向け、観光関係団体と連携しながら、国に対して、国内外への正確な情報発信や教育旅行誘致等の本県の観光振興施策への十分な支援を求めていく。

【担当：経済商工観光部 国際ビジネス推進室】

《取組内容》

福島第一原子力発電所事故に伴う放射能対策として、本県では放射性物質の基準値を超える農林水産物が市場に流通することがないように万全の対策を講じ、風評対策に取り組んでいるが、いまだに中国や韓国など、諸外国による農林水産物等の輸入規制が行われている。このため、国において、農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、我が国の農林水産物等の安全性の信頼回復を図るとともに、全面輸入停止措置を講じている中国や厳しい規制を続けている韓国などに対して、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう、国に対し引き続き働きかけを求めるとともに、韓国政府の輸入規制によって大きな被害を受けているホヤ等については、規制していない国への輸出や国内の消費拡大について、国の積極的な支援を要望した。(継続)

《成果（取組結果）》

政府要望に対しては、国において、正しい情報を海外に発信するための予算を措置いただいた。

《今後の課題》

中国や韓国など、諸外国による農林水産物等の輸入規制が未だ行われている。

《令和4年度以降の取組》

国に対して引き続き、正確で適切な情報発信を継続して実施するよう、政府要望を行っていく。

【担当：農政部 食産業振興課】

《取組内容》

県産農林水産物の放射性物質検査を継続するとともに、迅速でわかりやすい情報提供と、イベントや各種媒体を活用したPR活動を実施し、県産品の信頼回復と消費拡大に努めた。(継続) 主な事業については、以下のとおり。

【「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業】

○情報誌でのPR、各種イベントの開催・出展によるPR等を通じて、宮城県産品の信頼回復と消費拡大を図った。

【県産農林水産物等イメージアップ推進事業】

○県産農林水産物等が被災前の状況に回復するまでの間、関係団体が実施するメディアの活用等の事業に補助することにより、PR活動等を支援した。

《成果（取組結果）》

【「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業】

○各種広報媒体やイベントを通じた県産品のPRを行い、県産品のイメージアップを図った。

■おうちでみやぎフェア

・消費者がオンラインで料理人の指南を受け、自宅で県産食材の魅力を体感した。

■情報誌を活用した情報発信

・消費者及び実需者をターゲットとした情報誌に県産品PRの広告記事を掲載した。

■県産食材のPR及び消費拡大

・首都圏の料理人、飲食チェーン店の仕入れ担当者等の実需者を対象とした食材提案会を実施した。

■県産食材を使用した飲食店フェア等の開催

・首都圏の飲食店で夏・冬に開催した。

■東京アンテナショップを活用したイベントの開催

・宮城ふるさとプラザにおいて、県産品や生産者の紹介及び首都圏消費者が選ぶ宮城県産品コンテスト、県産品モニターキャンペーンなどのイベントを実施した。

■県外物産展を活用した消費体験の促進

・県外物産展開催地において、県産品イメージ向上広告の提出及び割引クーポンの配付を実施し、県産品の購入意欲を高めた。

■宮城県産園芸特産物に関するPR等

・北海道内において「宮城県産イチゴ」のプロモーションを実施した。

【県産農林水産物等イメージアップ推進事業】

○ 各団体が行う県産農林水産物等のPRや販路開拓に向けた事業に補助を行い、県産農林水産物等のイメージアップを図った。

■各団体への補助

・農業関係団体等の2団体が実施する2計画に対して、補助を行った。

《今後の課題》

消費者庁のアンケートによれば、風評は払拭されておらず、今後も継続的に事業を展開していく必要がある。

《令和4年度以降の取組》

引き続き、放射性物質検査を実施し、その結果を情報提供するとともに、県産品の魅力をより伝えられる効果的な広報手法等を検討し、取組を継続していく。

【担当：農政部 農村防災対策室】

《取組内容》

東日本大震災により被災した農地・農業用施設、農地海岸保全施設等について復旧工事を行い、早期営農再開を図る。特に被害が甚大な地区については、復興交付金を活用した農地の再編整備や排水機場等の整備を行い、地域農業の復興を図る（継続）。

《成果（取組結果）》

東日本大震災の津波により、約14,300haの農地が浸水し、そのうち農地の復旧や除塩対策を必要とする面積は、約13,000haとなっている。農地の復旧や除塩対策については、令和3年3月末時点で全面積の復旧が完了し営農再開が図られている。また、排水機場（対象47施設）及び農地海岸（対象98箇所）の復旧についても全て完了し、計画どおりの事業進捗が図られた。復興交付金を活用した農地整備事業については、令和3年3月末現在で、受益面積約5,245haの全ての区画整理工事が完成し全農地を農家に引き渡す等、被災農地の営農再開に寄与した。また、「新たな標準区画(2ha)」として整備方針を策定、実施し、より効率的かつ永続的な農業の展開を目指すなど、各種取組を推進してきた。換地については、令和4年3月末までに43地区（換地分区）の権利者会議を開催し、10地区が事業完了した。土地利用の整序化については、換地の手法を活用して農用地・非農用地エリアが確定され、市町の土地利用計画の策定が図られた。

《今後の課題》

農地整備事業は令和3年3月末までに全地区区画整理工事が完了し農家に引き渡しを行ったが、一部の農地において、湧水や石礫、不同沈下等による不陸の発生など、営農の支障となる不具合が発生していることに加え、新型コロナウイルス感染症対策等の影響により、整備後の農地における換地作業に遅延が生じている。さらに、令和4年3月16日に発生した福島県沖地震の影響により、工事の一部に手戻り工事が生じている。

《令和4年度以降の取組》

営農の支障となる不具合が発生している農地や施設（用排水路）を対象とした補完工事を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症対策等の影響により遅れが生じている換地業務の早期完了を図るため、換地計画に係る作業を効率化するとともに、関係機関（市町・土地改良区等）と綿密な調整を行いながら工程管理・進捗管理を徹底し、令和4年度内の着実な完了を目指す。

【担当：水産林政部 水産林業政策室】

《取組内容》

円滑な事業の執行のため、①綿密な進捗管理、②マンパワー不足を補うための工事監督等の外部委託を行った。（継続）

《成果（取組結果）》

事業箇所ごとの課題把握やその解決に向けた会議・検討会を定期的に行ったほか、事業費全体に占める契約率や執行率の管理に努めた。また、マンパワー不足への対応として、工事積算や監督業務を外部委託したほか、市町や関係機関等との事業調整についても必要の都度行った。その結果、令和4年3月末時点で、漁港については99%完成、漁港海岸の防潮堤は実完成延長70.2km(89%)、治山分野においては震災からの復旧・復興に向けたハード事業について完了した。

《今後の課題》

土地利用等との調整や隣接事業との施工調整など、未だ課題を抱える事業箇所もあることから、復興の完遂に向け、市町等とも連携し、その解決に向けて取り組んでいく必要がある。また、他自治体からの派遣職員が減少する中、引き続き円滑な事務処理と適切な進捗管理を行っていく必要がある。

《令和4年度以降の取組》

引き続き、事業の進行管理により個別事業箇所の課題把握と早期解決に努めるとともに、主務課室における状況に応じた業務支援の実施により、マンパワー不足を補い、事業の円滑化を図る。

【担当：土木部 土木総務課】

《取組内容》

事業進行管理による復旧・復興事業の着実な執行（継続）

《成果（取組結果）》

土木・建築行政推進委員会やアクションプラン進行管理部会、復旧・復興事業等フォローアップ部会を開催し、各課及び地方機関との連携を強化しながら、用地取得や工事執行時期の目標を明確にした執行計画を策定した。また、事業執行に当たっては、予算全体の執行管理とともに、事業ごとの工事進捗状況の可視化と情報共有化、事業進捗に向けた課

題把握と迅速な対応の実施など、きめ細かな進行管理を行った。その結果、災害復旧事業については、被災公共土木施設全体の2,296箇所のうち、令和4年3月末現在で2,286か所(99%)が完成した。

《今後の課題》

令和4年度に繰り越した復旧・復興事業の完遂に向けて、確実な予算執行と情報共有の徹底による懸案事項の早期解決を図るとともに、さらにきめ細かな進行管理を行う必要がある。

《令和4年度以降の取組》

復旧・復興事業の確実な完遂に向け、徹底した事業進行管理を行う必要があることから、事業箇所ごとの課題の把握と早期解消を図るため、当該事業に特化した復旧・復興事業等フォローアップ部会において、重点的に進行管理を行う。

【担当：教育庁 義務教育課】

《取組内容》

- スクールカウンセラーの派遣・配置（継続）
 - ・県内全公立中学校（仙台市を除く）にスクールカウンセラーを配置、全市町村（仙台市を除く）に広域カウンセラーを配置し、域内小学校に派遣
 - ・教育事務所専門カウンセラーの配置（継続）
- 心のケアに係る研修会等の実施（継続）
 - ・心のケアに係る研修会、ケア宮城と共催した教職員等を対象とした研修会
- 心のケアに係る外部人材の活用（継続）
- 学校教育活動復旧支援員の配置（継続）
- 要望する市町村へスクールソーシャルワーカーの配置（継続）
- 「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」及び「児童生徒の心のサポート班」の充実・拡充（継続）
- 補助事業「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」の実施（継続・拡充）
- 不登校等の実態や施策について、保健福祉部との間で諸会議等での情報共有（継続）
- 不登校等児童生徒学び支援教室の設置（新規）

《成果（取組結果）》

- 県内全公立中学校（仙台市を除く133校）及び義務教育学校（後期課程）（1校）にスクールカウンセラーを配置（年間39回程度）、全市町村（仙台市を除く）に、広域カウンセラーを配置し、域内小学校（全249校）及び義務教育学校（前期課程）（1校）に派遣（年間25回程度）した。また、市町村教育委員会や学校の要望に応じて、緊急派遣や追加派遣をした。
- 各教育事務所に2～4名の専門カウンセラーを配置し、年間70回の相談日において管内学校への巡回等も含めて児童生徒の状況を把握するとともに、教員・保護者等への相談を実施し、校内の教育相談体制の充実を図った。
- 心のケアに係る研修会等の実施（7回）
- 被災した児童生徒の心のケア、教職員・保護者等への助言等様々な課題に対応するため、市町村に対し学校の教育活動を支援する支援員（15名）を配置した。（石巻市、塩竈市、大崎市、大河原町、女川町）
- 全市町村にのべ68名のスクールソーシャルワーカーを配置し、支援を行い、学校を外から支える体制の充実を図った。
- 教育庁内の「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」の情報共有を一層図るとともに、東部教育事務所及び大河原教育事務所内に設置した「児童生徒の心のサポート班」をはじめ、児童生徒や保護者への対応と併せて教職員への助言や学校の課題を解決するための相談窓口と訪問機能を持った学校を外から支える組織体制を構築し、保健福祉担当部局等の関係機関との連携を強化しながら取り組んだ。
- 東日本大震災に起因する心の問題や不登校、いじめなど、学校生活に困難を抱える児童生徒の社会的自立や学校復帰を目的として市町村が行う体制整備に対する補助事業「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」を33市町に対して実施した。（白石市、大河原町、塩竈市、七ヶ浜町、美里町、石巻市、気仙沼市、南三陸町（28年度設置）、多賀城市、松島町、利府町、女川町、登米市（29年度設置）、角田市、柴田町、富谷市、加美町、涌谷町、東松島市（30年度設置）、蔵王町、川崎町、丸森町、名取市、岩沼市、亶理町、山元町、大崎市、栗原市（令和元年度設置）、村田町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町（令和2年度設置））
- 不登校の課題等の実態や施策について、子どもの心のケア対策会議や青少年の健全な育成に関する諸会議等において、保健福祉部との情報共有を行った。
- 不登校等児童生徒の居場所を校内につくり、学習支援と自立支援を図るための「学び支援教室」を設置し、不登校等児童生徒を組織的に支援した。4校（小学校2校、中学校2校）をモデル校として指定した。

《今後の課題》

- 震災から10年が経過したものの、今後も児童生徒の学習状況や生活状況等を長期的に見守っていく必要があることから、発達の段階に応じた取組を継続して行っていくとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置のほかに、保健福祉担当部局等の関係機関との緊密な連携による取組の一層の充実が必要となっている。
- 学校や市町村からのニーズは依然として高いことから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの有資格者の確保及び資質向上が課題である。

○震災後10年経過となることから、「心のケアに係る研修会」「学校教育活動復旧支援員派遣」の各事業を令和2年度で終結とする。令和4年度以降、段階的に現状の県内の教育相談体制を見直し、復興特会終了後も効率的・効果的な教育相談体制が構築されるよう検討していく。

○教育機会確保法を踏まえ、全児童生徒が安心して教育を受けられるよう、個々の状況に応じた支援や学校における環境の確保等、教育機会の確保を総合的に推進する必要がある。

《令和4年度以降の取組》

- これまでの取組を継続し、被災地における児童生徒の心のケアや教職員等をサポートするため、「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」及び「児童生徒の心のサポート班」の機能の充実を図り、保健福祉担当部局等の関係機関との連携を強化して取り組み、学校を外から支える体制を一層充実させる。また、児童生徒にとって魅力のある「行きたくなる学校」づくりを推進し、児童生徒のいじめ対策・不登校支援等生徒指導上の諸課題に対する未然防止や早期対応につながる取組を促進する。
- スクールカウンセラーを「みやぎ子どもの心のケアハウス」との兼務配置にするなど、ケアハウスの教育支援センター化に向け、実施市町村への支援を進める。
- 学習支援と自立支援を図る「学び支援教室」の充実を図る。

【担当：教育庁 高校教育課】

《取組内容》

- 1 県立高等学校へのスクールカウンセラーの通常配置。(継続)
- 2 県立高等学校へのスクールソーシャルワーカーの配置。また、配置校以外の高校においてもスクールソーシャルワーカーが必要な場合には派遣できる体制を整備。(継続)
- 3 不登校・発達支援相談室(総合教育センター内)の開設、24時間子供SOSダイヤルの開設。(継続)
- 4 学校生活適応支援員の配置(新規)
- 5 SNSを活用した相談の実施(継続)
- 6 精神保健研修会の実施(継続)
- 7 学力状況調査(高1、2年生対象)による「震災後の生徒の生活状況や心身の健康状態」等についての把握。(継続)

《成果(取組結果)》

- 1 スクールカウンセラー 全県立高校(72校)に配置。被災沿岸地区の高校(3校)への特別配置。相談件数15,475件
- 2 スクールソーシャルワーカー 44校に配置。相談件数1,657件
- 3 不登校・発達支援相談室 来所相談件数469件 電話相談件数1,233件 24時間子供SOSダイヤル 相談件数944件(時間外業務委託分)
- 4 学校生活適応支援員 29校に配置。生徒指導や教育相談に係る補助業務に当たり、教職員の負担軽減につなげる。
- 5 SNSを活用した相談 LINEを活用した相談体制の整備。登録者数682人 相談件数841件
- 6 精神保健研修会 7校に対し、延べ11回の校内研修等に講師を派遣。
- 7 学力状況調査(高1、2年生対象)による「震災後の生徒の生活状況や心身の健康状態」等についての把握
令和3年度の学力状況調査結果から、震災後の心と体の安定については、令和2年度の結果と比較すると、全ての項目で減少しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、教育活動の制限が長引いていることが影響しているものと判断される。

| 項目 | 1年 | 2年 |
|-------------------|--------------|--------------|
| 毎日同じくらいの時刻に就寝している | 84.2%(86.2%) | 84.6%(84.4%) |
| 体調はよい | 88.7%(92.2%) | 86.8%(90.2%) |
| 熟睡ができています | 77.9%(80.5%) | 76.5%(80.5%) |
| 学校生活に充実感や満足感がある | 82.5%(85.4%) | 75.8%(77.3%) |

()内はR2年度

《今後の課題》

- 一見、震災とは関係のないように見える生徒の問題でも、その背景に震災に起因する家庭環境の変化は依然として見られることから、その見立てができる高いスキルを持つスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び電話相談員の確保が引き続き必要である。
- 震災に起因して様々な影響を受けている生徒の対応のために、今後も長期的な視点に立ち、現在の取組を今後も継続していく必要があるが、予算として充当している復興予算の確保が不透明であり、今後の継続が難しくなっている。

《令和4年度以降の取組》

- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの資質向上のために、研修等を充実させる。
- SNSを活用した相談について、通年での相談期間を設定するなど、相談体制の充実を努める。

【担当：教育庁 生涯学習課】

《取組内容》

家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる環境整備に取り組む。地域と学校をつなぐコーディネーター及び地域活動の支援者等の人材育成、協働教育の普及・啓発、子供

の教育活動を支援する企業・団体等とのネットワーク構築，市町村への補助事業の実施を通して，各市町村における「地域学校協働活動」の充実を図るとともに，「地域学校協働本部」の組織化に取り組んだ。また，東日本大震災による被災地の自律的な復興に向けて，子供の学びを核とした地域住民のネットワークの構築と地域コミュニティの再生を図った。復興庁「被災者支援総合交付金」の交付対象事業「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業<文部科学省>」を活用。（継続）

《成果（取組結果）》

県内各地において，子供たちの安全な居場所づくりや体験活動，地域住民との交流活動等，地域の実情に応じた「地域学校協働活動」の充実が図られた。27市町村において，地域学校協働活動の推進組織となる72の「地域学校協働本部」が設置（令和3年5月1日時点）され，学校を核とした地域のネットワークが構築され，地域コミュニティの再生につながっている。

《今後の課題》

新学習指導要領の完全実施に伴い「社会に開かれた教育課程」を実現するための基盤となる，学校と地域が一体となるための組織体制の整備が必要である。「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」は令和2年度で終期となった。令和3年度以降は文部科学省「地域と学校の連携・協働体制構築事業」（1/3国庫補助）への移行に伴い，コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進が求められている。今後は，協働本部の整備と地域学校協働活動推進員の配置をさらに進めるとともに，コミュニティ・スクールの設置へ向けた関係機関との連携を図り，更なる地域コミュニティの復興を図る必要がある。

《令和4年度以降の取組》

「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」は，依然，支援を必要とする自治体（5市町）を対象に，「子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業」として事業の継続が認められた。引き続き，地域と学校の連携・協働による子供の学習環境の好転に関わる取り組みや，震災の風化防止や復興に関わる学びを通して中・高校生及び大学生など若者の復興の担い手を育成していく。それに併せて「地域と学校の連携・協働体制構築事業」も活用しながら，更なる地域コミュニティの復興促進を図る。

事項名：（9）共生社会の形成と推進

| 意 見 の 内 容 |
|---|
| <p>（本県の取組状況）</p> <p>本県では，「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）」に基づく男女共同参画社会の実現に向けた取組と，「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」に基づく多文化共生社会の形成推進のための取組を，それぞれ進めてきたところである。さらに，障害の有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」及び手話を言語として認識し，手話及びろう者に対する理解の促進と手話の普及を図り，ろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会の実現を目指す「手話言語条例」を令和3年4月1日から施行し，今後，具体的取組を進めることとしている。</p> <p>（共生社会の形成と多様性への配慮）</p> <p>これまで，共生社会の形成に向けて，男女共同参画の理念及び推進の必要性を県民に広く普及啓発し，目指すべき目標を掲げ，男女共同参画の推進に関する施策に取り組んでおり，また，多文化共生社会の実現のために，3つの視点で計画を策定し，様々な施策を総合的かつ計画的に実施している。さらに，2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標（SDGs）の達成に向け，県施策を総合的に推進していくこととしており，国が優先課題に掲げる，あらゆる人々が活躍する社会の実現，ジェンダー平等の実現に向け注力されたい。</p> <p>（男女共同参画の推進）</p> <p>本県では，平成13年に宮城県男女共同参画推進条例を施行し，平成15年に「宮城県男女共同参画基本計画」を制定し，男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進してきたところである。県庁内では，女性職員の割合は年々増加し，役職段階に占める割合も増えている状況である。また，審議会等の女性委員の登用割合も増加傾向にあり，さらには，男性の育児休暇取得率も年々増えているなど，一定の進展が見られる。</p> <p>一方，男女雇用機会均等法が施行されて30年以上が経過し，女性の社会進出が進んではいるものの，県全体としては，女性の活躍が地域活力の維持・活性化に欠かすことができないことから，引き続き県庁内において，男女共同参画の一層の推進に努めるとともに，県の全ての事業において，男女共同参画の視点を持ち，女性がより活躍するための環境の醸成にも努められたい。</p> |
| 対 応 の 状 況 |
| <p>【担当：環境生活部 共同参画社会推進課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮城県男女共同参画施策推進本部会議を令和3年8月に開催し，本部長（知事）から，更なる女性委員の登用と男女共同参画の視点に配慮した事業の推進について，これまでに以上に重要性を認識して，各部署局長がリーダーシップを発揮し取り組むよう指示があった。（継続） 男女共同参画施策推進本部幹事会及び各部署主管課長会議を令和3年7月に開催し，審議会等への女性委員の登用状況の進捗状況等を議題とし，環境生活部次長から各部署に対し，「県の審議会等への女性委員の登用に関する実施計画（第2期）」の目標達成に向け，更なる登用推進について依頼（継続）するとともに，同計画が終期を迎えることから，「第4次男女共同参画基本計画」の目標が達成されるよう，令和4年1月に第3期計画を策定し，計画的な女性委員の登用について各部と連携した取組を行った。（新規） 庁内における審議会等への女性委員の登用状況について，登用推進が着実に図られるよう，各部署主管課へ情報提供し，情報共有を行っているほか，審議会等の委員候補の選任の際には，事前協議により進捗管理を実施した。（継続） |

- ・様々な分野で活躍している女性人材のリスト（「宮城県女性人材リスト」）を整備し、県や市町村の審議会等委員の選定の際に情報提供を行い、女性委員の登用を促進した。（継続）
- ・男女共同参画推進のため普及啓発事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の縮小を強いられたが、オンラインセミナーに開催方法を変更し実施したほか、NPO等地域団体のネットワークの強化を図り（新規）、市町村との共催により普及啓発を図った。（継続）
- ・「みやぎ男女共同参画相談室」において、男女共同参画に関する諸問題やLGBT（性的マイノリティ）についての相談対応を実施したほか、県や市町村、各種相談窓口の職員を対象としたLGBT講座を開催し、正しい理解・配慮について啓発活動に努めた。（継続）
- ・「女性のチカラを活かす企業」認証制度では、ホームページで認証企業の公表や取組を紹介したほか、（継続）認証企業向けセミナーを開催した。（継続）また、保健福祉部との共同により、特に優れた取り組みをしている企業を「いきいき男女・ここに子育て応援企業」として知事表彰を実施した。（継続）

《成果（取組結果）》

- ・「第3次宮城県男女共同参画基本計画（計画期間 H29-R2）」（「女性活躍推進法」で地方公共団体において策定を努力義務としている「推進計画」としても位置付け。）に基づき、12項目の目標値の達成に向け、各種施策を展開し、進捗状況及び施策の実施状況を取りまとめ、令和3年9月議会に報告し、公表した。
- ・女性委員の登用については、様々な機会を通じて周知徹底を図った。登用の推進について全庁での浸透は図られ、令和3年4月1日現在の登用率については39.3%となった。
- ・「女性のチカラを活かす企業」認証制度では、令和2年4月1日以降の入札公告から「宮城県建設関連業務総合落札方式」の評価項目（価格以外）として認証制度が追加され、認証制度の認知度が更に向上し、令和3年度末の認証企業数は508社（うち新規認証85社）となり、昨年度比（429社）で79社と大幅の増加となった。
- ・「男女共同参画社会基本法に基づく計画」の未策定町村に対し、積極的な情報提供と策定を依頼し、令和3年度に2町が新たに計画を策定した。また、令和4年度にも3町が策定を行うこととなるなど、未策定町の縮減が図られた。（継続）

《今後の課題》

- ・県内における男女共同参画社会づくりの取組は、全体的として着実に広がりを見せているが、固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や社会制度・慣行等には根強いものがあり、県内全域に浸透しているとは言えない状況にある。
- ・「宮城県男女共同参画基本計画」に基づき、目標値の達成に向け、各種施策を展開する必要がある。特に「女性委員の割合45%」を達成するため、委員の推薦を依頼している団体の一層の理解促進や委員候補となる女性人材の発掘を図る必要がある。
- ・市町村における「男女共同参画社会基本法に基づく計画」の策定について、未策定の町もあることから、「女性活躍推進法に基づく推進計画」とともに、その策定をより一層促し、市町村における男女共同参画の取組を促進する必要がある。

《令和4年度以降の取組》

- ・みやぎの将来ビジョンの達成に向け、県内の女性活躍の推進を図るため、「みやぎの女性応援プロジェクト」に取り組み、女子学生等の就業・生活意識や企業における女性活躍、就業環境の調査を行う。また、調査の結果に基づき多様な働き方、ワーク・ライフ・バランス等の更なる普及・促進に取り組む。（新規）
- ・「第4次男女共同参画基本計画」においては、新たに4項目を加え計14項目を指標として設定し、この達成を目指して施策を推進する。（継続）
- ・具体の取組としては、「県の審議会等における女性委員の登用率の向上」、「女性のチカラを活かす企業認証制度」や「みやぎの女性活躍促進連携会議」との連携事業などに引き続き積極的に取り組み、政策・方針決定過程への女性の参画を促進していく。（継続）
- ・また、県内全域における男女共同参画社会づくりの取組を積極的に進めていくための「女性活躍ネットワーク事業」を推進し、県内の女性支援NPO等6団体のネットワーク形成の強化と県の連携・協働によるセミナー等を市町村の協力のもと県内各地で開催することとしている。（継続）
- ・本県における、男女共同参画社会を実現するため、県内の経済団体等で構成する「みやぎの女性活躍促進連携会議」や市町村、事業者、NPOなどと連携しながら施策を展開するとともに、職員の意識啓発にも努め、着実に施策を推進していく。（継続）

【担当：保健福祉部 障害福祉課】

《取組内容》

- 障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発（新規）
- 障害者差別に関する相談体制の整備（新規）

《成果（取組結果）》

- 障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発
 - ・普及啓発用リーフレットの作成
小学校において総合学習等で使用することも想定した県民向けリーフレット25,000部を作成し、県内全小学校に配付したほか、商品販売・サービス分野向けリーフレット6,000部を作成し、県内各商工会等に配付した。
 - ・合理的な配慮のための環境整備促進事業補助金
県内事業者が障害者に配慮した環境整備を行う場合への補助制度（補助率4分の3：補助上限額1,000千円）を創設し、スロープの設置や車いす対応トイレへの改修な

どへの助成を実施（10件）し、その優れたモデル的取組を県ホームページに掲載し、県民や事業者に広く情報発信を行った。

- ・スマートフォン用アプリを活用した助け合い実証事業

学生など若い世代と障害者との交流機会の拡大や相互理解を促すため、スマホアプリ「Mayii（メイアイ）」の手助けマッチング機能を活用し、手助けを必要とする人と手助けしたい人とを繋ぐ実証事業を開始した。実証事業開始に先立ち、アプリを用いた体験交流会を2回開催（参加者：障害当事者延べ8名、学生延べ23名）したほか、記念イベントとして、障害者に対する理解を深めるための講演会（参加者：大学生ほか53名）を開催した。

○障害者差別に関する相談体制の整備

- ・障害者差別相談センターの設置・運営

障害者差別相談センターを外部委託により設置し、障害者やその家族からの相談に加え、障害福祉施設や企業等からの相談対応（相談件数：14件）を行った。

- ・調整委員会の設置

事業者による障害を理由とした不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する事案について、相談では解決しない場合に当事者からの求めに応じあつせんを行う調整委員会を設置した。

《今後の課題》

障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発については、継続的に取り組んでいく必要がある。

《令和4年度以降の取組》

障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発については、継続的に取り組んでいく必要があることから、差別解消に向けた普及啓発用リーフレットを継続して作成するほか、新たに手話の普及啓発用リーフレットを作成し、手話への理解促進を図る。また、スマホアプリ「Mayii（メイアイ）」の手助けマッチング機能を活用した実証事業では、在仙の大学等に協力の働きかけを行い、体験交流会の開催やイベントでの利活用を通じ、若者への普及啓発を行っていく。

【担当：経済商工観光部 国際政策課】

《取組内容》

在住外国人が地域で生活していく中で立ちあがる3つの壁（「意識の壁」・「言葉の壁」・「生活の壁」）を取り除くため、シンポジウムの開催による意識啓発（継続）や、みやぎ外国人相談センターの設置・運営（継続）、外国人と日本人のより実用的なコミュニケーションの確立を目指し、外国人向けにICT等を活用した日本語学習支援、日本人向けにやさしい日本語研修（新規）等の各種事業を実施したほか、新型コロナウイルス感染症対応として、受診・相談センター及び副反応相談センターの多言語対応や感染症関連情報の情報発信を強化し、外国人が安心して生活ができる環境整備を進めた。

《成果（取組結果）》

みやぎ外国人相談センター及び新型コロナウイルス感染症関連の相談センターの多言語対応においては、合計で420件の相談が寄せられ、内容に応じた的確な対応に努めたほか、感染対策を講じた上で、シンポジウムの開催（加美町）や技能実習生と地域との交流を行うなど、多文化共生社会の形成の実現に向けた取組を進めた。

《今後の課題》

これまでの取組により、多文化共生社会の形成に向け一定の成果をあげていると認識しているが、在留資格や国籍の多様化が進む中で、3つの壁を取り除いていくためには継続的な取組が必要であり、新型コロナウイルス感染症や災害発生時の対応も含め、在住外国人が地域でより安心して生活を送ることができるよう、きめ細かい対応が求められている。

《令和4年度以降の取組》

「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」に基づき、多文化共生社会形成の更なる推進に向け、各種事業を着実に実施し、在住外国人等が地域で安心して生活できる環境整備を図っていく。

事項名：（10）新型コロナウイルス感染症への対応

| 意見の内容 |
|---|
| <p>（本県の取組状況）</p> <p>本県では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、診療・検査体制の構築として、県民の健康相談窓口となるコールセンターの設置・運営、PCR検査体制の順次拡大、地域外来・検査センターの設置や外来検査協力医療機関の設備整備支援などを進め、患者数の動向に応じて、受入病床や軽症・無症状者のための宿泊療養施設の確保・運営、入院協力医療機関や重点医療機関の設備整備への支援、営業時間短縮要請に全面的に協力した事業者に対する協力金の支給を行ったほか、ワクチン接種体制の構築などの感染症対策を講じてきた。また、経済対策として、業績が悪化した中小企業等の販路開拓や感染防止対策等の取組への支援、資金需要に対応する実質無利子・無担保の融資など、その時々の実情に合わせて関係機関と精力的に調整を重ね、県民の理解を求めながら部局の枠を超えて対策を実施してきたところである。今後とも、感染拡大の防止及び経済状況の回復に向け、引き続き総力をあげて対応されたい。</p> <p>（「新しい生活様式」に対応した施策展開）</p> <p>コロナ禍に対応する直接的な対策に加えて、県政の各分野において、人との接触機会の減少や十分な距離を保った上でコミュニケーションを充実させるなど、いわゆる「新しい生活様式」に対応した施策の展開が求められている。こうした中、「みやぎ情報化推進ポリシー（2021～2024）」では、「最適化による県民サービスの向上」「地域の課題解決と活力の創出」「デジタル化による働き方改革の推進」を重点目標に、デジタル技術による各分野の施策について目標指標を定めて進めることとしている。当該ポリシーは、少子高齢社会や「新しい</p> |

生活様式」にも対応し、地域により良い変容をもたらすことを目指すものであり、着実な実行を期待する。

対 応 の 状 況

【担当：復興・危機管理部 復興・危機管理総務課】

《取組内容》

関係部局連携の上、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、県の取組・対策等について決定するとともに、県民・事業者等への周知を行った（継続）。また、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業（無料検査事業）（新規）や大規模イベント相談（継続）などを通じ、感染抑制と社会経済活動の両立に向けた県民・事業者等への支援を行った。

《成果（取組結果）》

感染状況に応じて本部会議を開催し（令和3年度：19回）、きめ細かに対策を講じることで感染拡大の抑え込みにつながった。また、各圏域における無料検査実施場所の開設（令和4年3月31日現在：77箇所）、全庁横断的な大規模イベント相談対応（随時）など、県民・事業者の社会経済活動の支援体制を整備した。

《今後の課題》

相次いで確認される変異株の特性等に応じた効果的な対策の実施

《令和4年度以降の取組》

引き続き、感染状況に応じた適宜適切な意思決定を行うとともに、社会経済活動の回復に向けた支援を行っていく。

【担当：企画部 デジタルみやぎ推進課】

《取組内容》

- ・令和2年9月に発表した「みやぎデジタルファースト宣言」に基づき、ICT等を活用したイノベーションや行政のデジタルシフトをけん引する取組を加速化させ、同宣言を具体化する情報化推進計画として、「みやぎ情報化推進ポリシー（2021～2024）」の策定を行った。（新規）
- ・知事を本部長とするICT政策推進本部の下部組織であるICT政策推進委員会、デジタル化推進調整部会の活動として、新たに「自治体行政手続オンライン化推進」、「電子納付推進」、「デジタルマーケティングの活用による認知・魅力向上」の3つの検討チームを設置し、部局横断的ワーキングを通じ、外部人材を活用しながら各業務所管課の情報共有や今後の方向性等の整理を行った。（新規）
- ・民の力を活かした県行政運営として、東日本電信電話株式会社と連携協定を締結し、DX人材育成、働き方改革などについて、協同によりDXを推進する体制の構築を行った。（新規）
- ・県内全市町村を訪問し、DX推進に係る現状及び課題等を聞き取り、次年度の施策展開の検討に役立てた。（新規）

《成果（取組結果）》

- ・検討チームの取組結果として、手続オンライン化・電子納付については、課題の抽出、システム連携改修スケジュール等の整理を行った。デジタルマーケティングでは、所属がデジタル媒体を通じた情報発信等を行う際に参考となる「デジタルマーケティング活用の手引き」を作成した。
- ・民間事業者との協同によるDX推進に向け、庁内関係所属と連携し、協定項目の実施の調整を図った。
- ・県内市町村からの聞き取り結果を反映した課題解決に寄与する令和4年度新規事業を立ち上げた。

《今後の課題》

- ・みやぎ「情報化推進ポリシー（2021～2024）」の着実な実施のため、掲載事業の進行管理を適切に行うとともに、庁内関係課への情報提供及び庁外向けの情報発信に努める必要がある。
- ・多様な主体とより緊密に連携し、情報化施策を推進していく必要がある。

《令和4年度以降の取組》

- ・「みやぎ情報化推進ポリシー（2021～2024）」掲載事業の取組内容をわかりやすく公表するなど透明性を確保する。
- ・同ポリシーの着実な実施に向け、国をはじめ、他の自治体の事例など情報共有に努めるほか、引き続き外部人材の活用や検討チームの活動を実施する。
- ・民間事業者との協同をより一層推進し、協定項目の実施の調整を行う。
- ・県内市町村の課題解決や地域によりよい変容をもたらすことに寄与するため、新規に各種支援事業を実施する。

【担当：保健福祉部 医療政策課】

《取組内容》

【受入病床の確保】

新型コロナウイルス感染症患者及び疑い患者の入院受入のため、入院受入医療機関（25医療機関）が確保した病床について、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）を活用し、病床種別に応じた病床確保料を補助するとともに、患者対応に伴う深夜勤務等により帰宅困難な医療従事者のための宿泊施設確保に要する経費、病棟等の消毒に要する経費等を補助した。また、概算払いにより年4回に分けて補助金を交付することにより、入院受入医療機関の財政的な負担軽減を図った。（継続）

《成果（取組結果）》

【受入病床の確保】

県内の感染拡大状況に応じて、入院受入医療機関と連携し一般医療との両立を考慮しながら、医療崩壊を招くことなく病床を確保した。
(令和4年3月末現在確保病床523床(うち重症病床55床))

《今後の課題》

【受入病床の確保】

感染拡大の状況に応じて、段階的に確保病床の増床を要請し対応してきたが、感染拡大が継続し感染者急増時の病床数(最大523床)での病床確保が継続し、入院受入医療機関への負荷が高まる状況が継続している。

《令和4年度以降の取組》

【受入病床の確保】

今後も国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等を活用し、入院受入医療機関等に対し必要な支援を速やかに実施することにより、医療提供体制の充実・強化を図っていく。

【担当：保健福祉部 長寿社会政策課】

《取組内容》

- 高齢者施設等での感染状況の早期探知に向けた抗原定性検査の実施(新規)
- 軽症又は無症状で介護が必要な高齢の感染者を受け入れるためのケア付き宿泊療養施設の運営(継続)
- 感染症が発生した介護サービス事業所等への事業継続に向けた経費の補助及び応援職員派遣の支援(継続)

《成果(取組結果)》

- 高齢者施設等での感染状況を的確に把握し、必要な感染防止策を早期に実施するため、各施設の従事者を対象とした検査を実施した。
(検査件数256, 751件:令和4年4月4日現在)
- 新型コロナウイルスの変異株の流行に対応するため、ケア付き宿泊療養施設を1箇所増やして体制強化を図り、感染者の急増に対応した。
(入所実績178名:令和4年4月15日現在)
- 感染症が発生した介護サービス事業所等に対し、衛生資材の購入等のかかり増し経費の補助や応援職員を派遣し、事業継続に向けた支援を行った。
(令和3年度派遣者数82名)

《今後の課題》

介護サービスは、高齢者の健康を維持する上で不可欠であり、新型コロナウイルス感染症が未だ沈静化の動きを見せない中で、介護サービスの提供体制の維持が必要である。

《令和4年度以降の取組》

- 高齢者施設等での感染状況を早期探知に向けた抗原定性検査の実施を継続する。
- 軽症又は無症状で介護が必要な高齢の感染者を受け入れるためのケア付き宿泊療養施設の運営を継続する。
- 感染症が発生した介護サービス事業所等への事業継続に向けた経費の補助及び応援職員派遣の支援を継続する。

【担当：保健福祉部 健康推進課】

《取組内容》

県民からの新型コロナウイルス感染症に関する健康相談への対応や受診可能な医療機関の紹介等を行うため、仙台市と共同で新型コロナウイルス感染症受診・相談センター(コールセンター)を運営した。(継続)

《成果(取組結果)》

県民からの相談を間断なく受け付け、120, 130件(令和3年度)対応した。(累計:236, 171件)

《今後の課題》

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で安定的な運営を継続していく必要がある。

《令和4年度以降の取組》

新型コロナウイルス感染症が収束に向かい、センターの役割が終了するまで運営を継続していく。

【担当：保健福祉部 疾病・感染症対策課】

《取組内容》

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、5圏域(塩釜, 大崎, 栗原, 石巻, 仙台)に地域外来・検査センターを、仙台市内にドライブスルー形式の診療所を設置し検体採取を行った。(継続)
- ・発熱患者等について、適切に相談・診療・検査に対応できる体制を整備するため、県医師会等の協力を得ながら、かかりつけ医等の医療機関を「診療・検査医療機関」として指定するとともに、患者への情報発信のため、同意を得られた医療機関について県ホームページで公表した。(拡充)
- ・経口治療薬「ラゲブリオ」の外来処方については、県医師会、薬剤師会と連携し、診療・検査医療機関で処方箋を発行し、薬局から患者自宅等へ郵送する等の体制構築に取り組んだ。(新規)

- ・経口治療薬「パキロビッドパック」については、併用禁忌薬が多数あることから、院内処方が可能な医療機関に登録の案内を行ったほか、院外処方が可能な薬局を選定した。(新規)
- ・新型コロナウイルス感染症の予防及びまん延防止に向け、ホームページ、県政だより、LINE（宮城県-新型コロナ対策パーソナルサポート）、チラシ等で正しい情報の発信に努め、県民への冷静な行動と日頃からの基本的な感染症予防策の徹底を呼びかけた。(継続)
- ・新たな変異株の発生や変異株の動向を監視するため、国の方針に基づき、県保健環境センター及び県が委託している民間検査機関において、変異株スクリーニング検査を行った。また、東北大学の協力によりゲノム解析の体制を整備した。(拡充)
- ・市町村や医師会等と連携しながら、ワクチンの配分・配送など接種体制の整備を進めた。(継続)
- ・1・2回目接種について、令和3年5月から11月まで東北大学ワクチン接種センターを設置・運営した。また、3回目接種についても、12月に東北大学ワクチン接種センターを再開し、ワクチン接種を進めている。(新規)
- ・ワクチン接種の進展に伴い、副反応に関する相談が増加してきたことから、令和3年7月に「新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター」を開設した。(新規)
- ・接種医が安心してワクチン接種を進めることができるよう、接種医からの副反応等に関する相談に専門的な医療機関が対応する体制を整備した。(新規)
- ・医療機関における個別接種を促進するため、医療機関が一定回数以上の接種を行った場合や接種体制を整備・強化した場合などに補助を実施した。(新規)
- ・ホームページやプレスリリース等により、ワクチンの効果や副反応等についての情報発信を行ったほか、県医師会を通じて、各医療機関への情報提供にも努めた。(継続)

《成果（取組結果）》

- ・PCR検査を11,715件（令和4年2月末現在）実施した。
- ・診療・検査医療機関として610か所を指定、うち405か所を県HPで公表している（令和4年3月31日現在）。
- ・令和4年3月31日現在、経口治療薬（ラグブリオ）を処方する登録機関として、県内369医療機関、320薬局が登録されている。
- ・令和4年3月31日現在、経口治療薬（パキロビッドパック）を処方する登録機関として、県内34医療機関、9薬局が登録されている。
- ・令和4年3月31日までに変異株スクリーニングを10,749件実施し、アルファ株疑いが497件、デルタ株疑いが3,969件、オミクロン株疑いが3,542件確認された。
- ・令和3年度は計837件のゲノム解析を実施（国立感染症研究所、東北大学、その他民間検査機関）。うち東北大学でのゲノム解析が507件。
- ・令和3年11月末までに接種希望者への1・2回目接種を概ね完了した（令和4年3月31日現在の2回目接種完了者：1,859,530人）。
- ・令和3年12月から開始された3回目接種については、令和4年3月末までに接種希望者のうち医療従事者と高齢者への接種を概ね完了した（令和4年3月31日現在の3回目接種完了者：987,162人）。
- ・東北大学ワクチン接種センターでは、県内における1・2回目接種の約14%に相当する516,513回の接種を行った。また、3回目接種を加速化するため、大規模接種会場としては全国的にも早い12月に同センターを再開し、エッセンシャルワーカーへの優先接種を実施するなど、ワクチン接種を推進している（令和4年3月31日現在の3回目接種回数：134,327人）。
- ・令和4年2月から可能となった5歳から11歳までの小児接種については、保護者が適切に判断できるよう、ワクチンの効果や安全性についての情報発信に努め、令和4年3月末までに34市町村が接種を開始している。
- ・「新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター」において、副反応等に関する県民からの相談に適切に対応した（令和4年3月31日現在の累計相談件数：30,962件）。
- ・令和3年4月から、12の専門的な医療機関において、接種医からの相談に適切に対応したほか、小児接種の開始に伴い、令和4年3月からは、県立こども病院においても相談対応を行っている。

《今後の課題》

- ・新型コロナウイルス感染症は流行の波があり、今後も中長期的に感染拡大が反復する可能性があることを前提に、保健医療提供体制を確保する必要がある。
- ・感染防止及び重症化予防の観点から、ワクチンの3回目接種を推進し、接種率を高めていく必要がある。
- ・3回目接種の必要性やオミクロン株に対するワクチンの有効性、交互接種の有効性と安全性等について県民が納得して接種を受けられるよう、端的で分かりやすい情報発信をしていく必要がある。

《令和4年度以降の取組》

- ・今後の感染拡大に備え、検査体制及び保健・医療提供体制の対策徹底・強化に努める。
- ・新型コロナウイルス感染症が収束に向かい、ワクチン接種が不要となるまで、感染状況や国の制度等の変化に応じた対応を継続していく

【担当：保健福祉部 子ども・家庭支援課】

《取組内容》

- ・児童養護施設等に対する衛生資材購入、感染が疑われる者を分離するための施設改修経費補助(継続)
- ・児童養護施設等を対象とした相談窓口の設置(継続)
- ・保護者がいづれも新型コロナウイルスに感染し、濃厚接触児童を監護する者が一時的に不在となった場合の一時保護を行う際、健康観察等を行う看護師を派遣(継続)

《成果（取組結果）》

- ・児童養護施設等に対して、衛生資材購入等の経費を補助した。(7施設)
- ・児童養護施設等の感染症相談窓口を宮城県看護協会に委託した。(R3相談件数8件)
- ・濃厚接触児童の一時保護に係る看護師の派遣により、適切に健康観察等を行った。(R3派遣実績38日)

《今後の課題》

- ・国の補助によって予算額が左右されることから、国の動きを注視していく必要がある。
- ・事業継続が必要な児童養護施設において、業務を継続していくために職員及び養育が必要な児童が感染症対策の徹底を継続して図っていく必要がある。

《令和4年度以降の取組》

- ・児童養護施設等に対する衛生資材購入等のための経費補助、感染症相談窓口設置を継続する。
- ・濃厚接触児童の一時保護に係る看護師派遣を継続する。

【担当：保健福祉部 子育て社会推進課】

《取組内容》

- ・認可外保育施設に対する衛生資材購入のための経費補助（継続）
- ・保育施設専用の感染症相談窓口の設置（継続）
- ・感染対策で保育士が自宅待機のため不足する場合、近隣保育所等からの保育士を派遣するための経費補助（継続）

《成果（取組結果）》

- ・認可外保育施設に対して人件費及び衛生資材等の経費を補助した。(59施設)
- ・保育施設専用の感染症相談窓口を宮城県看護協会に委託した。(相談件数：112件)
- ・新型コロナウイルスの感染対策に向けた支援により、保育を継続的に実施することに寄与した。

《今後の課題》

- ・感染拡大状況を国の基本的対処方針に適宜柔軟に対応し、感染防止対策を進める必要がある。
- ・保育の継続のため、感染状況に応じた対策が実施されるよう保育施設等に注意喚起を図るとともに、日頃からの感染拡大防止体制の充実が必要。

《令和4年度以降の取組》

- ・保育施設（公立・私立・認可外含む）が、具体的な対策を実施できるようメールや電話で応じる感染症相談窓口の設置を継続するとともに、認可外保育施設に対する衛生資材購入のための経費を補助する。
- ・保育従事者等の感染を早期に発見できる検査体制の充実を図る。

【担当：保健福祉部 障害福祉課】

《取組内容》

- 障害福祉施設への感染症相談窓口の設置（継続）
- 感染症発生施設の事業継続支援（継続）

《成果（取組結果）》

- 障害福祉施設への感染症相談窓口の設置
公益社団法人宮城県看護協会に、県内の障害福祉施設の感染症担当者からの相談窓口を設置し、各種相談への対応を行うとともに、施設からの求めに応じて専門家（感染管理認定看護師）を現場に派遣して施設のゾーニングなどの指導や職員向け予防対策の研修などを実施した。(令和3年度実績：電話相談86件、派遣34件)
- 感染症発生施設への事業継続支援（継続）
障害者入所施設等で感染症が発生した際のセーフティネット機能として、法人間の応援職員派遣体制を構築し、県と障害者入所施設等の運営法人との間で協定を締結している。
(協定締結法人16法人、派遣登録者数98人)

《今後の課題》

新型コロナウイルスの変異株の流行などにより、感染が急拡大する場面もあり、感染拡大時における障害福祉サービス提供に係る事業継続に向けた取組への支援の強化が必要である。

《令和4年度以降の取組》

障害福祉施設において、感染症対策を徹底し、感染症の発生やクラスターを防ぐためには、職員の感染症に対する正しい知識や理解に基づく感染対策の徹底が必要であり、引き続き、感染症相談窓口を設置し、感染防止や感染拡大時におけるBCP策定などの取組を支援する。また、応援職員派遣については、協定締結法人を増やすことで派遣体制を充実させるなど、障害福祉施設において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の支援体制の拡充を行う。

【担当：保健福祉部 薬務課】

《取組内容》

薬剤師がコロナウイルスに感染して調剤・服薬指導等の業務継続が難しい医療機関等への薬剤師派遣や、休業した薬局の再開継続に向けた経費補助を行い、地域に必要な医薬品

を速やかに提供できる体制の整備を図った。(継続)

《成果（取組結果）》

申請件数は0件だった。

《今後の課題》

特になし

《令和4年度以降の取組》

医薬品提供体制に必要な措置がある場合、県薬剤師会・病院薬剤師会及び医薬品卸組合等と連携し速やかに整備を図っていく。

【担当：経済商工観光部 富県宮城推進課】

《取組内容》

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、営業時間短縮等要請に全面的に協力した事業者に対する協力金の支給を行ったほか、経済状況の回復に向けて、業績が悪化した中小企業等の販路開拓や感染防止対策等の取組への支援、資金需要に対応する実質無利子・無担保の融資などを行った。(継続)

《成果（取組結果）》

営業時間短縮等要請に伴う協力金は、要請に協力いただいた県内の飲食店を中心とした事業者に対し給付を行い、感染拡大の防止に一定程度の成果があったものと認識している。また、新型コロナウイルスの影響により売上が減少した中小企業等の支援として約25億円を交付したほか、県制度融資の実績として約3,377億円の保証承諾を行っている。

《今後の課題》

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の低迷により、飲食業及びその取扱先などの関連事業者や、観光関連事業者など、幅広い業種において売上の減少など大きな影響を受けているため、事業者への助成支援や中小企業等の販路開拓や生産性向上、感染防止対策への支援、需要喚起など、県内経済の回復に向けた取組が必要。

《令和4年度以降の取組》

これまで行ってきた支援に加え、今後は、感染状況や医療提供体制のひっ迫度合いなどを注視しながら、感染対策と経済対策の両立を目指し、宿泊・観光需要の創出に向けた宿泊割引等への支援や、サービス業を広く支援するためのキャッシュレスポイント還元事業、中小企業等の販路開拓や生産性向上、業態転換に対する支援など、新型コロナウイルス感染症の長期化により冷え込んだ県内経済の回復に向けて、地域の実状をよく知る市町村とも連携しつつ、全力で取り組んでまいりたい。

前年度基金運用状況審査意見に対する執行部の対応状況

事項名：(1) 高等学校等育英奨学資金貸付基金について

| 意 見 の 内 容 |
|---|
| <p>高等学校等育英奨学資金貸付基金の奨学資金貸付金償還金の収入未済額が約3億5千7百万円で、前年度に比べ約1千5百万円増加し、各種対策を講じているものの、増加傾向に歯止めがかからず、今後の貸付に支障が生じることが危惧される。</p> <p>引き続き、収納促進策を講じるほか、貸付時の本人及び連帯保証人への条件説明を徹底するなど収入未済の発生抑制に積極的に取り組むとともに、未納者の連帯保証人に対する催告等の速やかな実施や債権回収業務委託の活用など、今後の債権管理に万全を期されたい。</p> |
| 対 応 の 状 況 |
| <p>【担当：教育庁 高校教育課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還方法については、原則口座振替としているが、残高不足や口座を解約した場合など、償還期日に口座振替できない場合に、振込用紙同封の督促状を送付し納付を促した。(継続) ・未納状態が継続している者には、年2回未納額総額を明記した納付督促書を送付し納付を促した。(継続) ・さらに、2か月以上の滞納者に対しては、年2回、その連帯保証人宛に催告文書を送付し納付を促した。(拡充) ・平日昼間に電話が繋がらない者に対しては、朝夕に電話による督促を行った。(継続) ・滞納者が納付したい時にタイミングを逃さず受領できるよう、就学支援班の職員全員を現金取扱員に指定した。(継続) ・償還口座について、借受者口座と連帯保証人口座のいずれかを選択できることとした。(継続) ・住所の異動を届けずに転居した者など、所在不明な滞納者に対しては、住民基本台帳ネットワークシステムや個性の公用請求等による居住地調査に重点的に取組み、速やかに督促を行った。(継続) ・償還方法について、借受者が償還しやすいよう、月賦償還、半年賦償還、年賦償還、月賦と半年賦償還の併用償還の4種類の方法を選択可能としている。なお、納付相談等により、一時的に償還困難な状況が判明した滞納者に対しては、その滞納額をさらに分割して納付することを可能としている。(継続) ・生活保護、失業中、育児休業等の無給・減給など、経済的困窮等により償還が困難な借受者に対しては、償還の猶予申請を案内し、新たな収入未済の発生抑制に努めた。(継続) ・高等学校校長会や高等学校教育関係所管事務説明会など、県内高校の管理職等が参集する会議において、収入未済が増加している状況を説明し、申請時の面談や決定時の交付式の間では、償還金が新たな奨学資金の貸付原資になっていること、その償還が滞ると制度の運用に支障を来すことから就労後は滞りなく償還することを、奨学生に対して丁寧に説明するよう依頼した。(継続) ・債権回収会社（サービサー）へ業務委託を行い、回収困難案件の回収に取り組んだ。(継続) ・収入未済縮減に向けた取組を確実に推進するため、「高等学校等育英奨学資金 収入未済縮減に向けた取組方針」（以下「取組方針」という。）を策定した。(継続) ・私立高校など、収入未済の割合が高校に対して、現状の認識や償還の重要性を理解し奨学生としての自覚を持たせる指導を行うよう協力を要請した。(継続) <p>《成果（取組結果）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過年度の収入未済のうち、48,037,442円を回収し、収入未済の縮減に努めた。 <p>《今後の課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該貸付金は、国の特殊法人等整理合理化計画により旧日本育英会から移管され、平成17年度から県事業として貸付を開始した事業であり、最初の大学卒業生が発生した平成24年度から償還対象者が年々増加し、令和3年度が償還額のピークを迎える見込であり、それに併せて収入未済も増加している。 ・貸付金の償還は、10年程度の長期間に行われているが、償還対象者のうち、例年約2割強の方が未納になっているのが現状である。 ・この割合を減少させるため、貸付時においては、「貸付を受ける（返済を要する）」という自覚を強く持つこと、償還が新たな貸付金の原資になることなど、制度の趣旨を丁寧に説明していく必要がある。 ・また、貸付後においては、債権管理を徹底するとともに、滞納案件に対しては取組方針に基づき、初期段階で速やかに督促状や電話等で納付を促し、滞納を長期化させない対応を確実に行う必要がある。 ・さらに、近年、償還対象者及び連帯保証人が自己破産する案件が増加していることから、その対応を整理する必要がある。(継続) <p>《令和4年度以降の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組方針に基づき、滞納者や連帯保証人に対して、督促状の送付、電話による督促、納付催告書の送付などの対応を行うとともに、訪問督促については、滞納者のほか、連帯保証人に対しても積極的に行っていく。 ・2か月以上の滞納者の連帯保証人に対する催告文書の送付を年2回以上実施する。 ・債権回収会社（サービサー）への業務委託による回収を拡充していく。 |

